

令和8年3月3日開会

令和8年3月24日閉会

令和8年三宅町議会 第1回定例会会議録

三宅町議会

令和8年3月三宅町議会第1回定例会会議録目次

招集告示	1
会期日程表	2
第 1 号 (3月3日)	
出席議員	3
欠席議員	3
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	3
職務のため会議に出席した者の役職氏名	3
議事日程	4
議長挨拶	6
町長挨拶	6
開会の宣告	7
議事日程の報告	7
会議録署名議員の指名	7
会期の決定	7
諸般の報告	7
選任第1号の上程、採決	8
議案第1号～報告第2号の上程、説明	9
同意第1号の上程、説明、質疑、採決	32
同意第2号の上程、説明、質疑、採決	33
同意第3号の上程、説明、質疑、採決	34
追加議案の上程	35
議案第24号の上程、説明	35
請願第1号の上程、説明	36
散会の宣告	37
第 2 号 (3月5日)	
出席議員	39
欠席議員	39

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	39
職務のため会議に出席した者の役職氏名	39
議事日程	40
開議の宣告	41
議事日程の報告	41
議案第1号～議案第5号の委員会付託	41
議案第6号～承認第2号の委員会付託	41
請願第1号の委員会付託	42
一般質問	42
久保憲史君	42
渡辺哲久君	45
森内哲也君	54
松本健君	68
辰巳光則君	79
梅本睦男君	91
川鱒実希子君	98
池田年夫君	106
散会の宣告	115

第 3 号 (3月24日)

出席議員	117
欠席議員	117
地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名	117
職務のため会議に出席した者の役職氏名	117
議事日程	118
開議の宣告	119
発言の訂正	119
議事日程の報告	119
特別委員会及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決	120
動議の提出	142

日程の追加	142
発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決	143
閉会中の継続審査について	145
町長挨拶	145
閉会の宣告	146
署名議員	147

三宅町告示第8号

令和8年3月三宅町議会第1回定例会を
次のとおり招集する

令和8年2月13日

三宅町長 森 田 浩 司

記

1. 招集日時 令和8年 3月 3日 火曜日
午 前 10時00分 開 会
1. 招集場所 三宅町役場 3階 議会議場

令和8年3月三宅町議会第1回定例会

会期日程表

令和8年 3月 3日火曜日

22日間

令和8年 3月24日火曜日

目次	月日曜日	開会時間	摘要
第1日目	3月3日 火曜日	午前10時00分	定例会開明 (提案説明)
第2日目	3月4日 水曜日		休会
第3日目	3月5日 木曜日	午前9時30分	定例会再開 (一般質問)
第4日目	3月6日 金曜日		休会
第5日目	3月7日 土曜日		休会
第6日目	3月8日 日曜日		休会
第7日目	3月9日 月曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会
第8日目	3月10日 火曜日		休会
第9日目	3月11日 水曜日	午前9時30分	予算審査特別委員会
第10日目	3月12日 木曜日		休会
第11日目	3月13日 金曜日		休会
第12日目	3月14日 土曜日		休会
第13日目	3月15日 日曜日		休会
第14日目	3月16日 月曜日	午前9時30分	総務建設常任委員会
第15日目	3月17日 火曜日	午前9時30分	福祉文教常任委員会
第16日目	3月18日 水曜日		休会
第17日目	3月19日 木曜日		休会
第18日目	3月20日 金曜日		休会
第19日目	3月21日 土曜日		休会
第20日目	3月22日 日曜日		休会
第21日目	3月23日 月曜日		休会
第22日目	3月24日 火曜日	午前10時00分	定例会再々開

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

招集の日時 令和8年3月3日火曜日午前10時00分開会

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	吉弘拓生
教育長	大泉志保	総務部長	森本典秀
公共インフラ整備推進部長	岡橋正織	住民生活部長	宮内秀樹
健康子ども部長	植村恵美	教育委員会事務局長	出口正
会計管理者	田中修三	監査委員	堀内庄左エ門

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀川佳則	モニター室係	今中建志
モニター室係	内野孝彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	川鱈実希子	5番議員	松本健
------	-------	------	-----

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第1号〕

議 事 日 程

令和8年 3月 3日 火曜日

午 前 10時00分 開 会

- 日程第1 会議録署名議員の指名
- 日程第2 会 期 の 決 定
- 日程第3 諸 般 の 報 告
- (1) 会計監査報告
- 日程第4 選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任について
- 日程第5 議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算について
- 日程第6 議案第2号 令和8年度三宅町国民健康保険特別会計予算について
- 日程第7 議案第3号 令和8年度三宅町介護保険特別会計予算について
- 日程第8 議案第4号 令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算について
- 日程第9 議案第5号 令和8年度三宅町下水道事業会計予算について
- 日程第10 議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算について
- 日程第11 議案第7号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第12 議案第8号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算について
- 日程第13 議案第9号 令和7年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算について
- 日程第14 議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第15 議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第16 議案第12号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第17 議案第13号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第18 議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する

る法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定について

- | | | |
|--------|--------|--|
| 日程第19 | 議案第15号 | 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第20 | 議案第16号 | 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第21 | 議案第17号 | 三宅町乳児等通園支援事業に関する条例の制定について |
| 日程第22 | 議案第18号 | 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第23 | 議案第19号 | 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定について |
| 日程第24 | 議案第20号 | 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定について |
| 日程第25 | 議案第21号 | 工事請負契約の締結について（今石井堰更新工事） |
| 日程第26 | 議案第22号 | 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定について |
| 日程第27 | 議案第23号 | 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定について |
| 日程第28 | 承認第1号 | 令和7年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の承認について |
| 日程第29 | 承認第2号 | 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認について |
| 日程第30 | 報告第1号 | 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算の専決処分の報告について |
| 日程第31 | 報告第2号 | 令和8年度三宅町土地開発公社予算の報告について |
| 日程第32 | 同意第1号 | 三宅町公平委員会委員の選任について |
| 日程第33 | 同意第2号 | 三宅町農業委員会委員の任命について |
| 日程第34 | 同意第3号 | 三宅町教育委員会教育長の任命について |
| 追加日程第1 | 議案第24号 | 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について |
| 追加日程第2 | 請願第1号 | 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願 |

◎議長挨拶

○議長（瀬角清司君） おはようございます。

定刻となりましたので、始めてまいりたいと思います。

本日、令和8年3月三宅町議会第1回定例会を招集されましたところ、議員各位には公私ご多忙の中ご出席いただきまして、誠にありがとうございます。

本日提出されております議案につきましては、令和8年度三宅町一般会計予算についてをはじめとする選任1件、議案23件、承認2件、報告2件、同意3件が提出されております。

議員各位におかれましては、円滑に議事を進められますよう議会運営にご協力を賜り、慎重審議をお願い申し上げまして、開会の挨拶としたいと思います。

また、スマートフォン等をお持ちの方は、マナーモードに設定するか、電源をお切りくださいますようお願いを申し上げます。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 開会に先立ち、森田町長より挨拶をいただきます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 皆さん、おはようございます。

議長のお許しをいただきましたので、令和8年3月三宅町議会第1回定例会の開会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

議員各位には、年度末の公私ご多忙の中、ご出席賜り、厚く御礼申し上げます。また、日頃より町政発展のため、ご支援、ご協力を賜っておりますこと、重ねて御礼申し上げます。

さて、令和8年度の当初予算は、「暮らしに身近な施策の実施」「未来に向けた積極的な投資」「共感と納得・職員の業務バランス」の3つの柱とし、住民ニーズに柔軟に対応しつつ、未来を見据えた新たな町づくりを目指す予算編成を行いました。

では、本定例会に提出しております案件は、令和8年度一般会計当初予算をはじめとする当初予算案5件、令和7年度一般会計第7回補正予算をはじめとする補正予算案4件、条例の制定と一部改正10件、計画の策定1件、請負契約の変更1件、指定管理者の指定2件、補正予算の専決処分の承認案件2件と報告案件2件、同意案件3件の重要案件でございます。

議員皆様におかれましては、何とぞ慎重ご審議賜りますようお願い申し上げ、開会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。どうぞよろしくお願いいいたします。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

◎開会の宣告

○議長（瀬角清司君） ただいまの出席議員数は9名で、定足数に達しております。

よって、令和8年3月三宅町議会第1回定例会は成立いたしましたので、開会し、直ちに本日の議会を行います。

(午前10時02分)

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） なお、本日の議事日程は、お手元に配付してあるとおりでございます。

◎会議録署名議員の指名

○議長（瀬角清司君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、三宅町議会会議規則第127条の規定により、3番議員、川緒実希子君、5番議員、松本 健君の2人を指名いたします。

◎会期の決定

○議長（瀬角清司君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

お諮りします。

今期定例会の会期は、本日3月3日より3月24日までの22日間としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日3月3日より3月24日までの22日間とすることに決定いたしました。

◎諸般の報告

○議長（瀬角清司君） 日程第3、諸般の報告を行います。

堀内庄左エ門代表監査委員より会計監査報告を求めます。

堀内代表監査委員。

○監査委員（堀内庄左エ門君） おはようございます。

それでは、監査結果をご報告申し上げます。

去る2月18日、辰巳監査委員と共に令和7年度定期監査を実施いたしましたので、その結果をご報告申し上げます。

監査委員報告。

令和7年度会計の予算執行状況及び現金の出納保管、資金の運用等について、関係書類及び各帳票類の提出を求め、関係職員の説明を受け、厳正なる監査を行いました。

その結果、地方自治法をはじめとする関係法令に抵触するところもなく、適正に実施されているものと認めましたので、ここにご報告申し上げます。

令和8年3月3日、三宅町代表監査委員 堀内庄左エ門。

以上です。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

これで諸般の報告を終わります。

◎選任第1号の上程、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第4、選任第1号 三宅町予算審査特別委員会委員の選任についてを議題といたします。

予算審査のため、三宅町予算審査特別委員会を三宅町議会委員会条例第5条第1項の規定により設置したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、三宅町予算審査特別委員会を設置することに決定いたしました。

お諮りします。

三宅町予算審査特別委員会委員の選任については、委員会条例第7条第1項の規定により、議長において指名をし、委員長及び副委員長については、委員会条例第8条の規定がありますが、お手元に配付いたしました議案のとおり指名したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、三宅町予算審査特別委員会委員の選任については、配付いたしました議案のとおり

り選任することに決定いたしました。

◎議案第1号～報告第2号の上程、説明

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算についてより日程第34、同意第3号 三宅町教育委員会教育長の任命についてまでの各議案につきましては、既に招集通知とともに配付いたしておりますので、各位におかれましては熟読願っている関係上、この際、議案の朗読を省略いたしたいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認め、議案の朗読を省略いたします。

お諮りします。

日程第5、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算についてより日程第31、報告第2号 令和8年度三宅町土地開発公社予算の報告までの議案23件、承認2件、報告2件を一括上程いたしたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認め、一括上程いたします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和8年3月三宅町議会第1回定例会に提出いたしました当初予算案をはじめとする多数の重要案件をご提案申し上げ、ご審議をお願いするところでございますが、初めに予算編成の基本姿勢を、その後、各提案議案の概要についてご説明申し上げます。

まず、予算に係る国・県の動向等について触れさせていただきます。

令和8年度政府予算案における一般会計の総額は、2年連続で過去最大を更新し、122兆3,000億円となっております。これは、前年度と比較して約7兆1億円の増加となっております。

特に、長らく続いたゼロ金利政策の終了を受け、利払い費が大幅に増加し、想定金利が前年度の2%から3%に引き上げられたことは、財政運営の大きな転換点と言えます。

さらに、能登半島大地震などの教訓を踏まえ、災害対応を一元化する防災庁の設置に向けた予算が本格的に計上されたこと、文部科学省の予算案において、学校給食の抜本的な負担

軽減が盛り込まれたことが注目されています。

また、奈良県では、一般会計の総額が9,468億円となり、県政史上初めて9,000億円を超える過去最大規模の予算編成となっており、大型のインフラ整備や教育環境の改善、文化施設の再整備などに重点が置かれています。

そのような中、本町における財政力指数は、令和4年度から令和6年度までの3年間の平均が0.26%と、依然、財政力が弱い数値を推移している状態ですが、経常収支比率や実質公債費比率から見る財政状況は、おおむね健全な状態にあると言えます。

しかしながら、少子高齢化や人口減少が引き続き進行する社会において、不確実性が高まる中、社会課題や住民ニーズは一層複雑かつ多様化しており、その課題解決と価値創造に向けた政策や施策を戦略的かつ着実に立案・推進していくことが必要とされています。

本町においても、現下の厳しい社会情勢を踏まえ、前例踏襲の予算では、その急速に変化する社会環境や多様化する住民ニーズに柔軟な対応ができるとは言い切れません。そのため、これからの未来を見据え、現場の声と分析によるデータの下、思いつきや単なる応急対応ではない施策を立案していくべきと考えました。

令和8年度は、予算編成方針における3つの柱を軸に、挑戦と失敗を許容し、失敗から学ぶ文化を対話から生み出し、「誰もが自分らしく幸せに暮らせるまち」を目指して、「まちの共創者」として町づくりに取り組んでまいります。

特に、令和7年度に引き続き、第2次総合戦略におけるオペレーション期に位置づけられている年度であり、真に必要な事業を見極めた上で、限られた財源の中で最大限に効果を発揮することができるよう予算編成を行いました。

なお、例年のこととなりますが、予算の執行に当たりましても、会計規則等のコンプライアンスを全職員が厳守するよう徹底してまいります。

それでは、新年度の予算の全体像について、部局別の主な事業をご説明いたします。

初めに、総務部では、主に、現在廃止されている旧上但馬保育所の解体工事に係る設計を行うため、公共施設管理費397万2,000円を、災害に備え防災備蓄品の整備を進めるとともに、地域防災力の強化に向けて防災士の養成を継続的に推進するため、災害に強いまちづくり事業として406万7,000円を、魅力ある町づくりを目的に集落支援員の配置を推進するため、地域コミュニティ事業として400万円を、将来の学校建て替えに伴う自主財源を確保するため、企業版ふるさと納税の目標額を4億5,000万円と設定し、その他の事業費を合わせ、企業版ふるさと納税推進事業として5億2,608万7,000円を、物価高騰への負担軽減のため、タクシ

一補助券を増額する地域公共交通事業の1,527万3,000円を、町内での起業を推進するため、空き家を活用して起業する費用の一部を助成する空き家対策事業費750万1,000円などの予算を計上し、事業に取り組むこととしております。

次に、住民生活部では、主にマイナンバーカードを利用した証明書のコンビニ交付サービス事業に要する費用として347万2,000円を、子ども医療費の無償化導入を含む子ども医療費助成事業として1,915万1,000円を、地域の健康と医療を支えるため、各特別会計への費用負担として2億4,757万6,000円などの予算を計上し、事業に取り組むこととしております。

次に、健康子ども部では、主に、物価高騰の中、子育て世帯への支援策として、幼稚園の給食費の抜本的な負担軽減の実施を、働き盛り世代への健康づくりプログラムを継続するため、みやけウェルネスタウン事業費397万9,000円を、質の高い教育・保育を実現するため、保育教諭の研修体制を充実すべく、保育環境向上事業として129万7,000円などの予算を計上し、事業に取り組むこととしております。

次に、公共インフラ整備推進部では、主に都市計画マスタープランの改定及び立地適正化計画の策定費として1,328万7,000円を、老朽化した農業水路等の改修を計画的に進めるために実施している、令和8年度から新規地区に着手するための実施計画策定費1,101万円を、道路や橋梁の舗装・補修整備を計画的に進めるとともに、京奈和自動車道三宅インターチェンジへのアクセス道路となる三宅1号線及び大和平野中央構想周辺のインフラ整備を引き続き推進するための事業費として3億6,013万円を予算計上し、事業に取り組むこととしております。

最後に、教育委員会事務局では、主に小学校の建て替えを機に、学校を核とした町づくりを推進するための未来の学校プロジェクト事業費1,045万4,000円を、教育相談室Gloveをはじめとする教育相談室運営事業費396万2,000円を、幼稚園と同様、三宅小学校においても、給食費の抜本的な負担軽減を実施するなどの予算を計上し、事業に取り組むこととしております。

続きまして、今定例会に上程いたしました各議案のご説明を申し上げます。

まず、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算についてご説明いたします。

歳出よりご説明いたしますので、50、51ページをご覧ください。

まず、人件費につきましては、例年どおり各科目において計上しており、総額で、前年度比1億1,673万1,000円増の11億1,335万9,000円を計上いたしました。

では、初めに、1款議会費につきましては、議会運営及び議会活動に係る経費として、前

年度比119万1,000円増の6,488万8,000円を計上したものでございます。

続いて、52、53ページをご覧ください。

2款、1項、1目一般管理費では、総務、人事給与、財政事務に係る経費として、昨年度と比べ、人事院勧告に伴う給与改定による人件費の増加により、1億5,455万円増の3億8,230万2,000円を計上したものでございます。

54、55ページ下段をご覧ください。

2目文書広報費では、広報誌及び例規集に係る経費として、昨年度と比べ、保守委託料の増加により、234万8,000円増の1,336万5,000円を、続いて、56、57ページをご覧ください。

3目財産管理費では、施設管理及び公用車管理に係る経費として、昨年度と比べ、つながり総合センター解体工事に伴う工事請負費の減額などにより、9,440万円減の6,360万4,000円を、続いて、58、59ページ下段からご覧ください。

4目企画費では、電子計算業務及び企業版ふるさと納税に係る経費として、昨年度と比べ、企業版ふるさと納税基金積立金の増額などにより、5億1,390万3,000円増の7億2,416万8,000円を、60、61ページをご覧ください。

5目公平委員会費では、昨年度と比べ1万円増の4万円を、6目諸費では、地域コミュニティや防犯・交通安全啓発に係る経費として、昨年度と比べ、集落支援員配置補助金の増額などにより、298万2,000円増の1,627万5,000円を、7目交流まちづくりセンター費では、交流まちづくりセンターの運営に係る経費として、昨年度と比べ、備品購入費の増額などにより、385万9,000円増の5,920万1,000円を、62、63ページ下段をご覧ください。

8目財政調整基金費では、昨年度と比べ471万円増の1,214万8,000円を、64、65ページをご覧ください。

2項、1目税務総務費では、税務事務に係る経費として、昨年度と比べ36万6,000円増の7,032万6,000円を、66、67ページをご覧ください。

3項、1目戸籍住民基本台帳費では、戸籍・住民基本台帳事務に係る経費として、昨年度と比べ、電算事務委託料の減額に伴い、1,705万3,000円減の3,447万円を、68、69ページをご覧ください。

4項、1目選挙管理委員会費では、昨年度と比べ46万2,000円増の611万8,000円と、70、71ページをご覧ください。

7目町議会議員選挙費で5万3,000円、11目知事及び県議会議員選挙費で847万5,000円を、5項、2目統計調査費では、昨年度と比べ、国勢調査費の減額により、461万2,000円減の41

万円を、72、73ページ中段をご覧ください。

6項、1目監査委員費では、昨年度と比べ3,000円減の39万4,000円を計上しており、2款総務費全体において、前年度比5億3,690万1,000円増の13億9,134万9,000円を計上したものでございます。

続きまして、同ページ中段からご覧ください。

3款、1項、1目社会福祉総務費では、様々な社会福祉事業に係る経費として、昨年度と比べ、主に扶助費の増加により、8,611万4,000円増の6億6,767万円を、76、77ページをご覧ください。

2目老人福祉費では、老人福祉事業に係る経費として、昨年度と比べ、人件費の組替えなどにより、683万7,000円減の2億613万2,000円を、78、79ページをご覧ください。

3目消費生活総務費では、消費生活相談等に係る経費として、昨年度と比べ1万6,000円増の36万7,000円と、4目国民年金費では、国民年金の事務経費として、昨年度と比べ、人件費の組替えにより、425万3,000円増の800万2,000円を、80、81ページをご覧ください。

6目人権センター費では、人権センターの運営に係る経費として、昨年度と比べ70万4,000円減の531万7,000円を、7目後期高齢者医療費では、昨年度と比べ、後期高齢者医療特別会計繰出金の増額などにより、382万6,000円増の1億5,298万3,000円を、82、83ページをご覧ください。

2項、1目児童福祉総務費では、児童福祉事業に係る経費として、昨年度と比べ、システム導入委託料や子どもの居場所づくり支援事業補助金の増額などにより、2,139万2,000円増の2億2,506万7,000円を、84、85ページをご覧ください。

2目母子福祉費では、母子福祉事業に係る経費として、昨年度と比べ75万9,000円減の571万円を、6目幼児園費では、幼児園の運営に係る経費として、昨年度と比べ、人件費及び人材派遣委託料の増額などにより、2,693万4,000円増の3億3,455万6,000円を、86、87ページ下段をご覧ください。

8目放課後児童健全育成事業費では、昨年度と比べ、放課後児童健全育成事業業務委託料の減額により、429万8,000円減の4,147万2,000円を計上しており、3款民生費全体において、前年度比1億2,993万7,000円増の16億4,727万6,000円を計上したものでございます。

続いて、88、89ページをご覧ください。

4款、1項、1目保健衛生総務費では、昨年度と比べ、人件費の減額などにより、510万8,000円減の1億4,929万5,000円を、90、91ページ中段をご覧ください。

2目みやげウェルネス2025では、昨年度と比べ、事業拡充のため、223万7,000円増の397万9,000円を、3目環境衛生費では、環境衛生事業に係る経費として、昨年度と比べ、八ヶ郷墓地火葬場の改修・整備に係る財政支援負担金などの増加により、223万7,000円増の253万1,000円を、92、93ページをご覧ください。

2項、1目清掃総務費では、ごみ収集事業に係る経費として、昨年度と比べ、ごみ収集車両の購入を計画するものの、ごみ・し尿収集処理委託料及び山辺・県北西部広域環境衛生組合市町村負担金の減額などにより、105万円減の1億3,068万7,000円を、94、95ページをご覧ください。

3項、1目上水道費では、昨年度と比べ86万7,000円増の2,122万7,000円を計上しており、4款衛生費全体において、前年度比81万7,000円減の3億771万9,000円を計上したものでございます。

次に、6款、1項、1目農業委員会費では、農業委員会の運営に係る経費として、昨年度と比べ115万2,000円減の1,301万3,000円を、96、97ページをご覧ください。

2目農業総務費では、昨年度と比べ、人件費の組替えなどにより、211万9,000円減の1,522万9,000円を、98、99ページ中段をご覧ください。

3目農業振興費では、昨年度と比べ、三宅次世代型農業推進事業委託料などの減額により、348万9,000円減の592万3,000円を、4目農地費では、農政事業に係る経費などとして、昨年度と比べ、今石井堰改修工事費の減額などにより、7,478万8,000円減の2,200万4,000円を、100、101ページ中段をご覧ください。

2項、1目林業振興費では、昨年度と比べ6,000円減の73万4,000円を計上しており、6款農業水産業費全体では、前年度比8,155万円減の5,690万3,000円を計上したものでございます。

次に、7款商工費では、商工・産業・観光事業などに係る経費として、前年度比152万円減の648万9,000円を計上したものでございます。

次に、102、103ページをご覧ください。

8款、1項、1目土木総務費では、土木事業などに要する経費として、昨年度と比べ、道路台帳補正業務委託料や旧小集落地区改良事業に伴う残存家屋解体工事の工事請負費などの増額により、3,052万3,000円増の1億2,379万2,000円を、104、105ページ中段をご覧ください。

2項、1目道路維持費では、道路及び河川等に係る経費として、昨年度と比べ、維持補修

工事請負費の増額などにより、1,340万6,000円増の4,688万3,000円を、106、107ページをご覧ください。

2目道路新設費では、三宅1号線道路整備事業等の事業経費として、昨年度と比べ、設計委託料は減少しているものの、舗装・補修工事に係る工事請負費の増額により、5,506万7,000円増の3億46万6,000円を、また、3項、1目都市計画総務費では、都市計画事業に係る経費として、昨年度と比べ40万2,000円減の1,426万6,000円を、108、109ページをご覧ください。

3目公園費では、公園などの維持管理経費として、昨年度と比べ、児童公園の改修工事に伴う維持・補修工事請負費の増額により、352万8,000円増の722万円を、4目下水道費では、昨年度と比べ、下水道事業会計への繰出金の減少により、1,182万7,000円減の1億3,786万5,000円を、また、4項、3目企業立地促進費では、企業誘致に係る経費として、昨年度と比べ63万7,000円減の249万7,000円を、110、111ページをご覧ください。

4目大和平野中央プロジェクト費では、昨年度と比べ、公有財産購入費及び事業関係補償補填賠償金が減少したものの、三宅5号線道路改良工事に係る工事請負費の増額により、176万1,000円増の7,536万2,000円を、また、5項、1目住宅管理費では、町営住宅の管理に係る経費など、昨年度と比べ、委託料の減少などにより、115万3,000円減の2,058万8,000円を計上しており、8款土木費全体において、前年度比9,026万6,000円増の7億2,893万9,000円を計上したものでございます。

次に、112、113ページ下段をご覧ください。

9款、1項、1目消防総務費では、昨年度と比べ、総合ハザードマップ等作成業務委託料などの減額により、791万6,000円減の1億6,674万9,000円を、114、115ページ中段をご覧ください。

2目水防費では、昨年度と同額の110万2,000円を、3目非常備消防費では、昨年度と比べ60万4,000円増の1,007万4,000円を、続いて、116、117ページをご覧ください。

4目消防施設費では、昨年度と同額の20万1,000円を計上しており、9款消防費全体において、前年度比731万2,000円減の1億7,812万6,000円を計上したものでございます。

次に、10款、1項、1目教育委員会費では、教育委員会運営に係る経費として、昨年度と比べ4万円増の136万7,000円を、2目事務局費では、昨年度と比べ、人件費及び未来の学校プロジェクト事業費の増額により、3,366万円増の7,679万5,000円を、118、119ページ下段をご覧ください。

2項、1目学校管理費では、小学校の管理運営経費として、昨年度と比べ、備品購入費の減少などにより、1,912万8,000円減の1億234万9,000円を、122、123ページをご覧ください。

2目教育振興費では、昨年度と比べ67万7,000円減の554万2,000円を、3目学校給食費では、小学校の学校給食に係る経費として、昨年度と比べ、賄い材料費の増加などにより、266万4,000円増の3,546万5,000円を、124、125ページをご覧ください。

3目、1項中学校費では、昨年度と比べ、式下中学校組合負担金の減額により、1,317万7,000円減の6,998万4,000円を、4項、1目幼稚園費では、私立幼稚園に通う児童に係る経費として、昨年度と比べ3,000円増の106万1,000円を、5項、1目社会教育総務費では、社会教育事業に係る経費として、昨年度と比べ、人件費の組替えなどにより、964万8,000円減の3,421万5,000円を、128、129ページをご覧ください。

3目社会教育施設費では、社会教育施設の管理経費として、昨年度と比べ、文化ホールトイレの修繕費の増額などにより、351万8,000円増の1,762万4,000円を、5目文化財保護費では、昨年度と比べ、古墳調査委託料の減額などにより、164万2,000円減の425万8,000円を、130、131ページをご覧ください。

6項、1目保健体育総務費では、社会体育事業に係る経費として、昨年度と比べ7万円減の137万2,000円と、2目体育施設費では、体育施設の運営管理に係る経費として、昨年度と比べ、体育館指定管理委託料の増額により、306万1,000円増の1,510万7,000円を計上しており、10款教育費全体においては、前年度比155万1,000円減の3億6,513万9,000円を計上したものでございます。

次に、132、133ページをご覧ください。

12款公債費では、町債に係る償還元金及び利子として、前年度比528万6,000円増の3億9,633万9,000円を計上したものでございます。

最後に、同ページ中段をご覧ください。

14款予備費につきましては、前年度比341万9,000円増の3,888万3,000円を計上したものでございます。

次に、歳入のご説明をいたします。

16、17ページまでお戻りください。

1款、1項町民税については、増収を見込み、前年度比1,415万6,000円増の2億9,738万2,000円を、2項固定資産税については、増収を見込み、29万5,000円増の2億4,481万1,000円を、3項軽自動車税については、増収を見込み、16万8,000円増の2,296万1,000円を、4

項町たばこ税については、減収を見込み、80万5,000円減の3,922万円と推計し、款1町税全体では、前年度比1,381万4,000円増の6億437万4,000円を計上いたしました。

また、2款地方譲与税につきましては、2項自動車重量譲与税から5項森林環境譲与税までにおいて、104万9,000円増の2,202万9,000円と推計し、3款利子割交付金については、16万5,000円増の52万3,000円を計上いたしました。

20ページ、21ページをご覧ください。

4款配当割交付金では、120万7,000円増の990万6,000円を、5款株式等譲渡所得割交付金では、210万3,000円増の1,066万1,000円を、6款法人事業税交付金では、55万4,000円増の587万3,000円を、7款地方消費税交付金では、541万4,000円増の1億3,380万4,000円を、8款環境性能割交付金では、1万5,000円減の398万7,000円を、22、23ページをご覧ください。

9款地方特例交付金では、27万2,000円減の472万2,000円を計上し、10款地方交付税については、普通交付税の19億8,624万1,000円と特別交付税の3億5,765万円を合わせ、2億1,789万1,000円増の23億4,389万1,000円を計上したものでございます。

続いて、同ページの中段からご覧ください。

12款分担金及び負担金については、式下中学校普通交付税負担金をはじめ、保育所入所受託負担金などを合わせ、前年度比1,403万9,000円減の4,097万5,000円を、24、25ページ中段をご覧ください。

13款使用料及び手数料については、町営住宅使用料、指定ごみ袋売り払い手数料などを合わせ、前年度比165万円減の3,920万5,000円を計上いたしました。

続いて、28、29ページ中段からご覧ください。

14款国庫支出金については、歳出経費を基に、国庫補助事業の補助率から交付金・補助金の算定を行い、法定受託事務委託金等の収入見込みを合わせ、前年度比5,399万1,000円減の5億342万6,000円を計上いたしました。

続いて、34、35ページをご覧ください。

15款県支出金については、国庫補助事業における県負担分、県単独補助事業による補助率の算定及び県税徴収などの事務委託金等の収入を見込み、前年度比4,400万8,000円増の2億6,900万3,000円を計上いたしました。

続いて、40、41ページをご覧ください。

16款財産収入については、基金の運用益収入増により、1,144万9,000円増の1,940万3,000円を、17款寄附金については、企業版ふるさと納税の増額などにより、4億4,730万円増の

5億2,200万1,000円を、42、43ページをご覧ください。

18款繰入金については、それぞれの基金を各事業に充当するため、前年度比2,856万8,000円減の1億3,167万9,000円を計上いたしました。

また、19款繰越金については、令和7年度決算による繰越しを見込み、1億1,253万2,000円を、44、45ページをご覧ください。

20款諸収入については、デジタル基盤改革支援補助金の減額などにより、2,128万1,000円減の6,900万6,000円を計上いたしました。

続いて、46、47ページをご覧ください。

21款町債では、地方交付税の振替財源となる過疎対策事業債及び公共施設等適正管理推進事業債等の借入予定額を合わせ、前年度比3,670万円減の3億3,500万円を計上いたしました。

以上のことから、令和8年度の一般会計予算の総額は51億8,200万円となり、対前年度比プラス15%の6億7,425万円の増額としております。

次に、各特別会計予算及び企業会計の予算についてご説明をいたします。

議案第2号 令和8年度三宅町国民健康保険特別会計予算については、保険給付費などの増額により、対前年度比プラス7.5%、5,355万8,000円増の7億6,645万4,000円を計上しております。

続いて、議案第3号 令和8年度三宅町介護保険特別会計予算については、こちらも保険給付費などの増額により、対前年度比プラス4.5%、3,962万円増の9億2,489万9,000円を計上しております。

続いて、議案第4号 令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算については、広域連合納付金などの増額により、対前年度比プラス8%、1,408万3,000円増の1億9,027万7,000円を計上しております。

なお、令和8年度の3つの特別会計の総額は18億8,163万円となり、対前年度比プラス6%、1億726万1,000円の増額となっております。

次に、議案第5号 令和8年度三宅町下水道事業会計予算については、下水道事業収益及び下水道事業費用において、対前年度比マイナス0.8%の2億5,800万円を、資本的収入では、対前年度比マイナス0.5%の8,082万9,000円を、資本的支出では、対前年度比マイナス0.6%の1億6,500万円を計上しております。

以上が、議案第1号から第5号までの新年度予算の概要でございます。

なお、予算執行に当たっては、計画的かつ効率的な執行を徹底し、引き続き経常経費の節

減・合理化と、年度内においても歳入財源の情報収集を図りながら、財源確保に努めてまい
る所存でございます。

次に、議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算についてご説明いたします。
歳入からご説明いたしますので、補正予算書の16ページ、17ページをご覧ください。

10款地方交付税では、普通交付税が追加交付されたことに伴い、8,456万4,000円の増額を
行うものでございます。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生負担金では、町外の園児受入れ数の実績見
込みにより、保育所入所受託負担金360万2,000円の増額と、事業の利用者数の実績見込み
により、子育て世帯訪問支援事業利用者負担金2万3,000円の減額を行うとともに、入所措置
者の実績見込みにより、養護老人ホーム入所措置負担金20万7,000円の減額を行うもの
でございます。

また、3目衛生負担金では、予防接種の実績見込みにより、予防接種個人負担金28万円の
減額を、5目農業水産業負担金では、今石井堰改修に係る設計及び工事費の確定に伴い、受
益者負担金35万8,000円の増額を、8目教育負担金では、交付税額の確定に伴い、式下中
学校普通交付税負担金60万4,000円の減額を行うものでございます。

14款国庫支出金、1項国庫負担金、2目民生負担金では、事業費の確定に伴い、5節国民
健康保険負担金で合わせて28万8,000円の増額を、給付費の実績見込みにより、障害者自立
支援費等負担金724万円の増額を行うものでございます。

続いて、18、19ページをご覧ください。

2項国庫補助金、1目総務補助金では、派遣事務の不用に伴い、社会保障・税番号制度補
助金138万円の減額を、事業の実績確定及び所管替えに伴い、物価高対応重点支援地方創生
臨時交付金586万2,000円の減額と地域未来交付金933万円の増額を行うものでござい
ます。

2目民生補助金では、事業の見込により、地域生活支援事業補助金50万円の減額を、対象
補助事業の整理に伴い、保育対策総合事業費補助金33万5,000円の減額と、事業実施に伴う
事務費の決定により、物価高騰対応子育て応援手当29万9,000円の増額を行うものでござ
います。

4目農林水産業補助金では、今石井堰改修工事の事業費確定に伴い、農業水路等長寿命
化・防災減災事業補助金831万円の増額を行うものでございます。

6目土木補助金では、各事業費の確定に伴い、耐震関係補助金304万4,000円、集約都市形
成支援事業費補助金277万2,000円、社会資本整備総合交付金事業補助金150万8,000円の減額

をそれぞれ行うものでございます。

続いて、20、21ページをご覧ください。

3項国庫委託金、2目民生委託金では、事務費が改定されたことに伴い、特別児童扶養手当事務委託金4,000円の増額を行うものでございます。

次に、15款県支出金、1項県負担金、2目民生負担金では、国庫負担金同様、事業費の確定に伴い、3節国民健康保険負担金で合わせて160万円の減額及び給付費の実績見込みにより、障害者自立支援費等負担金362万円の増額と、実績額の確定に伴い、児童手当負担金3万7,000円の増額を行うものでございます。

また、4目農業水産業負担金で、事業費の確定に伴い、地籍調査費負担金501万円を行うものでございます。

2項県補助金、2目民生補助金では、事業費の見込により、精神障害者医療費助成事業補助金5万円の増額と地域生活支援事業補助金25万円の減額を、5節児童福祉補助金にて、事業費の見込みにより、子ども・子育て支援交付金を合わせて27万7,000円の減額と、保育士処遇改善事業補助金72万円の減額を行うものでございます。

22、23ページをご覧ください。

4目農林水産業補助金では、国の配分額の確定に伴い、多面的機能支払い交付金と農地利用最適化交付金を合わせて182万円の減額を、また、6目土木補助金で、耐震関係補助金12万5,000円の減額を行うものでございます。

16款財産収入では、駐車場貸付けの収入見込みから、財産貸付収入28万6,000円の減額を行うものでございます。

18款繰入金、1項基金繰入金、1目財政調整基金繰入金では、補正予算の財源調整を行うため、8,148万9,000円の減額と、5目ふるさと納税基金繰入金では、充当事業費の確定に伴い、207万4,000円の減額を行うものでございます。

20款諸収入では、自治総合センターのコミュニティ助成事業の確定に伴い、360万円の減額を行うものでございます。

続いて、24、25ページをご覧ください。

21款町債では、つながり総合センター解体工事完了による事業費の確定に伴い、公共施設等適正管理推進事業債1,200万円の減額と、過疎対策事業債対象の事業費の確定に伴い、2,150万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

26、27ページをご覧ください。

まず初めに、歳出予算中、人件費の補正については、年度中の異動に伴う過不足調整を行うものであり、人件費の科目が多岐にわたることから、おのおのの説明は省略させていただきますが、今回の人件費の補正総額は、1,597万9,000円の減額補正を行うものでございます。では、人件費以外のご説明を申し上げます。

26、27ページ中段をご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費では、12節委託料において、財務会計システム改修費用における決算見込みに伴い、47万6,000円の減額と、職員健康診断実施実績に伴う補正として40万円の減額を行い、22節償還金利子及び割引料において、令和6年度物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の返還金1,698万4,000円の増額を行うものでございます。

3目財産管理費では、つながり総合センター解体工事の完了に伴い、工事管理委託料47万6,000円の減額と工事請負費2,120万円の減額を行うものでございます。

続きまして、26、27ページ下段から28、29ページにかけてご覧ください。

4目企画費では、地域おこし協力隊の募集等に係る費用を減額するために、7節報償費、8節旅費、12節その他委託料、13節使用料及び賃借料において計280万円の減額を、定額減税不足額給付金事業における事業完了に伴い、10節需用費、11節役務費、12節その他委託料、18節補助金において計656万2,000円の減額を、11節役務費でガバメントクラウド利用料500万9,000円の減額とともに、12節電算事務委託料において、電子計算システム業務における執行額の確定に伴い、145万8,000円の減額を、DX推進事業の執行額の確定に伴い、12節その他委託料と18節負担金において計322万9,000円の減額を、地域公共交通事業の事業費確定に伴い、12節その他委託料において33万5,000円の増額及び三宅町タウンプロモーション事業における事業費の確定に伴い、18節負担金において18万3,000円の減額を、17節備品購入費において、備品購入費の確定に伴い、52万9,000円の減額を行うものでございます。

また、6目諸費では、歳入でもご説明いたしました自治総合センターのコミュニティ助成事業の確定に伴い、18節補助金において360万円の減額を行うものでございます。

7目交流まちづくりセンター費では、地域未来交付金を活用した防災用音響装置の購入費として、17節備品購入費において38万3,000円の増額を、8目財政調整基金費では、公債償還基金積立金4,824万8,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、30、31ページをご覧ください。

同款、2項徴税費、1目税務総務費では、事業完了に伴い、12節委託料224万6,000円の減額を行うものでございます。

3項戸籍住民基本台帳費では、派遣事務の不用に伴い、12節委託料138万円の減額を行うものでございます。

3款民生費、1項社会福祉費、1目社会福祉総務費では、あざさ苑の指定管理において、物価高騰に伴い、施設管理費が当初見込みより高額となるため、12節委託料336万8,000円の増額を、また、障害者自立支援事業、精神障害者保健福祉事業、地域生活支援事業における決算見込みから、19節扶助費1,358万1,000円の増額を行うものでございます。

続いて、32、33ページをご覧ください。

節27繰出金では、国民健康保険特別会計への繰り出しを調整するため、174万6,000円の減額を行うものでございます。

2目老人福祉費では、高齢者地域活動支援金の交付申請が確定したことに伴い、18節補助金56万6,000円の減額を、老人保護措置費事業費の実績額見込みにより、19節扶助費70万円の減額を、27節繰出金においては、介護保険特別会計への繰り出しを行うため、38万5,000円の増額を行うものでございます。

同款、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、養育支援訪問事業及び子育て世帯訪問支援事業における訪問員の報酬について、利用見込み者数が減少すること及び新たな地域おこし協力隊員の着任調整のため、1節報酬において135万9,000円の減額と、4節共済費において20万円の減額を行うものでございます。

また、ひとり親支援事業において、事業実績見込みから、10節需用費2,000円と18節補助金85万円の減額を、みやげ子ども・子育て応援事業において、出生数見込みから、12節委託料において70万4,000円の減額を、民間保育所等処遇改善事業補助金及び妊婦のための支援給付事業の実績見込みにより、合わせて18節補助金において403万2,000円の減額を、児童手当支給対象者数の見込みにより、19節扶助費において100万円の減額を行うものでございます。

続いて、34、35ページ下段をご覧ください。

4款衛生費、1項保健衛生費では、母子保健事業、健康増進事業、感染症・予防接種事業、産前・産後サポート事業、産後ケア事業において、事業費見込みにより7節報償費、12節委託料において計875万3,000円の減額を、令和6年度母子保健衛生費国庫補助金の事業費確定に伴い、22節返還金7,000円の増額を行うものでございます。

続いて、36、37ページをご覧ください。

款6 農業水産業費、1 項農業費、1 目農業委員会費では、農業委員の活動実績に対する交付金の確定に伴い、1 節報酬において21万3,000円の減額を行うものでございます。

また、鳥獣被害防除事業及び多面的機能支払い交付金事業における国配分額の確定に伴い、18節負担金、補助及び交付金において32万3,000円の減額を行うものでございます。

3 目農業振興費では、地域おこし協力隊の不採用に伴い、12節委託料で319万9,000円、18 節補助金で200万円の減額を行うものでございます。

4 目農地費では、地籍調査事業の事業費確定に伴い、12節委託料で454万1,000円の減額を、今石井堰改修工事の事業費確定に伴い、14節工事請負費で168万円の減額を行うものでございます。

続いて、38、39ページをご覧ください。

7 款商工費では、地域課題解決企業支援金事業の確定及び奈良県スポーツ用品工業組合の休止に伴い、18節補助金250万3,000円の減額を行うものでございます。

8 款土木費、1 項土木総務費では、老朽危険空き家解体補助事業の実績見込みにより、18 節補助金60万円の減額を行うものでございます。

2 項道路橋梁費、2 目道路新設費では、橋梁補修に係る工事請負差金などに伴う410万円の減額と、三宅1号線道路整備事業に係る事業費として500万円の増額を合わせ、14節工事請負費において90万円の増額を、また、三宅1号線道路整備事業における用地買収費用の確定に伴い、16節公有財産購入費300万円の減額を行うものでございます。

続いて、40、41ページをご覧ください。

3 項都市計画費では、耐震改修促進計画の独自作成に伴う減額及び都市計画マスタープラン策定業務委託料の確定に伴い、合わせて12節委託料598万4,000円の減額を、既存木造住宅耐震支援事業の事業費見込みにより、18節補助金50万円の減額を、下水道事業会計への繰り出しとして、27節繰出金799万9,000円の減額を行うものでございます。

4 項まちづくり費、3 目企業立地促進費では、企業立地奨励金の事業見込みにより、18節補助金において23万8,000円の減額を行うものでございます。

4 目大和平野中央プロジェクト費では、補償再算定業務及び用地補償費の確定に伴い、12 節委託料、16節公有財産購入費、21節補償、補填及び賠償金において計73万9,000円の減額を行うものでございます。

9 款消防費では、地域未来交付金を活用した新たな防災備蓄品の購入及び既に予算化して

いる防災備蓄品購入における入札差金に係る減額と物価高騰対応子育て応援手当支給事務費の増額を合わせ、1,768万円の増額を行うものでございます。

続いて、42、43ページ下段をご覧ください。

10款教育費、3項中学校費では、式下中学校組合への分担金の負担調整として、18節負担金において546万3,000円の減額を行うものでございます。

4項幼稚園費では、令和6年度の私立幼稚園の施設利用料の確定に伴い、22節償還金利子及び割引料で返還金1万5,000円の増額を行うものでございます。

最後に、44、45ページをご覧ください。

5項社会教育費、1目社会教育総務費では、地域おこし協力隊の採用見送りに伴い、1節報酬、3節職員手当等、4節共済費において、合わせて434万6,000円の減額を、地域人権学習事業における事業費の確定に伴い、12節委託料28万円の減額を行うものでございます。

以上のことから、第6回補正予算後の予算総額50億2,906万5,000円に歳入歳出それぞれ2,956万4,000円を減額し、予算総額49億9,950万1,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第7号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてご説明いたします。

歳入から説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

1款国民健康保険税では、税収増の見込みから、一般被保険者国民健康保険税1,020万4,000円の増額を行うものでございます。

6款繰入金では、予算調整のため、一般会計繰入金174万6,000円の減額を行うとともに、8款諸収入では、第三者納付金等の収入として228万3,000円の増額を行うものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

3款国民健康保健事業費納付金では、過不足調整のため、1項医療給付費分で負担金154万5,000円の増額を、2項後期高齢者支援金分で負担金306万8,000円の増額を、3項介護納付金分で負担金228万9,000円増額を行うものでございます。

また、8款諸支出では、返還金2万5,000円の増額を行うものでございます。

続いて、12、13ページをご覧ください。

9款予備費では、財源調整のため、1,013万3,000円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、補正前の7億7,783万1,000円に歳入歳出それぞれ1,074万1,000円を増額し、予算総額を7億8,857万2,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第8号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算についてご説明を申し上げます。

歳入からご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

4款国庫支出金では、介護保険制度改正に伴うシステム改修事業補助金38万5,000円を増額を行うものでございます。

7款繰入金では、一般会計からの事務費繰入金38万5,000円を増額を行うものでございます。

続きまして、歳出の説明をいたします。

10、11ページをご覧ください。

1款総務費では、システム改修のため、電算事務委託料77万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、今回の補正予算の規模は、補正前の9億1,735万1,000円に歳入歳出それぞれ77万円を増額し、予算総額を9億1,812万1,000円と定める補正予算を提出するものでございます。

次に、議案第9号 三宅町下水道事業会計第4回補正予算についてご説明をいたします。

収益的収入よりご説明いたしますので、補正予算書の6ページをご覧ください。

11款下水道事業収益では、一般会計補助金703万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、支出をご説明します。

7ページをご覧ください。

21款下水道事業費用、5項営業費用では、5目管渠費にて委託料30万2,000円、総係費にて委託料552万8,000円の減額を行い、10項営業外費用では、企業債利息120万8,000円の減額を行うものでございます。

続きまして、資本的収入をご説明いたします。

8ページをご覧ください。

31款資本的収入では、他会計補助金96万1,000円の減額を行うものでございます。

最後に、支出をご説明します。

9ページをご覧ください。

41款資本的支出では、管渠整備事業費において、委託料96万1,000円の減額を行うものがございます。

以上のことから、今回の補正予算は、収益的支出及び収入に703万8,000円を、資本的支出及び収入に96万1,000円をそれぞれ減額を行うものがございます。

以上が、議案第6号から第9号までの令和7年度の補正予算の説明となります。

続きまして、条例の一部改正等についてご説明いたします。

初めに、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、昨今の社会情勢の変化に伴う急激な物価高騰や最低賃金の引上げなど人件費の上昇から、本町の報酬水準が相対的に低く、今後も複雑な行政課題に対し、極めて高い専門的見地から貴重なご意見を賜る人材を安定的に招聘し、公正かつ質の高い審議体制を維持するために、各報酬額を見直すものがございます。

全体的に、選挙管理委員会等の行政委員については、近隣自治体の支給水準に増額を行い、その他の委員においては、学識経験者以外については7,200円に統一、学識経験者については国の謝金基準額に準じて増額するとともに、費用弁償においては、全ての委員について特別職員と同様とする改正を行うものがございます。

次に、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年8月の人事院勧告による国家公務員の給与改定に準じて通勤手当の改定を行うとともに、本町職員の給与水準において、他の類似団体との均衡を図るべく、現行の給料表を6級制から7級制にする改正及びその改正に伴い、職務階層と職務給の整合を図るものがございます。

なお、本改正と同時に、国において平成26年1月より実施されている高齢層職員の昇給停止についても、人事院勧告に準じて改正する予定でございます。

次に、議案第12号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、公職選挙法施行令の改正において、国会議員の選挙における選挙運動の公費負担の上限額が改正されたことに伴い、本条例においても公費負担額の上限額を改正するものがございます。

次に、議案第13号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、非常勤消防団員等に係る損害賠償の基準を定める政令の一部を改正する政令の施行に伴い、損害補償に係る補償基準額及び不用に係る補償基礎額の加算額の改正を行うため、

本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、情報通信技術を活用した行政の推進等に関する法律及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律において、法律改正に伴い条項ずれが生じているとともに、障害者自立支援法が廃止され、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律が制定されたことに伴い、引用法令の改正を行うため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、令和6年に公布された子ども・子育て支援法等の一部を改正する法律の施行により、令和8年4月1日から徴収されることとされた子ども・子育て支援納付金の納付に要する費用に充てるための国民健康保険税の賦課基準に係る規定のほか、県下統一保険税における課税限度額について、所要の規定を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度税制改正における個人住民税に係る給与所得控除の最低保障額の引上げに伴い、令和8年度も引き続き住民税が非課税となるよう、非課税の基準から控除引上げ分の範囲で就労調整を行った者に対し、令和8年度に限り、住民税非課税者として判定する保険料段階まで減免することの規定を定めるため、本条例の一部を改正するものでございます。

次に、議案第17号 三宅町乳児等通園支援事業に関する条例の制定については、令和8年4月から開始される乳児等通園支援事業を本町幼稚園において実施するために必要な事項を定めるため、新たに本条例を制定するものでございます。

次に、議案第18号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定及び議案第19号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、児童福祉法の一部を改正する法律の施行に伴う子ども家庭庁関係内閣府令の整備に関する内閣府令が令和7年9月10日に公布され、同年10月1日に施行されたことと、また、児童福祉施設の整備及び運営に関する基準等の一部を改正する内閣府令が令和7年9月16日に公布、施行されたことに伴い、両条例において所要の改正を行うものでございます。

次に、計画の策定1件についてご説明を申し上げます。

議案第20号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定については、過疎地域の持続的発展を

支援し、人材の確保及び育成、雇用機会の拡充、住民福祉の向上、地域格差の是正及び美しく風格のある国土の形成に寄与することを目的とし、総合的かつ計画的な対策を実施するための必要な特別措置として、新たに過疎地域の持続的発展の支援に関する特別措置法が制定され、本町は令和3年4月に過疎地域に指定されたことから、同法第8条第1項の規定に基づき、改めて令和8年度から令和12年度までの5年間の三宅町過疎地域持続的発展計画を策定するため、議会の議決を求めるものでございます。

次に、工事請負変更契約1件についてご説明申し上げます。

議案第21号 工事請負変更契約の締結については、本工事の請負契約において変更契約を締結すべく、地方自治法第96条第1項第5号並びに議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例第2条の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

なお、契約の相手方は株式会社ミズハ、変更後の契約額は7,430万5,000円となり、変更理由は、工事仮設進入路において使用する土砂等が当初予定より数量が減り、当該土砂等の購入・運搬費用及び処分費用の減額が発生したためでございます。

次に、指定管理者の指定2件についてご説明申し上げます。

議案第22号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定については、本施設において、令和7年度末をもって現在の指定管理期間が終了することから、令和8年4月1日から令和11年3月31日の3年間の指定管理者となる者を、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

続いて、議案第23号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、本施設も令和7年度末をもって現在の指定管理期間が終了することから、令和8年4月1日から令和10年3月31日の2年間の指定管理者となる者を、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるものでございます。

次に、承認案件2件についてご説明申し上げます。

承認第1号 令和7年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の承認については、物価高騰対応重点支援事業の実施に伴い、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和7年12月19日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いすべく提出するものでございます。

歳入よりご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

12款分担金及び負担金、2項負担金、2目民生負担金では、幼稚園保護者の給食費におけ

る負担軽減を目的に、幼稚園保護者負担金166万1,000円の減額を、8目教育負担金では、小学校保護者の給食費における負担軽減を目的に、小学校給食負担金239万3,000円の減額を行うものでございます。

14款国庫支出金、2項国庫補助金、1目総務補助金では、物価高騰の影響を受けた者への支援を行うことを目的とする交付金、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金10億972万6,000円の増額と、2目民生補助金で、物価高騰対応子育て応援手当1,641万6,000円の増額を行うものでございます。

18款繰入金では、本補正予算の財源調整を行うために、財政調整基金繰入金851万1,000円の減額を行うものでございます。

21款町債では、地域公共交通事業に対する財源の充当替えに伴い、過疎対策事業債388万円の減額を行うものでございます。

続きまして、歳出のご説明をいたします。

12、13ページをご覧ください。

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費では、地域公共交通事業の事務経費として、印刷製本費及び通信運搬費を合わせ41万2,000円の増額と、運行事業者への委託料として、その他委託料111万2,000円の増額を行うものでございます。

6目諸費では、防犯カメラ設置事業補助金200万円の増額を行うものでございます。

3款民生費、2項児童福祉費、1目児童福祉総務費では、町外保育施設及び小規模保育施設利用者の給食費の負担軽減のための支援として、消耗品費6,000円と扶助費1,610万8,000円のうち10万8,000円の増額を、光熱費の補助支援として、補助金5万円を増額するものでございます。

また、物価高騰対応子育て応援手当支給事業費として、役務費8万7,000円、電算事務委託料33万円、扶助費1,610万8,000円のうち1,600万円の増額を行うものでございます。

4款衛生費、1項保健衛生費、1目保健衛生総務費では、物価高の影響を受けている国保中央病院への光熱費などの支援費として、負担金68万5,000円の増額を行い、その他医療機関に対する支援費として、補助金45万円の増額を行うものでございます。

続いて、14、15ページをご覧ください。

7款商工費では、1人1万円のお買物券を全住民に交付する事業費として、需用費、役務費、委託料を合わせ、計7,102万3,000円の増額を行うものでございます。

9款消防費では、消防団資機材の購入及び防災備品の整備に要する費用として、保険料及

び備品購入費を合わせ、1,247万8,000円の増額を行うものでございます。

10款教育費、2項小学校費、1目学校管理費では、ウオータークーラーを設置する費用として、備品購入費435万6,000円の増額を行うものでございます。

続いて、16、17ページをご覧ください。

同款、5項社会教育費では、地域ボランティアのための空調服などの購入費用として、消耗品費60万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算は、第4回補正後の予算額49億1,177万3,000円に歳入歳出それぞれ10億969万7,000円を増額し、予算総額50億2,147万円とする補正予算を提出したものでございます。

次に、承認第2号 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認については、衆議院議員総選挙及び最高裁判所裁判官国民審査に要する経費について、緊急に予算措置を行う必要が生じたため、地方自治法第179条第1項の規定に基づき、令和8年1月23日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第3項の規定に基づき、議会の承認をお願いすべく提出するものでございます。

歳入よりご説明をいたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

14款国庫支出金では、衆議院議員選挙事務委託金759万5,000円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

2款総務費、4項選挙費、3目衆議院議員選挙費では、衆議院議員総選挙及び最高裁判官国民審査に要する費用について、1節報酬から13節使用料及び賃借料までを合わせて、計772万円の増額を行うものでございます。

14款予備費では、今回の補正予算の財源調整のために、予備費12万5,000円の減額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算は、第5回補正後の50億2,147万円に歳入歳出それぞれ759万5,000円を増額し、予算総額を50億2,906万5,000円とした補正予算でございます。

続きまして、報告2件についてご説明を申し上げます。

報告第1号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算の専決処分の報告については、令和7年度三宅町国民健康保険の保険給付費において、1人当たりの給付額の増

加等に伴い、緊急に予算措置の必要が生じたため、地方自治法第180条第1項の規定により、令和8年1月23日付にて専決処分を行いましたので、同法同条第2項の規定に基づき議会に報告するものでございます。

それでは、歳入よりご説明いたします。

補正予算書の8、9ページをご覧ください。

4款県支出金では、普通交付金6,000万円の増額を行うものでございます。

続いて、歳出のご説明をいたします。

10ページ、11ページをご覧ください。

2款保険給付費、1項療養諸費では、事業負担金4,000万円の増額を行うものでございます。

2項高額療養費では、事業関係負担金2,000万円の増額を行うものでございます。

以上のことから、本補正予算の規模は、第2回補正後の7億1,783万1,000円に歳入歳出それぞれ6,000万円を増額し、予算総額を7億7,783万1,000円とする補正予算でございます。

次に、報告第2号 令和8年度三宅町土地開発公社予算の報告については、地方自治法第243条の3第2項の規定に基づき、令和8年度の三宅町土地開発公社の予算について、議会に報告するものでございます。

それでは、予算書の4ページをご覧ください。

まず、収益的収入において、2款事業外収益として受け取り利息3万円を、収益的支出において、2款販売費及び一般管理費として経費1万円を計上するものでございます。

次に、5ページをご覧ください。

資本的収入及び支出において、予算計上はございません。

最後に、6ページをご覧ください。

ご覧のとおり、令和8年度の三宅町土地開発公社の事業計画はありません。

以上が、今定例会に提出をいたしました議案23件、承認2件、報告2件の提案説明とさせていただきます。どうぞよろしく願いいたします。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する審議は、3月5日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしく願いを申し上げます。

日程第30、報告第1号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第3回補正予算の専決処分の報告について並びに日程第31、報告第2号 令和8年度三宅町土地開発公社予算の報告

についての報告2件については、地方自治法第180条第2項並びに第243条の3第2項の規定により町長の説明がありましたので、これを報告といたします。

◎同意第1号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第32、同意第1号 三宅町公平委員会委員の選任についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第1号 三宅町公平委員会委員の選出については、委員3名の任期満了に伴い、改めて委員を選任することについて、地方公務員法第9条の2第2項の規定に基づき、議会の同意を求めるものでございます。

選任する者は、新任で今西 明氏、再任で藤田美穂子氏と佐々木育子氏でございます。

なお、経歴等につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

慎重審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定をいたしました。

ここで、三宅町公平委員会の今西委員に入場を願います。

（今西 明公平委員入場）

○議長（瀬角清司君） ただいま本会議において、新たに三宅町公平委員会委員に選任同意されました今西委員より挨拶を受けることにいたします。

○公平委員（今西 明君） ただいま公平委員会委員に選任同意いただきました今西 明でございます。

もとより微力ではございますが、皆様のご指導、ご鞭撻をいただき、公平委員会委員としての職責を全うしてまいりたいと思っております。何とぞ関係者の方々のご指導、ご鞭撻を賜りたく、よろしくお願いいたします。

大変簡単ではございますが、ご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） ご苦労さまでございました。どうぞご退場ください。

（今西 明公平委員退場）

◎同意第2号の上程、説明、質疑、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第33、同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 同意第2号 三宅町農業委員会委員の任命については、令和8年7月19日をもって委員10名の任期満了に伴い、改めて委員を選任すべく、農業委員会等に関する法律第8条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めるところでございます。

任命する者は、吉田明宏氏、荒木理紀氏、澤辺好秀氏、中川清憲氏、古川信賢氏、畑中秀規氏、松村博之氏、植田充彦氏、渡邊俊樹氏、辰巳佳照氏の10名でございます。

なお、経歴等につきましては、お手元に配付しておりますとおりでございます。

慎重ご審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

◎同意第3号の上程、説明、質疑、採決

○議長(瀬角清司君) 日程第34、同意第3号 三宅町教育委員会教育長の任命についてを議題とし、森田町長より説明を求めます。

森田町長。

○町長(森田浩司君) 同意第3号 三宅町教育委員会教育長の任命については、現教育長の任期が本年3月31日をもって満了となるため、改めて教育長に任命したく、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第4条第1項の規定に基づき、議会の同意を求めます。

任命する者は、大泉志保氏でございます。再任でございます。

慎重審議の上、ご同意賜りますようお願い申し上げます。

○議長(瀬角清司君) ただいま町長の説明が終わりましたので、質疑に入ります。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 質疑なしと認めます。

質疑は終結いたします。

それでは、本件については討論を省略し、採決を行います。これに異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 異議なしと認めます。

お諮りします。

本件は、これに同意することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は原案のとおり同意することに決定いたしました。

ただいま三宅町教育委員会教育長に任命同意されました大泉教育長より、挨拶を受けることにいたします。

大泉教育長、演壇のほうへ。

大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） このたび教育長再任のご同意をいただき、誠にありがとうございます。
す。

学校の老朽化対策をはじめ、これまで積み残してきた課題、やるべきことは山積しており、非常に身の引き締まる思いでございます。

三宅町のために、新たな気持ちで臨む所存でございますので、引き続き議員の皆様におかれましてはご支援、ご鞭撻を賜ることをお願い申し上げ、甚だ簡単ではございますが、就任のご挨拶とさせていただきます。よろしく申し上げます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。ご苦労さまでございます。

ここで、暫時休憩をいたします。

（午前11時32分）

○議長（瀬角清司君） ただいまより再開をいたします。

（午前11時49分）

◎追加議案の上程

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

本日の議事日程に、追加案件として、議案1件、請願1件を上程したいと思えます。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議案1件、請願1件を追加することに決定いたしました。

◎議案第24号の上程、説明

○議長（瀬角清司君） 追加日程第1、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、森田町長より提案理由の説明を求めます。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度に引き続き、令和8年度においても手

当の額を除き、町長の給与額を減額するために、条例の一部改正を行うものでございます。

具体的には、町長の給与額を給与基礎額に100分の15を乗じて得た額を減じて得た額とするものでございます。

以上、今定例会に追加提出いたしました議案1件の提案説明とさせていただきます。

議員各位におかれましては、何とぞ慎重ご審議をいただき、ご可決賜りますようお願い申し上げます、提案説明を終わります。

○議長（瀬角清司君） ただいま町長の説明が終わりました。

本議案に対する審議は、3月5日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしく願いを申し上げます。

◎請願第1号の上程、説明

○議長（瀬角清司君） 追加日程第2、請願第1号 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、紹介議員の梅本議員より説明を求めます。

梅本議員。

○1番（梅本睦男君） 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願書についての趣旨説明をさせていただきます。

現在進められているヤング・イノベーション・レジデンス事業について、地域住民への十分な説明が行われていないことから、不安の声が出ております。地域住民のアンケートでは、防犯、交通安全、騒音など日常生活に関わる点について、また、本事業が地域活性化を目的とするのであれば、駅周辺の安全確保やにぎわいづくりについても、併せて検討するべきとの意見が出ています。

私は、事業そのものに賛否を示しているものではありません。しかし、住民の理解と安心がないまま進むことは、望ましくないと考えております。本事業が、地域と新たな人々が共に安心して暮らし、将来にわたって誇れる町づくりへと発展することを心より願っています。

つきましては、住民への丁寧な説明と生活環境への十分な配慮、そして自治会との継続的な情報共有をお願いしたいというのが趣旨でございます。

どうかよろしくお願い申し上げます。ありがとうございます。

○議長（瀬角清司君） ただいま梅本議員の説明が終わりました。

本議案に対する審議は、3月5日木曜日午前9時30分より行いますので、よろしく願い

を申し上げます。

◎散会の宣告

○議長（瀬角清司君） 本日は、これもちまして散会いたします。

次回は、3月5日木曜日午前9時30分より会議を開きますので、よろしくお願いをいたします。

ご苦労さまでございました。

（午前11時53分）

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

招集の日時 令和8年3月5日木曜日午前9時30分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	吉弘拓生
教育長	大泉志保	総務部長	森本典秀
公共インフラ整備推進部長	岡橋正織	住民生活部長	宮内秀樹
健康子ども部長	植村恵美	教育委員会事務局長	出口正
会計管理者	田中修三		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀川佳則	モニター室係	今中建志
モニター室係	内野孝彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	川鱈実希子	5番議員	松本健
------	-------	------	-----

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第2号〕

議 事 日 程

令和8年 3月 5日 木曜日

午 前 9時30分 再 開

- 日程第1 議案第1号から議案第5号までの5議案に対する予算審査特別委員会付託について
- 日程第2 議案第6号から承認第2号までの21議案に対する各常任委員会付託について
- 日程第3 請願第1号に対する総務建設常任委員会付託について
- 日程第4 一般質問について

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） おはようございます。

令和8年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたしたいと思えます。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達してあります。

よって、議会は成立いたしました。

これより本日の会議を開きます。

（午前 9時30分）

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程はお手元に配付してありますとおりでございます。

◎議案第1号～議案第5号の委員会付託

○議長（瀬角清司君） 日程第1、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算についてより、議案第5号 令和8年度三宅町下水道事業会計予算についてまでの5議案につきましては、さきに設置しました三宅町予算審査特別委員会に付託し、委員はオブザーバーである議長を除く全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認め、三宅町予算審査特別委員会に付託することに決定をいたしました。

◎議案第6号～承認第2号の委員会付託

○議長（瀬角清司君） 日程第2、議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより、承認第2号 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案21件を各常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算についてより、承認第2

号 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認についてまでの議案21件を各常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎請願第1号の委員会付託

○議長（瀬角清司君） 日程第3、請願第1号 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願については、総務建設常任委員会へ付託し、委員は全員でございますので、総括質疑は割愛したいと思います。これにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、請願第1号 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願については総務建設常任委員会へ付託することに決定をいたしました。

◎一般質問

○議長（瀬角清司君） 日程第4、一般質問についてを議題とし、一般質問を行いたと思います。

◇ 久保憲史君

○議長（瀬角清司君） 今定例会に通告されました議員の発言を許します。

2番議員、久保憲史君の一般質問を許します。

2番議員、久保憲史君。

○2番（久保憲史君） 議長のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。質問は、子ども議会について。

子供たちの中で町政に関心を持っている小学生が何人かいます。議会って何をしているところ、本議会では何を話し合っているのと聞かれることがあります。子供たちが議会や役場に興味を持つことはすばらしいことだと思います。

そこで、子ども議会の開催を考えてはどうでしょうか。主権者教育の一環となると思います。町長の所見を伺います。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 久保議員の一般質問にお答えいたします。

子供たちが町政に関心を持ち、議会とは何をしているところかという素朴かつ本質的な疑

間を抱いているというお話は、大変心強く、また行政を預かる身として背筋が伸びる思いで伺いました。

まず、議員ご提案の子供の声を町政に反映させることの意義についてですが、これは単に教育的配慮にとどまるものではなく、法的な裏づけを持った自治体の責務であると認識しております。

我が国では、平成6年に児童の権利に関する条約を批准し、令和5年4月にはこども基本法が施行されました。

同法第3条第4号においては、「すべてのこどもが、自分に関係のある事柄について意見を表明し、その意見が尊重される権利」が、基本理念として掲げられております。

そして、三宅町教育大綱で子供の願いとして「大人は意見を聞いてほしい」ということがしっかりとうたわれています。

子供を一人の人間として、また社会を構成する一町民として尊重し、その声を真摯に聞くという議員の姿勢は、まさに法律や大綱の趣旨に合致するものであり、私も全面的に賛成する立場でございます。

一方で、ご提案いただいた子ども議会という手法を直ちに実施することについては、慎重かつ綿密な準備が必要であると考えております。

子ども議会は、単なる議場見学やごっこ遊びであってはなりません。

子供たちが一人の人格者として、また一町民として意見を述べる以上、私たち行政側にもそれを受け止める相応の覚悟と準備が求められます。

具体的には、学校現場における主権者教育や社会科の授業との整合性を図り、子供たちが議会制度や町の課題について事前に学習を深めるプロセスが不可欠です。

また、寄せられた意見に対し町としてどのように回答し、どのように実際の施策へ反映していくのか、そのフィードバックの仕組みが不十分であれば、子供たちの主体性を損ねてしまうおそれもあります。

教育現場と行政、そして議会が三位一体となって、どのような形が子供たちにとって最も自分たちの声が届いたという実感を伴うものになるのか、検討を重ねる必要があると考えます。

折しも、本町では現在未来の学校プロジェクトを推進しております。

このプロジェクトの根底にあるのは、子供たちは未来からの留学生であるという考え方で

教育を学校という枠組みの中だけで完結させるのではなく、町全体を学びの場としてアップデートし、地域全体で子供たちに関わっていく。このプロジェクトの趣旨は、まさに久保議員がおっしゃる子供たちの声を町政に反映させ、議会を身近に感じてもらうという方向性と完全に合致するものでございます。

子供たちの問いや気づきは、私たち大人が見落としがちな町の宝物です。

三宅町教育大綱においても「子どもの声を大切にする」ことを明確にうたっております。

子供たちが自分たちの手で町を変えられるという自己効力感を持てる環境をつくることは、持続可能な三宅町の未来を創ることにほかなりません。

今後、教育委員会や学校現場、そして議会の皆様とも十分な協議を行い、子供たちの発達段階に応じた最適な対話の形を模索してまいります。

子ども議会という形式を含め、より実効性の高い意見表明の場を創出できるよう、前向きに検討を進めていく所存です。

以上、久保議員の質問に対する回答といたします。

- 議長（瀬角清司君） 久保議員、再質問は。
- 2番（久保憲史君） はい。
- 議長（瀬角清司君） 2番、久保議員。
- 2番（久保憲史君） ご答弁ありがとうございます。

子供の声を聞くことは自治体の責務であると心強いお言葉をいただきました。

一方で、慎重な準備が必要との慎重な姿勢も示されましたが、せっかく芽生えた子供たちの関心を逃さないためには具体的な一歩が必要です。

そこで伺います。

現時点での具体的な進め方をお聞かせください。

- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） 再質問ありがとうございます。

具体的な進め方についてですが、まずは、教育委員会や学校現場、関係各所との密接な調整、連携を最優先に取り組んでまいりたいと考えております。子ども議会を実効性のあるものにするためには、学校での主権者教育との整合性や教職員の皆様の協力が不可欠です。そのため、どのような実施形態が子供たちにとって最も効果的か現場の意見を丁寧に聞きながら、早期の具体化に向けて検討を進めてまいる所存でございますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（瀬角清司君） 久保議員、再質問。
- 2番（久保憲史君） ありがとうございます。よろしくお願いいたします。
終わります。
- 議長（瀬角清司君） これでよろしいですか。
- 2番（久保憲史君） はい。
- 議長（瀬角清司君） そうでしたら、久保憲史君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 渡 辺 哲 久 君

- 議長（瀬角清司君） 続きまして、6番議員、渡辺哲久君の一般質問を許します。
- 6番、渡辺哲久君。
- 6番（渡辺哲久君） 一般質問を行います。

まず、三宅町町営住宅について。

昨年秋、三宅町町営住宅の入居の公募が行われました。修繕を終えた2戸について募集しましたが、応募多数により抽選となりました。当選された方は低廉な家賃で雨漏りなどの心配がない住宅で暮らせることになりよかったですと思いますが、落選された方についても厳しい生活状況にあるからこそ応募されたのですから、その落胆を思うと胸が痛みます。

昨年の議会で条例改正し、応募の対象を三宅町民のみとしてなおこの状況です。公営住宅に対するニーズは大きいと実感させられます。

2月7日に朝日新聞が伝えた事例を紹介します。

九州に住むお子さん2人の母子家庭で母は昨年末から深夜のパン工場での仕分作業を始めました。夜勤明けで自宅に帰り、子供の朝食と弁当を作り学校に送り出した後、昼まで数時間の仮眠を取ります。拘束時間が長い正社員は子供を抱えながらは難しく、ずっとアルバイトで生きてきたそうです。女性は日勤の2日分のお金が入ると話されていますが、時給は1,300円です。

2月8日投票の衆議院選挙では、残念ながら、ひとり親家庭や子供の貧困対策は主要な争点になりませんでした。悲しい現実です。

三宅町は、ぜひこういう人たちを見捨てないでいただきたい。町営住宅をぜひとも活用していただきたい。

町長に質問します。

1、三宅町では町営住宅に関する「あり方検討会」を設置し、町営住宅の将来像を検討し

てきました。2024年3月には三宅町公営住宅等長寿命化計画が策定されました。

町営住宅の活用について、現在の検討状況はどうなっていますか。

2、現在の公営住宅法は、保育所・老人保健施設等の社会福祉施設を敷地内に併設できることになっています。子育て支援の機能を持った施設を町営住宅に併設することで、入居したひとり親家庭などが安心して暮らせるようになります。町営住宅の将来像では、こうした視点をぜひ組み込んでほしいと思いますが、いかがですか。

2つ目の質問です。学童保育について。

12月議会で放課後児童健全育成事業の現状について質問したが、論議の途中で時間切れとなりました。質問の最後に、質問の趣旨・目的については説明しましたが、重要な論点1つのみ再度質問します。

受託事業者の令和6年度事業報告は、2024年9月の事故の教訓を「事故発生時に加配でついていたスタッフが水分補給で離れた際に起こった事故のため、離れる際の他のスタッフへの引継ぎを徹底しています」としています。そうでしょうか。

これでは事故が起きないように子供を監視することとしか聞こえません。そうではなく、支援が必要な子供に対する支援を先回りして積み重ね、学童保育をその子供が安心して過ごせる場面に変えることが大切だと12月議会で私は述べました。

この点について、町長に質問します。

1、監視の強化は子供たちへのストレスを強化し、学童保育はより一層息苦しい場にしていくと考えますが、三宅町は受託事業者の教訓をどう思いますか。

2、三宅町は学童保育事業を委託した者の責任として、事故以降、受託事業者に対してどのように関わっていますか。

質問は以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 渡辺議員の一般質問にお答えいたします。

なお、ご質問の三宅町町営住宅については私から、学童保育については、事務的な内容となるため、健康子ども部長からお答えをさせていただきます。

初めに、三宅町町営住宅についてのご質問にお答えをいたします。

まず、現在の町営住宅、改良住宅の状況を申し上げますと、町営住宅については、平成3年から平成7年において建て替えの建設が行われ106戸なり、そのうち現在29戸の空き数となっております。

また、改良住宅については、昭和60年から平成13年において建設が行われ38戸となり、そのうち現在10戸の空き数となっております。

三宅町公営住宅等長寿命化計画において、町営住宅は、平成3年から平成5年に1期から3期に建設された68戸については用途廃止の対象とし、比較的状态のよい4期、5期に建築された住宅を修繕しつつ、住み替えを行い、除却していく予定としております。

改良住宅については、できるだけ長期間にわたって使用することを前提とし、外壁、屋根、設備等の長寿命化改善を行ってまいります。

さて、昨年、町営住宅の入居の公募については、町内の方から数件の募集の問合せがございましたので、比較的状态のよい2戸を修繕し、入居していただいております。

予定戸数を上回る申込みがあり、残念ながら入居していただけなかった方の中には、厳しい生活状況の方もおられると認識しております。

改良住宅については、比較的状态のよい戸数が存在しますが、旧小集落地区改良事業の協力者のための移転住宅でございますので、法令上の用途変更の可否について奈良県に協議を行い、福祉向けの住宅としての公募を来年度に進めてまいりたいと考えております。

また、公営住宅を社会福祉施設に併設し、ひとり親家庭などが安心して暮らせることについてのご要望については、現段階で検討には入っておりませんが、昨今の社会情勢と本町における実態に鑑み、住宅に困窮する高齢者やひとり親家庭を含めた社会的弱者の支援について、改良住宅のストックを活用した福祉向け住宅の公募を引き続き考えてまいりたいと考えております。

以上で渡辺議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 植村健康子ども部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 続いて、学童保育における支援を必要とする児童への対応に関するご質問に回答いたします。

議員ご指摘のとおり、子供たちが安心して過ごせる学童保育の場をつくることは、単に事故を防ぐという視点だけではなく、日々の関わりの積み重ねや一人一人の特性に応じた支援を丁寧に行うことが大切であると町としても認識しております。

今回、受託事業者から示された改善策につきましては、「監視を強める」という趣旨のものではなく、支援の継続性を確保するための組織的な連携の徹底という趣旨であると受け止めております。

支援を必要とする子供については、気持ちの揺れや環境の変化に敏感である場合も多く、

関わりが途切れることで不安が高まり、結果としてトラブルにつながることもあります。

今回の事案は、まさにその支援が途切れない体制づくりの重要性を改めて認識する契機になったものと考えております。

議員がお述べになったように、子供たちが息苦しさを感じるような環境になっては本末転倒であり、町としてはそのような方向性は望んでおりません。

大切なのは、子供を管理することではなく、子供を理解し、安心できる関係性を築くことであると考えております。

町といたしましては、日々の関わりの中で、安心できる場づくりを積み重ねていくことが基本であり、その点は従前より受託事業者と共有しているところです。

今後も、支援を必要とする子供一人一人の特性に応じた関わりを大切にしながら、子供たち全体が安心して過ごせる学童保育の運営に努めてまいります。

次に、事故以降の町の関わりについてのご質問についてお答えします。

町は、学童保育事業を委託する立場として、事故発生以前から担当職員が定期的に学童保育を訪問し、日常の保育状況や児童の状況を確認するとともに、施設責任者とのミーティングを継続的に実施してまいりました。

さらに、担当課に所属する心理職が、指導員向けの研修を実施し、発達特性の理解や行動背景の捉え方、予防的な関わり方について専門的な視点から助言を行っております。

また、個々の児童に応じた支援方法についても、随時相談を受け、具体的な対応策の助言を行っております。

これらの関わりは、一時的なものではなく、現在も継続して実施しており、今後も町としての責任を果たすべく、子供たちが安心して過ごせる環境づくりと児童の特性に応じた支援の積み重ねを大切にしながら、よりよい学童保育の運営に努めてまいります。

以上、学童保育についての質問の回答になります。

○議長（瀬角清司君） 渡辺議員、再質問。

○6番（渡辺哲久君） まず、町営住宅のことについて再質問します。

長寿命化計画では、答弁にあったように68戸の用途廃止ということで40戸弱が残る。それは長寿命化あるいは建て直す等含めて残すということで、長寿命化計画の中で書かれています。ただ、気になるのが長寿命化計画は、今後の三宅町の人口動向を分析して、大体人口減少これぐらいになっていくから、そうすると町営住宅の必要戸数もこういうことになるんじゃないかというところから逆算して、そういう計画の数値が出ているという仕組みになって

います。

もちろんそういう視点は1つの視点として必要だと思いますが、もう一方で、今、公営住宅の必要性というのは、新しい貧困、新しい住宅困窮ということに対する施策として見直されているという現状があります。

1996年の公営住宅法の改正に基づいて、三宅町の町営住宅条例も変更されていますが、母子家庭とか障害者とか生活の基盤としての住宅に困窮する人たちに対する優先的な入居、その人に対する支援の資源として見直していくというような方向性で改正されてきたという経過があります。

審議会が継続されていますが、長寿命化計画で示された人口減少の視点からどう考えるかという視点と同時に、こうした公営住宅法の改正の流れにある新たな貧困、新たな住宅困窮者に対する支援の資源としてどう考えるのかという視点をぜひ組み込んで将来計画を立てていくというふうに立て直していただきたいというふうに思うんですが、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ただいまの渡辺議員の再質問に回答いたします。

確かに、おっしゃるように、そういう視点でこれからの住宅運営というのをしていくことは大切だと思います。実際にあり方会議のほうでも現場を見ていただいて、各委員から意見があったところなんですけれども、例えば、福祉向けに改修するのであれば、今の住戸は決してバリアフリーというか部屋のレイアウトも4DKになっておりましてなかなか住みづらいところもありますので、そういった改善も必要でないかというような意見もいただいたところではあります。

改良住宅のほうをこれから長寿命化して長きにわたって使用するというところで、あり方会議の中でもあった中でこういう計画をつくったわけなんですけれども、2階建てのほうが今空きのほうが出てきておりますので、こちらのほう活用しながら必要な住戸改善というのも加えることも考えておりますので、そういった方向で進めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） そういう審議会での今後の論議、新しい住宅困窮に対する支援策として位置づけ直して進めていくということをぜひ期待していますし、注目していきたいというふうに思います。

改良住宅についてもう一度位置づけを見直して県や国との協議も経ながら、資源として活

用していくということはとてもよいことだというふうに思います。改良住宅については、上但馬の町の中に立地しているという状況もありますし、活用の方法は様々考えられると思います。取りあえず緊急に福祉向けの住宅として改修して先行して公募を始めたいという意向についてもぜひそれを進めていただきたいというふうに思いますが、同時に、さっき言っていたあり方検討会の中でも、質問した趣旨、ハードとソフトを組み合わせる生活を支えていくというそういう視点から考えて、新しく町営住宅そのものをどうするかという、団地のほうですね、団地のほうの町営住宅について今後どうしていくのかというときに、福祉施設、要するに支援的機能をどうその中に組み込んでやっていくかということもぜひ検討していただきたいと思うんですね。

国の動向としても、公営住宅の建て直しについて補助金を検討するというところで、以前、国もこんなこと言ってますよと一般質問の中でも紹介しましたが、福祉施設と組み合わせる住宅を造っていくということについては、国としても前向きに検討していくという流れになっていますので、せっかく建てた公営住宅が本当に支援になるようにソフトとハードを組み合わせる、それはどういうやり方が三宅の現状から見て適切なのかというのはいろいろ難しい判断あるとは思いますが、ぜひそういう視点も組み込んだあり方検討会として進めていただきたいと思いますと思いますが、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えいたします。

今、議員からもありましたように改良住宅のほうなんですけれども9集落ぐらいございまして、自治会のコミュニティというのにも既にあるわけです。自治会のほう聞きますと、改良住宅の入居者の方も自治会に入会されていて、そういった地域のつながりというのはできているということなのです。

ご提案ありましたように、その福祉施設併設という部分なんですけれども、それは将来的には確かに国の動向を含めまして検討するべきところにあると思うんですけれども、一旦はせっかく改良住宅を活用するという方針をいただいた中で、そういった改良住宅と自治会のコミュニティですね、この辺のつながりがあって住宅の新たな施策として展開できたらいいなというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 改良住宅をそういうふうに進めていくということについてはまったくいいことだと思っていますので、そのことはぜひ進めてほしいと思っています。今日

提案した趣旨をぜひ生かしていただけたらなというふうに思います。

町営住宅の質問についてはこれで終わります。

学童保育の件について質問をします。

回答で事故以降どんな方向で立て直していくのかということで、回答の中では、子供たちが息苦しさを覚えるような環境になっては本末転倒であり、町としてもそのような方向性は望んでおりませんという回答でした。そのとおりだと思うんです。

事故以降の関わりについても様々ご紹介いただきましたが、手取り・足取りとっていいぐらい様々やっていたらいいと思います。やっぱり現場を見ている中からの声としては、やっぱりその管理的な側面が目立つ。ここで書かれているような個々の子供との関係の構築、その中から積み重ねていくものとして、学童保育が運営されているのかということについては不安や疑問が色々耳にします。

結局はもちろん町は委託事業者として責任を負うわけですが、受託事業者が主体的にどう努力していくのか、そこをどう行政として支えあるいは指導していくのかということになると思うんですね。

1つ例を挙げたいんですけど、令和6年度事業報告、もともとの質問で注目した報告ですが、これによると、2024年9月の事故の後、受託事業者が9月17日から10月31日まで、「障害がある子供と緊急時支援について」というテーマで職員研修をされているとあります。その内容は、三宅町の学童ルームで全スタッフを対象として動画視聴研修、動画の内容は、放課後児童支援員認定資格研修の動画教材から、障害のある子供の理解など4科目についてその動画を各自で見てもらおうというような研修とあります。

ただ、その動画を見てそれで理解して力がつくというのは、知らない領域分らない領域についてそれでやれというのは、ちょっと無理がある。分かっている人にとっては再確認して、ああ、そうだよということになるかもしれないけれども、特にその事故が起きて、その理解を広げていかなきゃいけないときに、こういうやり方ってどうなんですかねと思います。やっぱり現場の問題、例えばこういう局面こういうことがあったよってあれどうしていたと思う、それはこうでさっきの動画の中にもこういう説明があったけれども、それはそういうことを言っているんだよってという気づきを促しながら感じたことをちゃんと理解につなげていくというようなそういうことがやっぱり必要だし、そういう研修があるからこそ、以降起きていくことについても、それねこの前研修したことでしょって、今回うまくやれてよかったねというフォローアップができるようになるということだと思うんです。

そういう意味で、受託事業者の側の主体的な努力、主体的な姿勢、主体的力量ということについては、えっ、事故の後これなのというのは正直不安を感じます。様々関わっておられるようですけれども、そういう受託事業者が主体的に学び力をつけ検証し見直していくというそういう面については、役場としてはどんなふうに検証しあるいは指導しているのか、そこについてはいかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 植村健康子ども部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） ただいまの再質問のほうに回答させていただきます。

確かに、受託事業者のほうでその動画視聴という研修の仕方もされておりますけれども、それだけでは議員おっしゃるとおり、専門的な知識というのはすぐに身につくものではありませんし、行動することもできないというふうには考えておりますので、そちらのほう個々の状況に応じて実施できるように、健康子ども課の心理職のほうが入りまして、指導員向けに個々のケースに対して具体的事例のケース検討会議等も実施させていただいております。そちらに関しては健康子ども課のほうから提案したというよりも、受託事業者のほうからもそういったことをしてもらえないかということのご相談もありましたので、協議を踏まえまして定期的にするように現在実施しておりますので、そちらのほうで受託事業者のほうの姿勢というものは、確かに形式的なものではなく自分たちで主体的にやっていかないとけないという責任感を持っていただいているとは思っております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 結局運営する側がどこまで本気で取り組んでいるのかということがポイントだと思うんです。もちろん個々のスタッフは、特に学童保育の場合だと時間が細切れの支援になりますから、学生さんのスタッフとかそうすると年ごとに入れ替わっていくとかそういう面もあるので、繰り返し研修が必要になるというのがありますけれども、それは結局運営主体研修を主催する側がどれだけの力を持って、どれだけの熱意を持ってやってくださるかということに関わると思うんですよね。

募集要項、仕様の中では統括責任者でしたっけ、その人については、基本的に国が定めているこういう資格を持った人ということになっていると思うんですけれども、そういう指導者としての全体を見る指導者、管理者としての資質の向上という点で、最低ここまではクリアしてほしい。例えば、最低こういう研修については受講してどういう教訓を得たのか、今後どういうふうに進めていくのか、責任者としてどんな役割を果たしていくのか、それについて研修を受けた結果感じたことについてお聞かせ願いたいというような管理者に対する研

修という、管理者に対する責任を果たしてもらえような指導やフォローというのは必要だと思いますが、そういうことはされていますか。

○議長（瀬角清司君） 植村健康子ども部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） ただいまのご質問についてですけれども、管理責任者に関しましては、従前、Mi i Moのほうに移転してからは変わることなくずっと同じ方がしていただいているんですけれども、統括責任者に対しての研修についても、県等で主催されるような研修は必ずメールで転送させていただいて受講するように促しておりますし、その後、その受講したことに関しても定期的に1か月に1回、2か月に1回ぐらいの頻度で、うちの担当者のほうが統括責任者と面談といいますかミーティングのほうさせていただいて、実際どういうふうに生かしていただいているのかとか、ちょっと生かし切れないところもあると思いますので、どういったところで困っているのかとかいうことも聞かせていただいた上で、困り事に関しては専門職のほうからアドバイスするような体制は取らせていただいております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 資格が仕事をするわけではないので、どういう資格を持っているかということだけで評価を定めるつもりもないし、その資格がどうなのかという話をするつもりではないんですが、やっぱり結局最終的にその人がどれだけそれを通して熱意を持って力を発揮してやってくれるかということ次第だと思うんですね。

やっぱり下から積み上げていくという面と、それを全体として定着させていく上からの役割というか、そういう両方が組み合わさらないといい結果にはつながらない。特に学童みたいにスタッフが流動する事業においては、そういう面は非常に強いんじゃないかと思います。そういう面でのレベルの強化について、こんなふうに図っていくというのを今後明確にしていく必要があるんじゃないかなと思います。事業委託した側がどういうふうに事業の質について評価して、それをいい方向にぜひ受託事業者にも要望していく、依頼していく、そういう仕組みがもっと明確になったほうがいいんじゃないかというふうに思いますが、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 植村健康子ども部長。

○健康子ども部長（植村恵美君） 確かに、受託事業者の実施している内容であったりとか、統括責任者の質というところにおいては、こちらも評価のほうはしていけないといけないと思っております。

令和3年からMi i Moのほうに移って学童保育のほう始めておりますので、ちょうど3年、4年目が経過したというところもありまして、今後、今現段階ではまだその質の評価というところでは評価シート等が作れているわけではございませんが、今後そういったことは検討させていただいて、前向きに取り入れていきたいと思っております。

○議長（瀬角清司君） 6番、渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） やっぱ子供がどれだけ生き生きと行きたい場として運営されていくのか。子供の行った場で誰もが感じるその子供の表情で事業の現状というのは見えてくると思うんです。そういうことのために、ほかの市町村に比べれば破格のレベルで学童の支援についてはやっけてきているわけで、それは自慢していいことだと思うんですけれども、やっぱりそれだけの成果につながるように役場としてもきちんと質の向上に向けて責任を果たしていくということでやっていただきたいと思います。これは要望です。

質問終わります。以上です。

○議長（瀬角清司君） 渡辺哲久君の一般質問を終わりたいと思います。

◇ 森 内 哲 也 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、7番議員、森内哲也君の一般質問を許します。

7番議員、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） 議長の許可を得ましたので、議場にて発言をさせていただきます。

私のほうからは、2点質問させていただきます。

まず、1点目です。給食費無償化の導入に伴い、給食を利用していない児童について町はどう考えるのかというタイトルです。

令和8年4月から、国の制度として、いわゆる小学校給食費の無償化が始まります。これは三党合意に基づき、保護者負担となっている学校給食費の抜本的な負担軽減を趣旨とするものであり、完全な無償化や給食制度の枠を超えた支援を想定したものではないという点は私自身も理解しております。

子育て世帯にとっては大きな支援であり、町としても前向きに受け止めるべき制度だと考えております。一方で、この制度は学校給食費の負担軽減であるがゆえに、そもそも学校給食を利用していないあるいは利用することのできない児童が存在するそういう現実もございます。この制度の導入に当たり、そうした子供たちを町としてどのように考えるのかという点を確認したいと思います。

例えば、重度の食物アレルギーがあり、学校給食を利用することができず、毎日、保護者がアレルギー対応の弁当を用意しているそのような家庭があります。実際に給食費は無償になると聞いたが、うちは給食を食べていないので、これまでとは何も変わらないのだろうかというような声が私のもとにも寄せられております。これは特別な要望というよりも、町の中で現に起きている生活の一場面だと受け止めております。

また、不登校の子供を抱える保護者もおられます。その家庭からも、学校給食費無償化と聞いて、うちの子はどうなるのかと気になった、そのような声も聞いております。不登校という事情により、学校給食を利用しないあるいは利用できない家庭も現実として町の中には存在しているのではないかと考えております。

そこで、お伺いさせていただきます。

ここでは、直ちに新たな制度の創設や現金給付を求めるものではございません。給食費無償化という制度の導入に当たり、学校給食を利用していないあるいは利用できない児童について、町としてはどのように整理し、どのように考えておられるのでしょうか。国の制度の枠組みを踏まえた上での現時点での町の考え方をお聞かせください。これが1点目です。

2点目に移らせていただきます。

奈良県の事業ですね、Y I R (ヤング・イノベーション・レジデンス)を見据えた石見駅前の整備の考え方について、そういうタイトルで質問させていただきます。

奈良県では現在、Y I R (ヤング・イノベーション・レジデンス)の事業が進められております。今回お聞きしたいのは、Y I Rという県の大きな計画が動き出すこのタイミングで、石見駅前という場所を三宅町としてどう位置づけるのか、その点でございます。

石見駅前は何も行われていない空間ではありません。例えば、毎週日曜日の朝、短時間ではありますが、町民がボランティアで集まり、顔を合わせる場として使われております。ここでは、これこれ成功事例でもにぎわい創出でもないような規模も小さくて時間も限られてはいます。ただ一方で、人が来てはいけない場所でないことは既に事実として示されております。

ここで質問、この質問で言いたいのは、町の玄関口である石見駅前が人が立ち止まること、人が集まることを前提としない空間のままでよいわけがないのではないかと、もう少し石見駅前のスペースに手を加えてみませんかということです。

ということで、1つ、三宅町としては、Y I Rの計画とは切り離して、石見駅前を人が滞在すること、立ち止まることを前提とした空間としてどのように位置づけておりますかとい

うことが1つです。

2つ目、駅前整備について、特定の団体や活動のためではなく、誰が使うかを限定しない公共空間としての視点を町の中で共有されていますか。

3つ目です。今後、県の大きな計画が進む中で、町として何をやらないのか、どこまで町の役割とするのか、その線引きをどのように考えているのか。

以上の答弁を求めたいと思います。

ちなみに、3つ目に関して、前回の議会ではほかの議員さんの質問の中で、「奈良県と協働する。周辺道路等のインフラ整備を町が担う。」そんなふうな回答があったと記憶しております。つまり、町の関与としては、中身ですね、Y I Rの運営とかプログラムを主体的になかなか決められない、決めるのではなくて、Y I Rが機能するための環境整備、外側を担う、そういう立ち位置であったと思っております。周辺道路等のインフラ整備を町が担うということですので、周辺道路等のインフラ整備の中に、道路だけでなく駅前広場の整備や石見駅につながる車道ではなくて歩道の整備など、インフラ整備と考える中に含まれていますかということを探りたいと思っております。

再質問の発言は自席でさせていただけたらと思います。よろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 森内議員の一般質問にお答えをいたします。

なお、ご質問の給食費無償化の導入に関するご質問は教育長から、石見駅前の整備の考え方についてのご質問は私からお答えをさせていただきます。

では、順序が逆になりますが、初めに、石見駅前の整備の考え方についてのご質問にお答えをいたします。

石見駅前ロータリー施設等の整備は、通学路の安全対策を第一に考え、平成29年1月に改良すべき踏切道の法指定を受け、歩行者専用踏切道の新設を行ったものであり、駅利用者の安全・安心と送迎などの利便性向上に資する施設の整備として、駅前のにぎわい創出の面から現在の広場面積を確保した計画となった経緯でございます。

Y I Rの計画において、石見駅は玄関口と位置づけられるものであり、駅西側への人の流れが増大することが予測されることから、町が直接的に行う事業としては西側改札の整備が想定されるではありますが、費用対効果を十分に検証しながら県及び近鉄との協議を継続してまいりたいと考えております。

また、町道の整備計画である三宅5号線及び三宅2号線は、国道24号線バイパス伴堂東交

差点からY I Rへのアクセス道と位置づけられていることから、これらの道路整備に加え、駅からY I Rへの専用歩道の整備の必要については県との協議をもって町の役割分担として位置づけるものと考えております。

Y I Rの計画とは切り離してとのご質問でございますが、駅前広場は法令上、道路敷地であり、道路占用許可基準の範囲内であれば、どなたでも許可を得てご活用いただけるものと認識しております。

現段階において、駅前広場の再整備について具体的に構想するものはございませんが、駅周辺の土地利用については都市計画マスタープランの改定と立地適正化計画の策定を進めているところで、現在、都市計画審議会において継続した議論をいただいております。石見駅周辺のゾーニングについても意見を聴取し、土地活用については生活利便施設の誘致など地区計画の策定を想定した官民連携の町づくりを進めてまいりたいと考えております。

以上で私からの回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 続きまして、給食費関係のご質問にお答えいたします。

森内議員におかれましては、令和8年4月から国主導で開始される全国の公立小学校の学校給食費の抜本的な負担軽減、いわゆる給食費無償化を見据え、食物アレルギーや不登校など、様々な事情により給食を利用できない児童やその保護者の視点に至った大変重要なご質問をいただきました。

教育長として、現時点での町の考え方を整理し、お答えを申し上げます。

まず、三宅町における学校給食の捉え方について申し上げます。

学校における給食の時間とは、単に栄養を摂取するための時間ではありません。

クラスメートや教職員と共に同じ食事を囲み、感謝の心や食事のマナー、そして地域の食文化を学ぶ食育の場であり、集団生活の中での協力や準備・片づけを通じた社会性を養う極めて教育的意義の深い時間であると認識しております。

森内議員よりご指摘のありました重度の食物アレルギー等の理由により、学校には登校しているものの、物理的に給食を喫食できない児童への対応についてです。

町としましては、「学校に来て、みんなと同じ給食の時間を過ごしている」という状況を基本に考えたいと思っております。

給食無償化という制度の下では、本来、提供されるべき給食の代わりに、ご家庭で代替の弁当を用意していただいている状況に対し、何らかの配慮を行うことが公平性の観点から必

要であると考えております。

そのため、通常の給食やアレルギー対応食がどうしても困難な児童に対しては、給食費相当額の補助を行う方向で検討しており、無償化の施行と同時に実施できるよう、関連予算を計上しております。

これにより、同じ学び舎で過ごす子供たちの間で給食を利用できるか否かによる経済的負担の差を解消し、保護者の皆様の安心感につなげたいと考えております。

一方で、制度の運用に当たっては、非常に繊細な判断を求められるケースも想定しております。

例えば、ご飯の日は喫食できるが、パンの日は小麦アレルギーのために家庭から代替品を持参されるというような部分的な対応が必要なケースです。

こうした個別の事情に対し、どこまでの範囲を公的扶助の対象とするのか、また、今後新たに同様の申出があった場合にどのような基準で対応するのかについては、運用上の公平性を担保するための詳細なルールづくりが必要です。

これらについては、現在、教育委員会内で慎重に検討を重ねているところであり、他自治体の動向も注視しつつ、現場に混乱が生じないように準備を進めてまいります。

次に、不登校の事情により、学校給食を利用していない児童への考え方について申し上げます。

町教育委員会としましては、不登校を児童の問題行動とは捉えておりません。学びのアクセス先として、現在の学校という枠組みを選択しない状態、あるいは選択できていない状態にあると認識しております。不登校という呼び方そのものが学校に登校することが前提となっているので、私個人的にはフレキシブル・ラーナー、こういうふうには呼んではどうかとさえ考えております。

そういった子供は昼食を昼休みに学校で摂るという選択をしないこととなりますので、現時点では給食費相当の補助を行いません。

現在、学びの場をインターナショナルスクール等に置いている児童もおられ、学校を基準に考えると不登校となってしまいますが、こうしたケースにおいても、現時点では給食費相当の補助を行う考えはございません。

しかしながら、何らかの事情で学校に行きたくてもいけない状況にある児童や保護者の皆様のお気持ちは重く受け止めております。

そういったご家庭にも、学校で給食時間に昼食を摂らないという基準から給食費相当の補

助を行うことは考えていませんが、学校に来れば、いつでも温かく栄養のある給食を無償で食べることができるという環境を維持し待機しておくことが、学校設置者としての重要な役割であると考えております。

今回の給食無償化制度への対応における町の基本原則は、同じ学校・学級というコミュニティで給食時間を共に過ごしながらか、一方で無償で給食を受け、もう一方は全額自費で昼食を用意しなければならないという不公平感を解消することにあります。

国の制度趣旨である子育て世帯の負担軽減を最大限に尊重しつつ、三宅町の子供たちがどのような状況にあっても、等しく教育の恩恵を実感できるよう丁寧な制度設計に取り組んでまいり所存です。

以上、森内議員の一般質問に対する回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 再質問、7番、森内哲也君。

○7番（森内哲也君） そうしたら、再質問させていただきます。

まず、給食のほうから回答というか質問させていただきます。

非常に教育長のほうから教育的なことで、制度の適用なのでどこかで線を引かないというので何か苦しいなと、難しいなという回答印象受けました。給食の時間というのは教育なので、時間と考えると。学校に来てくれた、給食食べた、給食以外もですね、その時間を一緒に過ごしてくれた方には、この制度の適用になる。逆に言えば、これは先ほどの不登校のところでも学校に来ないといけないという前提となっているのはちょっと違うのかなみたいなご意見だったんですけども、ここでそういう線を引いちゃうことで、学校に来ないといけないよみたいなメッセージも発するようなことになるのではないかとちょっとひとつ怖いなとか悩まれているなというのは印象受けております。

今回そういう形で線引きしてくださったアレルギーに対しては非常に配慮くださったありがたいというか、いい判断というか、ごめんなさい、上から目線になります、大切な判断だと思っております。なので、どこで線を引くかというのは、やはり政治的な判断にはなるかと思しますので、町長の考え方なんかを聞きたいとは思っております。

例えば、学校で給食食べれないケースというのは、例えば、ドクターの判断とかで摂食障害、消化器疾患があるとか、当然学校に通いたくても通えない不登校、フリースクールにかいりんな事情があると思ひます。

国の制度としては、給食払っている人には負担します。逆に言えば、それぞれの自治体によって学校の給食費払っていないいろいろな事情があつての子供たちにどういふふうにするか

というメッセージを自治体として出すこととなります。

今回、三宅町としては、学校に来て食事の時間を一緒に過ごしている方には救う、救うという言い方が大事なこの制度に絡める。じゃ、それ以外の人は三宅町としては制度外ですという線を引いたという判断になると思うんですけども、その辺は町としては大丈夫なんですか。

僕の考え方としては、三宅町で育つ子供たちは、給食にかかわらずこういう手当見えますよ、あなた見えますよみたいなメッセージを出すことになると思いますので、何らかの手当、いろんな自治体が不登校の方にも出している給食費相当みたいなところもやっているの、この線引きで大丈夫ですかということをお聞きしたいのですけれども。

- 議長（瀬角清司君） 森内議員、町長に答弁を求めているですか。
- 7番（森内哲也君） そうです、そうです。
- 議長（瀬角清司君） 町長、答弁の、はい。
- 町長（森田浩司君） 確認だけさせてください。
- 議長（瀬角清司君） 暫時休憩します。

（午前10時30分）

-
- 議長（瀬角清司君） 休憩解きます。

（午前10時31分）

-
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
 - 町長（森田浩司君） ありがとうございます。

この制度の設計のときにはかなり教育委員会とも対話をかなりさせていただいて、どこで線を引くかというところで話をさせていただきました。現状、再度確認今させていただいたところですけども、今現在不当校で学校に来ていない、何らかの事情で来ていない子に関しましては給食費のほう手続を取っていただいていないというような現状でございます。この場合、今度給食費を無償化になる場合、食べていないから現金が欲しいというか給食費無償化の対象で現金給付となりますと、そういった制度の趣旨と根本論上違うような形にならないかと、食べていないから現金くださいというような形にならないかというような議論がございました。

もともと給食費というのはかかった分を払うというのが制度でございますので、そういつ

た賄った食材費というのは保護者負担ということで法でもうたわれていまして、かかった分食べた分に関してお金を頂くという制度でしたので、そういったところで今回こういう制度の設計をさせていただいたというところです。

ただ、先ほど教育長がおっしゃったように、今回のケース三宅町として代替のお弁当を持ってこられているというところでいいますと、これも対象外ではないかという議論ももちろんありましたけれども、先ほど教育長がお答えさせていただいたとおりのそういった教育的観点の中の平等性というところを担保したいということでここまで対象範囲を広げようということで対応させていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ごめんなさい、私の質問の仕方もなかなかあれなんですけれども、何が言いたいかというと、先ほど教育長の答弁でも学校に行きたいけれども来れないという人、非常に心苦しいみたいな意見を受けて聞きました。やっぱり来たいけれども来れない人にも何とかとかね、お金が欲しいとかじゃなくて、国が制度があってその制度の線引きというのは給食費を負担しているという明確な制度なんですけれども、必ずその制度から漏れる子供であったり家庭であったりというのが出てくる、そっちのほうをちょっと教育というよりかは、町として取りこぼさないよってするのか、ちゃんと見てますよというメッセージを送るのかどうかというところが視点が大事になってくるんです。

だから、給食という大きなよりもちょっと超えたような言い方すると、制度の内側にいる子供だけを見ている町なのか、それとも制度外にいる子供の事情それぞれの事情があると思うんで、そちらのほうも何らかのきちっと町として支えますよというようなメッセージを発することになるので、やはりいろんな自治体が苦勞しているアイデア出したり、なるべく取りこぼさないようにしようとかってやっている。その中には、厚木市とかが非常に厚くやったりとか、滑川市とかも重点的にやっていたりとかっていろいろ情報交換とかしているところとかあるので、いろいろ研究していただきたい。

やはり三宅町としては、制度でどこか線引くんじゃなくて、子供の事情に応じてきちんと何かあれば見ていますよというメッセージを発することになるので、線引きに関してはいろいろと研究していただいたり、町で育っている子それこそ学校の三宅小学校じゃない学校に行っている子とか行けない子そんな子とかのことも町としてちゃんと制度外にはなりますけれども考えていますよとか見ていますよとかというメッセージを発するためにも、この線引きに関してはいろいろと研究なりしていただけたらなというふうに思っております。

実際に不登校の子らにも何かお金をもらおうとかという今ちょっといやらしい言い方になっちゃったらしたら誤解もありますけれども、ちゃんと制度で救っている自治体で、国の制度じゃなくて自治体として救っているようなところもありますので、研究していただけたらと思っております。

給食に関してはこれで。

次、Y I R 駅前の整備に関しての。

- 議長（瀬角清司君） 森内議員、質問。
- 7番（森内哲也君） ああ、ごめんなさい、言ってください。
- 議長（瀬角清司君） 森田町長。
- 町長（森田浩司君） ありがとうございます。

先ほどメッセージのところでは教育長がおっしゃったように学校に来ればいつでも温かく栄養のある給食を無償で食べることができるという環境を用意していくこと、この安心感というところはセーフティネットとしてしっかりと支えていきたいというふうに思っていますので、メッセージとしてはそういうメッセージを発したいというふうに思っています。

ただし、森内議員おっしゃるように、今回こういう制度が始まるというところでございますので、一旦スタートはこういう形にさせていただいていますけれども、個別様々な想定もしていないような案件というところ、ケースというところも出てくるかと思えます。その点に関しましては、一つ一つ丁寧に様々なところから対話を重ねながら対応のほうでできるできないも含めて一つ一つ丁寧に向き合っていきたいというふうに思っていますので、まず、こういった制度のスタートのところですので、そういう線引きのところさせていただきまして、今後もそういう形で森内議員おっしゃるような観点もしっかりと踏まえながら対応してまいりたいというふうに考えておりますので、ご理解のほどよろしくお願い申し上げます。

- 議長（瀬角清司君） すみません。再質問のほう、7番、森内議員。
- 7番（森内哲也君） ありがとうございます。

今、町長のほうからもなるべく制度から漏れ落ちた子供たちも何とか考えないといけないというふうなことで答弁いただいたと思います。そういう町であってほしいと私も願っておりますので、ぜひ研究していただきたいと思います。

そうしたら、駅前のほうに移ります。

ちょっと細かいところを確認させていただきたい。まず、道路占用の許可を取れば駅前広場はどなたでも許可を得たら活用いただけますよというような回答やったと思うんですけれ

ども、その許可はどこに対する許可だと考えられていますかという質問なんですけれども。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 私からお答えいたします。

道路占用というのは、道路法に基づいて道路をその一時的なり継続的に使用するという部分なんですけれども、現在、森内議員もご一緒だと思うんですけれども、町づくり会のほうでイベントされるに当たっては道路占用の許可を取っていただいて、その上で販売等行っていただいているというところがございます。

もちろん許可の基準がございまして、例えば危険なものであるとか、道路そのものの構造に損傷を与えるものであるとか、例えば不適切公序良俗というんですかね、そういうことであれば許可はできないんですけれども、今ご利用いただいているような地域の振興に資するようなものであれば許可はできるという範囲であると思います。

道路管理者ですので、土木管理課のほうで取扱いをしております。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ありがとうございます。

この質問の中でロータリーが出たときに私のほうも警察の許可を取ったら使えるの、町の許可なのというので警察のほうに聞いています。そのときに町と警察の回答としたら、当然ロータリーの道路は私らです、警察です。歩道に関しても私らです、警察ですと言われました。ただ、どこまで歩道にするかといったら、歩道の屋根のあるところは警察やけれども、それ以外は町の許可を取ってもらったら警察として許可出す出さへんとかという話じゃないというのは町と協議しているというふうに警察からの回答を得ていますので、それに基づいて今使っている広場のところは町としての許可出していますよという回答だったと思います。ちょっとこの考え方を共有させていただけたらなと思っています。で、使わせていただきます。

私がこれ質問で言いたいのは、駅前その広場のほうなんですけれども、現在朝市とか、朝市だけかな、毎週日曜日1時間、2時間程度ですけれども行われております。そういったところでちょっとした交流が生まれている。そのことに対しては、町としては僕は内側から見ていると非常に面白いというかい動きだなとは思っているんですけれども、町としての評価というのはどうなりますか。もうちょっとその時間帯だけじゃなくて、ほかの人も使ってくれたらいいのになと思っているのか、いやもうご勝手にどうぞとか思っているのかとい

うところなんですけれども、僕は駅前せつかく広場があるんでにぎわい創出という言葉ができていますけれども、盛り上げて使ってもらえるような形になればいいな整備していただけたらいいなという思いがあるんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 希望があればぜひ使っていただきたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 答弁ありがとうございます。

であればなんですけれども、ちょっとした整備、例えば水飲み場みたいなものを置くとか木陰、木じゃなくてもちっちゃな屋根とかでもいいんですけれども、そんながあればいいとか、座れるベンチがあればいいとか、集まれるとか、コンセントとかがあったら学生来て充電してしゃべりよるなみたいなちょっとした何か物を置くとかってそういう整備、大がかりなことなんかあまり望んでないんですけれども、そういったことをしてもらえたらな、Y I Rも見越してと思っているんですけれども、そういったお考えは先ほどの回答だとないうふうには僕は捉えちゃうんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 現時点におきましては使っていただくということに関しまして何かをつくることによってより利便性、利便性というか利用を高めるということでは検討はしておりません。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ぜひ検討してほしい。そういう質問であり、思っているんですけれども、それは検討していないという非常に分かりやすい回答ではあるんですけれども、今後検討して行ってほしいし、すべきじゃないのとは思っておりますが、その辺に対してはいかがですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） これ卵が先か鶏が先かの話になるかなと思いますけれども、やはりそういった方々の利用というところを今後使いたいという希望がどんどんと増えてくる中で、にぎわいができる中でそういったところで伴走というところは考えていきたいと思っておりますけれども、今現時点ではそういった希望もまだ少ないところがございますので、そういったところ様子を見ながら今現状では考えておりませんが、利用が上がっていく中ではそういったところも考えていく必要が発生したときには対応していきたいというふうに思ってお

ります。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） ごめんなさい。要望がないとせいへんって聞こえたし、そういう意味で言わはったんちゃうかなと思うんですけども、ほんまにそれでええのという質問です。

交流って何かなかなかつくるの難しいとは思うんですよ。そやから、今現に何かやっているとところにちょっとずつ寄り添って行って、何かやりゃ人集まるというのがある意味社会実験と捉えると分かっています。

見ていたら何や保育所の子らが散歩コースに入れていたりしてくれていて、晴れている日とかやったら子供たちが日曜日に来たりとかという子供の流れとかも生まれているというのが中にいるとすごく分かるし、ラジオ体操なんかしていたらラジオ体操だけしに来てくれるということも分かりますし、なので、何かそんなに金かけろみたいな話じゃないとは思っているんで、要望がないとしませんよという回答はものすごい残念に聞こえるんですけども、いかがですか。

○議長（瀬角清司君） 吉弘副町長。

○副町長（吉弘拓生君） ありがとうございます。

今森内議員の質問にお答えをします。

ちょっと別の角度から見たときに、この駅の利用・活用状況というのをちょっと調べさせていただきました。近鉄の樫原線、大和西大寺から樫原神宮前駅までがございますけれども、毎年、毎年って言うていいんでしょうか、近鉄のほうで利用の調査をされておられます。直近のデータが令和6年の11月のものになるんですけども、石見駅の1日の平均利用者数というのが1,785名でございます。実は15駅大和西大寺から樫原神宮前であるんですが、実はワースト2位に入っているというところでございます。お隣の結崎駅が3,479名、そして田原本駅が1万1,651名というところでございます。そして、田原本線まで行きますと、但馬駅が499名、そして黒田駅というのが670名ということで、こちらも利用者が少ないというところでございます。

今回のご質問のところで非常にありがたいなというふうに思いましたが、私も以前観光等担当しているときに、鉄道利用、それから駅の在り方というところに関して、いかに観光施策のところから施策を打ち出していくのかこの視点を守っていかなければ、九州のほうでは結構進んでいる鉄道の廃線だったりですとか駅の廃止という議論が恐らく今後全国的に下りてくるだろうというふうに思います。

その中において、議員が活動としてされているような駅前の活性化であったりですか、それから利活用、駅をそもそも利用していただく方をどうやって増やしていくのかというふうな政策論議というの、これ併せてやっていかなければいけない視点かなというふうにも思っている部分でございます。ここの利用者をしっかりと伸ばしていくことによって、駅前が活性化をしていくというふうにも思いますし、例えば止まっていたような電車というのを増やしていくような施策というのにも重なっていくのかなというふうにも思っております。

そういった面において、より利用者の皆さんにとっても使いやすい駅にしていくという視点の中で、先ほどのご質問の部分に関しては進めていくところというのを取り入れていくところということも含めて、駅を残していくためにやっていくものが何なのかというのは、政策的な議論というのをこれからも引き続きしなければいけない、こういった視点に立っているというところでございます。

○議長（瀬角清司君） 7番、森内議員。

○7番（森内哲也君） 私の視点の中には駅の降りる人を多くするとかっては全くなかったんで、今の議論だと駅なくなるみたいな話は怖っと思いつながら聞きました。あそこ近くを電車がばあって通っていくんで、子供たちが何か、ちょっと僕電車のことあんまり詳しくないんで、近鉄電車の新型来た、わーとか手振ったりとかという場面とかもあつたりするんで、何か電車近くで見れるいい場所ですよみたいな宣伝の仕方もあるかなと思います。

今生まれている交流なかなか一団体というやり方がありましたけれども、逆を言えば、もう少し整備するとほかの人たちも使いたくなるんじゃないかというふうに思っていますので、なかなか交流自体を行政つくることはできないんですけれども、そういう芽が吹き出ている場所に対しては条件を整えたりするのが行政の役割だと思っております。石見の駅前広場もただ駅寄りで通過するだけの場所にするのか、人がちょっと休憩したりしてお話ししたりできる広場、まさに広場として使うのか、そんなのは整備をしていただけたらなと考えておりますので、町としてその場所を基本的な考え方を伺うような質問であったと思います。

町長もあまりそんなふうには思っていないかもしれないんですけれども、先ほどの発言を聞くとちょっと残念やなというふうな僕一住民としての印象はありますので、ぜひぜひご検討いただけたらということにして回答、質問終わらせていただけたらと思います。

○議長（瀬角清司君） もう回答はいらないですか。

○7番（森内哲也君） いや、町長にいや言い間違ごうととかって言ってくれるんやったら聞

きたいけれども。

○議長（瀬角清司君） よろしいですか。

そうしましたら、町長、いいですか。

森田町長。

○町長（森田浩司君） もう一度質問よろしくお願いします。

○7番（森内哲也君） すみませんね、ちょっとなかなか整理してうまく言葉に表せないんで申し訳ないけれども、今現に日曜日定期的に毎週、毎週というのがすごく僕は大事やと思いますけれども、住民さんボランティアで集まって朝市とかかされています。毎週やっているんで、その時間にラジオ体操とかもかされているんでまた何人か集まってきている、交流が生まれている、そんなある意味希有な珍しい場所やったと思うんで、そういう交流自体をなかなか行政としてつくることはできないけれども、今ある交流を育ててほしい、そういう場、駅前になっているので、そこをもう少しいろんな方が、週1回だけじゃなくて、ほかの当然団体とか利用者さんも使えるような場所になるように、ベンチであったり、陰、小さな屋根であったり、水道であったり、何かそういう整備、ちょっとした整備ぜひぜひしていただきたいというような思い、願いはあるんです。

先ほどの回答では、利用が増えてくればそんな整備も考えられるかな。逆に言えば、使いたいという人がないんやったら、そんな整備しませんよって聞こえたんで、そうじゃないねんというふうな回答がいただけるようであればほしいというような最後の願いみたいになります。

○議長（瀬角清司君） 理解いただきました。

森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

そのこの広場だけの利活用を単独で考えていくということもひとつ大事な視点かも分かりませんが、先ほど副町長も回答させていただきましたとおり、利用者をどうしていくかということも併せて考えていくような幅広い視点を持って様々な可能性というところを検討していく必要があるかなというふうに思っていますので、喫緊の目の前のことも大事ですが、それも含めて遠くも見ながらの両軸を見て何が必要かというところは再度検討というところは対応していきたいというふうに思っていますので、よろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） もう森内議員時間がございませんので、よろしいですか。

○7番（森内哲也君） はい、がっかりしました。

○議長（瀬角清司君） 申し訳ないです。

一旦ここで休憩のほうまいりたいと思いますので、ただいまより11時ちょうどまで、再開は11時ちょうどで再開させていただきますので、一旦休憩といたします。

（午前10時51分）

○議長（瀬角清司君） 時間になりましたので、再開をいたします。

（午前11時00分）

◇ 松 本 健 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、5番、松本 健君の一般質問を許します。

5番議員、松本 健君。

○5番（松本 健君） 議長のお許しをいただきましたので、松本一般質問させていただきます。

3点あります。

1点目、選挙投票立会人の手当について。

選挙投票立会人の手当について、2月8日の衆議院選挙での投票立会人になっていただいた方から、日当が手当が安過ぎるとのクレームがありました。

この3月議会で三宅町でも手当は改定されるとのことですが、調べたところ、令和7年6月4日に法律及び政令・省令が交付されており、国内各地域での立会人の手当を、現行8,900円のところを1万100円とする旨の通知が出ていました。また、三宅町内でも7月の参議院選挙終了後の選挙管理委員会の会議の中で委員の方からこのことが取り上げられていたようです。

ここで以下質問です。

1、このような国、県等の通知があった場合、取りこぼしなく対処できるようにどのような仕組みを構築していますか。

2、国や県などは住民から距離が基礎自治体より比較的遠いもので、本来は基礎自治体がそういった声をまず聞き取り、自ら対応するなり、国や県に依頼すべきと考えますが、今回の変更に関連する事項について、おかしさを感じ、自ら調査されたのでしょうか。できなかったのであれば、改めなければとお考えでしょうか。改めるためにも根本原因はどこにあると

分析されますか。

2番、水道事業の公共性福祉的意味について。

三宅町では現在水道事業は県単位の企業団で行われています。水は人にとって空気の次に必要なものであり、また公衆衛生を保ち安定供給することがその他の文化水準を高め、産業振興に関わるものとして公共の事業として行われてきました。

私は県広域の企業団議会に参加させていただいておりますが、そこで「水道事業は持続可能な効率的経営を目指すこともさることながら、公共の福祉の観点からの経営も必要」との観点で意見を述べさせていただきましたところ、企業団からは「企業団には福祉の観点から経営を決めるということはない。公共の福祉は基礎自治体のやること。」といったニュアンスの答弁がありました。

少なくとも、物価高騰対策を水道事業で行うことや、低所得者に対する料金減免などについては、基礎自治体側から申請があつて初めて検討することになるといったものです。

ここで質問です。

1、町で水道事業が運営されていたとき、町内のあらゆる事業は町長に最終決定権があり、その場合、水道事業は経営の効率のみならず、公共の福祉の観点も加味した運営判断を行つてこられたと私は思っておりますが、町長の認識も同じでしょうか。

2、現在、水道は広域行政となっておりますが、その際、公共の福祉の観点を加味して運営を行うためには、基礎自治体からはどのような関与が可能となるでしょうか。

3番、石見駅付近県有地の利用について。

石見駅付近の県有地について、2月5日に県により、ヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議が開かれたようですが、三宅町からはどのような要望や意見が出されたのでしょうか。また、町長はそこでどのようなリクエストをされましたか。町民の声はどのように届けられたのでしょうか。

また、この機を利用して石見駅前の開発・整備を行うことをお考えでしょうか。

再質問は自席でやらさせていただきます。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、選挙投票立会人の手当についてのご質問にお答えいたします。

まず、国や県等の通知があつた場合、取りこぼしなく対処できるようにどのような仕組み

を構築していますかについてですが、国や県等からの通知は、直接各担当課ごとにメールで送信されていたり、紙文書で役場に届くものは総務課において一度受け取り、各担当課へ振り分けを行っております。

各課においては、担当者だけでなく課内の他の職員等において声をかけ合うことや通知等の課内供覧を行うことで認識できる状況となっており、このような中で、担当課においてそれぞれの内容を踏まえながら対応を行っております。

次に、本来は基礎自治体が声をまず聞き取り、自ら対応することとなり、県や国に依頼すべきと考えますが、今回の変更に関する事項について、おかしさを感じ、自ら調査されたのでしょうかとのお尋ねですが、選挙に関する投票立会人等の報酬の見直しについては、町選挙管理委員会が判断することになり、令和7年9月の選挙管理委員会の会議にて、報酬の見直しについて委員より意見が出されましたので、その意見を受け、検討を重ね、本定例会に改正条例を上程させていただいたものでございます。

続きまして、水道事業の公共福祉的意味についてのご質問にお答えいたします。

議員お述べのとおり、水道事業は将来にわたり安定供給を継続して行うことが使命と考えます。これは水道法第1条の目的に記されたものでもあり、同法第2条の責務においても、老朽化が進む水道施設の更新を積極的に推進し持続可能な経営を行っていくため、県内の各団体が事業統合し、奈良県広域水道企業団が設立されたものでございます。

1点目のご質問の趣旨にご回答申し上げますと、水道事業は住民の生活と公衆衛生の基盤であり、単なる採算でなく安定供給・安全性を包括的に確保する意味において、公共の福祉の観点を重視して運営を行ってきたものでございます。

また、広域化により単独経営に比べ、将来の水道料金の上げ幅を抑制していくことができる見通しとなったことは、公的扶助やサービスによる生活の安定、充足の観点では、福祉につながるものと言えるのではないかと考えてございます。

次に、2点目のご質問につきましては、企業団の運営について意見を申し述べる経営に関する仕組み、構成団体の長として運営協議会に参画をしており、広域化の準備段階の基本計画策定の協議において私が意見を述べさせていただき、基本計画書の本文において「事業の運営は主体的に公営企業として実施するものであり、コンセッション事業への移行や民営化を行わない」とすることが明記された経緯がございます。

さきに申しましたとおり、運営協議会において企業団経営に関する仕組みが定められる中、構成団体の長として今後もしっかりと意見を申し述べてまいりたいと考えております。

最後に、石見駅付近県有地の利用についてのご質問にお答えいたします。

まず、県事務局から事前説明の場において、今後の計画とスケジュールの提示、基本計画では設計する際のゆとりを出せるような議論を、設計士とのワークショップの実施、民間施設も関わりを持てる予白を持つように、奈良らしさよりもここで何をするかという目的を持つように、民間投資を生むための仕組みづくりをはっきりしてもらいたいなどの要望を行いました。

実際には、2月5日に開催されましたヤング・イノベーション・レジデンス構想検討会議の場で、全体のゾーニングにおいて、企業誘致エリアに企業が参画への動機づけとなるような提案を行いました。

具体的には、生活インフラの中にAIなどのテクノロジーを組み込み、データや情報収集することで新しい暮らしの在り方として、それが世界に唯一無二の場所をつくることにもなるのではないかという提案や、テクノロジーを活用することで、様々な障害をお持ちの方でも健常者と同じ暮らしができるなど、インクルーシブな発想をすることや、新しい幸せが提案できる施設となることが企業からの投資につながり、世界から人が集まる場所になるのではないかという提案をいたしました。

その際、インキュベーション施設については、学生がいない昼間の時間帯にどうやってにぎわいを生むことができるかを考えてもらいたいとも要望し、さらには、地域住民の一つの思いとして、災害時にもこの施設が使えるよう仕掛けをつくってほしいというニーズがあることも提案し、要望いたしました。

なお、石見駅前の開発や整備に関しては、さきの森内議員の一般質問でも回答させていただいたとおり、現在、ヤング・イノベーション・レジデンス事業と連携し、石見駅から県有地までの動線を中心とした道路等のインフラの整備とともに、都市計画マスタープランの改訂と立地適正化計画の策定を進めているところですが、それ以外の公共施設については、12月議会での梅本議員からの一般質問にもお答えしたとおり、三宅町公共施設等総合管理計画や三宅町公共施設個別施設計画において、施設の集約化や複合化を推進しており、石見駅前に改めて新たなハード整備を行う考えは現時点ではございません。

以上で、松本議員への一般質問の回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 再質問。5番議員、松本議員。

○5番（松本 健君） じゃ、順番に再質問させていただきます。

1番目、選挙投票立会人の手当についてというところですが、回答いただきました

が、私の認識と違っているところがあります。まず、国が改定を出したのは7年6月4日です。その後、参議院選挙があつて、終わつて、令和7年9月に選挙管理委員会の会議がありました。今回回答いただいた内容を見る限り、選挙に関する投票立会人等の報酬の見直しについては、選挙管理委員会の会議にて報酬の見直しについて委員より意見が出されましたので、今回の改定に至りましたというふうに回答されております。

そもそも国がこういう通知を出したのに対して、どういう段階でどう認識されていて、これだといかにもあたかもその認識は気づいていなかったというようなふうに映ります。順番が反対ではないでしょうか。事実関係を説明してください。

○議長（瀬角清司君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 再質問ありがとうございます。

国より今松本議員おっしゃった国会議員の選挙の執行経費の基準に関する法律の一部を改正する法律等の施行についての通知におきましては、7年の6月4日付で受け取っているようでございます。その中には、通常の場合において国が負担する限度額となるものであるため、各選挙管理委員会において事務の合理化に努め、その範囲内の経費で選挙の管理執行を行うよう留意の上、配慮という通知の内容になってございます。

その通知受けまして、選挙管理委員会のほうも、もちろん7月の時点でも、私すみませんその会議出ておりませんので詳細は分かりませんが、7月の時点でもそういうご意見があり、松本議員もおっしゃっておられました、それまでも立会人の報酬につきましてはいろんなご意見をいただいていることは選挙管理委員会ももちろん認識していたと思います。

その後ますます、こういう7月の選挙を受けて、参議院の選挙ございまして、その中でも多くの意見ございましたし、もちろん通知が上がっている内容をももちろん認識している等もございしますが、やはり9月の委員会の中でやっぱりきちんと値上げをすべきじゃないかというお話があつたようでございますので、2月の選挙はちょっとイレギュラーなタイミングであつたと思うんですが、3月に向けて、ここで私が話しておきたいのは、ほかの報酬につきましても、平成の十何年ぐらいから行財政改革のためにいろいろな単価が下がっていたと、下げていたという現状もございましたので、その辺は財政担当部課長も踏まえて、多くのほかの非常勤の特別職の報酬につきましても値上げをしていかなければならないという、ちょうど予算編成時期でもございましたので、その時期にいろいろ考えまして3月の議会に出すほうがベストじゃないかということになつたと思つております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 私が聞き及んだ範囲での事実関係で言いますと、この7月の選挙管理委員会の際に、選挙管理委員さんのある方から、国からこういうの出ているんじゃないの、やらんとあかんのちゃうのというふうに指摘を受けたと。そんなら、職員さんが、ああ、どれですか、ちょっと写真撮らせてくださいみたいな、何かあんまりよく知らないですけども、そういうふうな感じで受け取られたと。それを聞いて、別にこれ選挙立会人の費用がどのこのということをもともと言いたいわけじゃなくて、そもそも国から来るようなものに対してどういう管理をされているんですかと。これは今回の回答を聞いても、聞かせていただいても、基本的に何か個人任せですというように私には受け取れてしまう、各課に任せていますとかね、そういうふうにしかならぬように感じます。

そういう意味で仕事のインプット、それに対してアウトプットがどうなったかというようなそういうマネジメントですね、管理、仕事の管理ということがどうなっているのかというのに、ちょっと非常に疑念を抱いたわけで、こういう質問をさせていただいております。そういう観点で何か見直すことはございませんでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 誰が。

森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 今、松本議員がおっしゃった内容につきまして、私もちょっと把握をできていないところがございます。やはり紙文書やメールが1日100件以上来るような課もございまして、それぞれの部局においてやっぱり責任を持って受けていかなければ、なかなか統一的にマネジメントをもちろんしながらできればよろしいんですが、そこまでに至っていないのが現状です。もちろん理想は理解しているつもりでございます。

今は、これはたまたまなのかもしれませんが、昨年からは電子決裁システムを導入いたしまして、課内の共有はもちろんですが、決裁者が事前に分かるような形も取らせていただいておりますし、その決裁については、例えば県か国から来た文書ももちろん供覧としてきちっと回すようなシステム化をしておりますので、その辺につきましてはシステムを利用しながら取りこぼしがないようにきちっと把握していきたいと思っております。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 私の過去の経験からして、皆さんご存じかどうか知りませんが、ISO9000とかというのはご存じでしょうかね、ISO9001というのかな。そういう品

質ですけれども、マネジメントに関する決まり、どういうことがあなたの仕事のインプットですか、どこから仕事が入ってきますか、それをどういうふうになしますか、どういうふうにならせますか、終わりますかというふうなのが、ちゃんと記録として残るように、私の認識ではそういうのに近いようなところ。

今回回答いただいた内容をやっぱり聞く限り、個人任せですとしかあり得なくて、まず仕事のインプットが入ってきた段階で、私たちの課にはどれだけの仕事のしかかりがあるか、そこにもものが入ってきて、しかかりリストみたいなものいろんな形で表現すればいいと思うんですけれども、それがどこまでやって何で業務完了したかというような管理はなされていますかと。というか、そういう管理を理想はというんじゃなくてできる範囲でそこにどれだけ盛り込むかというのは理想はいろいろあるかもしれないですけれども、そういうふうな形を持っていくというのが非常に重要じゃないかなと感じて、こういう時間を使わせていただいた次第です。

ぜひともご存じなければISO9000とか、どういう思想でどういうことが、そういうことを守らない限りはあなたの企業がつくったものは買ってもらえませんよとか、多分こういう公共の入札なんかに関しても向こうがどういう資格を取得しているとか話もあるでしょう。そういうので、公共のこういう団体であったとしても、組織としてインプット・アウトプットをはっきりさせるというのは、ぜひお願いしたいと考えております。何か一言あればお願いします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 重要なお提案ありがとうございます。そこが、今、各マネジメント層、課長、部長の管理のところ銘々のやり方というところ、それぞれのやり方工夫しながら対応してもらっているというところが現状でございますが、そういったところでお互い意見交換をしながら、ほかの課長ないし部長のいいところというところを併せて統一的なところも図れるところは図りながら、また、その部署特有のところというところは責任を持って対応してもらいたいと思いますので、今やっているところの情報共有というところ内部でも進めてまいりたいというふうに考えております。ご提案ありがとうございます。

○議長（瀬角清司君） 5番議員、松本議員。

○5番（松本 健君） ぜひその次の次の質問にも関わってくる場所なので、よろしく願いいたします。

2番目、水道事業の公共性福祉的意味についてというところですが、ひとまずというか、

水道議会であなたたち水道事業は公共の福祉の観点あるでしょうと言ったら、あたかもないような回答を得てびっくりしていました。それは基礎自治体やることだに近いような回答があって、今後もそれは向こうでも追求していこうとは思っておるのですが、まず、自分の基礎自治体で町長がもちろんそういう観点で事業を進めているし、今後広域で水道をやるにしてもそういう役割が重要だというふうな回答をいただいたことには安心をしました。

それに付随して、町長は、水道広域化には運営協議会という形の執行のいろいろ議論する場に参加されておるといふ構成団体の一員として運営協議会に出られていると。運営協議会の場で、ぜひとも公共の福祉の観点で広域水道事業が運営されるべきだということも発言いただきたいといふかお願いいただきたいと思っております。

ちょっと続けますけれども、なぜそういうことを言うかといふと、水道広域化されて計画を立てられてから、このコロナとかあって物価高になっている。あんだけ物価高になったら何つくるのも値段かかるし、水道の補修にもお金かかるから、値上げみたいな話も行く行く出てくるでしょう。そういうふうな費用がかさんでいきますといふような報告もちらちら受けております。

片や水道の基本計画の中では、今どれだけお金がかかるかといふのを総括原価方式って、電気代みたいなもんですね、どんだけお金かかったからそれを回収するのに何とかで結構自動的に水道代幾らにしますみたいな感じの計画が書かれています。そこには一切公共の福祉の観点といふのは私にはないように見える。もちろん安定維持に努めるといふのは回り回って公共性でしょうといふ話はあると思うんですけども、私の言う公共の福祉といった場合には、例えばその値上げが2割上がるとか何かそんなんになるとしても、その分皆さんの懐がちゃんと給料が上がって社会がちゃんと収入が増えていて値上げするといふのだったら分かるけれども、そういうの全然なしのままそこだけ上がるといふのだと、何か非常に公共の福祉として問題なんじゃないのかなといふふうに思ったりしています。

今多分100円のところ、単価1立方メートル100円のところが120円になるとかといふのがあった場合に、それって今生活するに当たって米代ですね、米の値段が1か月例えば5キロとかやったらもともと2,500円ぐらいだったのが4,000円くらいになっていると、それで皆さん大変大変だって騒いでいる。米だったらパンに代えられるかもしれないけれども、水道の水がそんなになったら誰も騒ぎようがない。そういう住民感覚の肌をこの水道の協議会に示せるのは町長しかおられないと思うんですよね。もちろん議会は議会で関与したいと思いません。

そういう観点で、この価格設定が本当に公共の福祉に沿ったものであるのかという観点での声かけというのを今後水道事業でお願いしたいなというふうに考えた次第であります。何かあればよろしくをお願いします。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 松本議員が県でどのような質問の仕方をされてそういう印象を受けたかというのは僕は存じ上げていないところもございまして一般論になるかなというふうに思いますけれども、先ほども回答させていただいたとおり、水道法第1条の目的であったり第2条の責務というところで、ここが公共の福祉、水道企業の経営における公共の福祉の観点というのがここだということを読み解けるというところではうたわれているところがございます。そうした観点から、総括原価方式というところが認められているというところで、皆さんにとって水はなくてはならないものということで、松本議員もおっしゃったように安定供給等々というところが責務であると、そこに対して係るコストというところをみんなで負担するということは必要かなというふうに思っています。そのバランスというところでは議論の余地があるかなというふうに思いますけれども、ただ一方で、その費用というところ赤字でずっと経営をしていきますと、やはり更新ができずに震災が起こったときに水が出ないであったりとか、安心安全のところでは果たすべき責務が果たせないというようなことも考えられますので、そういった両軸を見ながらの検討というところで議論をしていくということが求められているというふうに考えております。

適切な負担と適切な配慮というところは松本議員おっしゃるとおりかなというふうに思いますので、そういった点に関しましては、内部でも運営協議会の中でもそういった観点で議論がなされていくというふうに認識しておりますので、ご理解のほどよろしくお申し上げます。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） すみません、ちょっと併せて一言申し上げたいところがございます。

今の水道企業団の組織の在り方とした場合に、基本的に各、今まで三宅町であったら三宅町でやっていた水道局というような形になるんですかね、そういう実際に水道に携わっている方が集まった団体になっています。組織的には全くそういう福祉の観点を考慮するような組織はございません。総務部のどこかに何かあるかもしれないけれどもというレベルです。

そういうのを受けて、私はどういう意見をしようかと思ったのかは、その広域団体に福祉の観点から見る人間が2人でも3人でもいたほうがいいんじゃないのという話をさせてもら

おうと思ったんだけど、そういうのではないと。それは基礎自治体だというような話をされてきました。そういえば、基礎自治体からどういうふうに加わっているかという、運営協議会に各首長が加わっているというような形から、現状の在り方がどうかは別として、多分その公共の福祉の観点から広域水道を見るという責任の重さは、もうその運営協議会にかかっているように見られますと私は思いました。議会は議会でももちろんやるんですけどもね。そういう背景があるということだけ一言お伝えさせていただきたいと思います。

○議長（瀬角清司君） 回答、森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

松本議員おっしゃるように、運営協議会もそうですし、議会というところ両輪でこれ進めていく話かなと思いますが、両方が責任を持ってしっかりと取り組んでいく課題であるというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 執行部にはそういうあるとしたら運営協議会しかないということを重ねてお伝えさせていただきました。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 申し訳ない、止めまして申し訳ない。運営に関しては運営協議会のみならず、そこで部会等々でも議論がされます。総務部会と事業部会というところで、事業の進捗であったり経営に関して等々で部会での意見聴取等々もございますので、決して運営協議会だけで全てが決まるわけではなく、専門的なところを部会等々でも議論をして、さらにその内容について運営協議会で意見を図るということで、二重三重に意見を聴取するような仕組みというところもできていますので、単純にそこだけではないということでご認識いただけたらというふうに思います。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） 水道事業に関して、経営の安定性というのもさることながら、もちろんそれは一本の柱です。公共の福祉の観点からも見る必要があるんじゃないのといった場合に、今の水道企業団の組織からすると、こっちの経営の観点はすごくあります。そういう意味でいろいろあります。でも、こっち側が薄いんじゃないのという話で先ほどのやつをさせていただきました。そういう分科会とかでもそれに関するところがあれば、ぜひどんどんそういう観点での関わりというのは非常に大切なんだと認識していただければと思います。

よろしいですかね、3番目に移りたいんですけども。

それでは、3番目に移ります。時間あまりありませんけれども、この回答の最後に、新たなハード、まず、ちょっとY I Rの話を置いて駅前の話ですけれども、新たなハード整備を行う考えはありませんという話でした。先ほど森内さんの質問のときに、駅前の開発を行うのであればいろんな計画の段階で検討してというふうな話もあったかと思います。ほかに幅広い視点で見ていくのが必要というふうなこともあったのかもしれませんが。こういった内容というのは、1番目の質問でもさせていただきましたけれども、業務のインプットは何なんですかという話に戻ります。

役場の業務のインプットというのは、もちろん国とか県とかで決まったことが何か従わなくちゃいけないという強制的なものがありますでしょうけれども、もう一方で、やっぱり住民がどうしてほしいと思っているか、福祉という言い方をしたら言い過ぎかもしれないけれども、住民の要望にどう応えるかと、住民の要望というのが大きなインプットであると思うんですよね。

今回の場合、こういうその駅前新たなハード整備を行うここでは考えありませんけれども、そういう計画等で検討すべきことだとか、広い視野でこれから見ていかなくちゃいけないというようなことというのは、町長の業務のインプットとしてそういうものが入ったというふうに認識してよろしいですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） そういうふうなインプットというのがいまいち理解はできていないんですけれども、今、マスタープランのアンケート等々で出ている結果として石見駅「利用しない」という方が6割いらっしゃるということでございます。利用しない6割は、町民の6割アンケート結果ですけれども全体数ではないという前提はありますけれども、6割の方が利用しない場所であるという認識の下、どういうことをしていけないといけないかというところ、先ほど副町長も回答させていただきましたけれども、6割利用しない、そして駅の利用者がどんどん電車の利用者が減っている。電車がこれからはもしかしたら廃線ないし駅がなくなっていく可能性も将来的には考慮しながら、どういうふうに打ち手を考えていくかということを経営的に考える必要がある時期に来ているというふうな認識でございます。それは、今単純に先ほど森内議員があったような軽微なハード整備ないし今すぐにこういうハード整備をすればいいというものではなく、全体的に町全体としてその課題感に向かってどういうことの打ち手をする必要があるのか、もしくは、もう人口減少進んできますので増えることはないという前提の下、どうした撤退策であったり住民さんが不便を感じない方法の新たな

町づくりの方策を考えていくのかなどなど、様々な視点から検討していくということが必要かなと思います。

インプットの中で言いますと、これから人口が増えない中、どうして人口減少社会における町づくりというところをどういうふうに考えていくか、これは議員の皆さんからもぜひ意見をいただきたいというふうに感じていますし、今までみたいなものを増やしていくという時代ではなく、どう縮小しながら、しかし住民さんの暮らしの利便性を落とさないような町づくりをどうしていくか、そして持続可能な町づくりとは何なのかという観点から皆さんとも議論を進めてまいりたいというふうに考えておりますので、そういったインプットの中、議員さんの中でもそういったインプットを持ったアウトプットというところをぜひ共有いただけたらと思いますので、よろしく願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） 5番、松本議員。

○5番（松本 健君） もう少しよろしいですか。

○議長（瀬角清司君） 最後にまとめてもらえますか。

○5番（松本 健君） 駅前の検討に関してはいろいろお考えもございませうけれども、しかかり中であるというふうに私は認識しました。いろんなインプットがあって、それを幅広い観点で検討していかなければならないということが業務の一つとして今しかかり中であるというふうに私は認識しましたので、ぜひともよろしく願いいたします。

言い残したことがありますけれども、これで終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

そうしたら、これで松本 健君の一般質問を終わりたいと思います。

ここでしばらく休憩をいたしたいと思います。

会議の再開は午後13時ちょうどでお願いをいたします。1時ですね、昼の1時に。よろしく願いします。

（午前11時36分）

○副議長（森内哲也君） そうしましたら、休憩前に引き続き議会を開きます。

日程第4、一般質問についての議事を続けます。

（午後 1時00分）

◇ 辰 巳 光 則 君

○副議長（森内哲也君） 続きまして、8番議員、辰巳光則君の一般質問を許します。

8番議員、辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） 議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

私からは3点。

1つ目、奈良県全体の水不足について。

昨年以降、日本全国で雨が少なく全国各地で水不足のニュースをよく目にします。奈良県でも、県と県広域水道企業団の発表で川上村にある大滝ダムと宇陀市にある室生ダムの貯水率が例年に比べ著しく低下していることが明らかにされました。大滝ダムの貯水率は過去最低水準の利水容量7,100万立方メートルに対し、540万立方メートル、貯水率7.6%とダム利用を開始した2013年以降最低水準です。ちなみに、昨年同時期は54.7%の貯水率でした。室生ダムは利水容量1,330万立方メートルに対し645万立方メートルで、貯水率は48.5%ながら昨年同時期の84.1%と比べると半分ほどになっています。これらのデータは2月3日現在の数字で、今日までの1か月で状況が変わっている可能性があります。根本的な部分の観点からご質問いたします。

現在は各市町村が持つ井戸水などを活用し給水への影響はないということですが、今後はダム管理者の要望を受け給水制限を実施する可能性があるということです。直近では、05年夏に給水制限がありました。

今後、平年並みに降水量があったとしても4月以降、あらかじめ決めた時間帯のみ水を供給する時間給水を実施する可能性が高いとのことですが、三宅町の住民さんに対し早めの告知、協力のお願いはどのようなスケジュールでされますか。

今後、起き得る最悪の状況に至った場合の手立てはお持ちでしょうか。お聞かせください。

2点目、ドクターヘリの新年度以降の運用が大幅に減る可能性があることについて三宅町ができることはないでしょうか。

現在、奈良県が参加している関西広域連合で運用しているドクターヘリ事業について、厳密に言えば近畿2府4県プラス徳島県、鳥取県の計8県で8機のドクターヘリを運行しています。

しかしながら、人手不足等で本来ドクターヘリが必要な事案でヘリを飛ばせず、やむなく陸路輸送や防犯ヘリでの代替をしたのが昨年7月から10月までで計99件ありました。来年度に至っては、現在の8機から3機しか確保できていないということです。

8県に対して3機、今まで助かっていた命が救えなくなる可能性が出てきます。もちろん関西広域連合に入っている奈良県の事業であることは把握していますが、三宅町にできることはないでしょうか。

町長はこのピンチに政治家としてどのように動かれるかお聞かせください。

3つ目、三宅町の税収増について。

数年後に迫った三宅小学校の建て替え問題、それに向けて教育総務課や関係各所の皆様方が日夜努力していただいている姿を目の当たりにしています。ただ、莫大なお金がかかる事業で、それに対して積立ても行い準備に余念がありません。しかしながら、あまりにも金額が大きく本当にお金が足りるのかが心配でなりません。もちろん、国やその他からの補助金、交付金も入ってくるとは思いますが、それでも十分だとは思えません。

今回は小学校建て替えを議論の中心にしていますが、やはり日々考えていかなければならないのは、三宅町内での税収を増やすということです。もちろん、税金は突然降って湧いてくるものではありません。

将来的な税収増施策はもちろんお考えだと思いますが、今現在でどのようにして税収増をさせようとしているのかお聞かせください。

なお、再質問については自席から行いたいと思います。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 辰巳議員の一般質問にお答えいたします。

まず初めに、奈良県全体の水不足についてのご質問にお答えをいたします。

辰巳議員お述べのとおり、令和8年2月6日開催の奈良県広域水道企業団運営協議会において水源ダムの渇水状況について説明を受けたところでございます。

企業団においては節水協力の呼びかけを開始しており、水源井戸水からの取水量の増産も準備され、各ダムからの取水については段階的に農業水利などの水の融通も検討されていくとの説明を受け、意見交換では、医療機関や介護施設などの応急対応と、渇水対策においては中長期的視点で備える必要性が確認されたところであります。

その後の経過として、2月24日には、第1回紀ノ川渇水連絡会が開催され、26日午後から10%の取水制限の実施が決定されたものでございますが、県や企業団と構成市町村が連携して、節水協力の住民周知等を進め、各団体のホームページでの啓発を行ってまいりました。また、昨日、企業団より連絡があったところでございますが、本日3月5日に奈良県広域水道企業団渇水対策本部を設置し、同日13時より本部会議を開催し、今後の見通しや対策につ

いて協議、調整を行うとされております。

本町といたしましては、引き続き企業団と緊密に連携し、情報の周知や広報活動など構成団体として自治体の責務を果たしてまいりたいと考えております。

続きまして、ドクターヘリ関連のご質問にお答えいたします。

議員ご質問のとおり、報道では、関西広域連合からドクターヘリの運航を委託されている事業者の人手不足で、運用が一部休止される事態となり、昨年、本来ドクターヘリが出勤すべき事案について救急車やドクターカー等で代替対応したケースが発生しているとのことです。

これは、ドクターヘリを運航するには操縦士の補佐役として整備士が同乗する必要があるため、受託事業者における整備士の休職・退職により運航業務を実施することができず、一部休止となったものでございます。

現在、8機体制で運航されている関西広域連合のドクターヘリについて、来年度に確保の見通しが立っているのは6機にとどまるため、広域連合は国などと対策チームを発足させ、連携し、参画の可能性のある事業者に働きかけを行い委託先を探しておられます。

これは、広域救急医療体制における極めて深刻な問題であると認識をしております。

しかし、今回の問題は整備士不足という航空人材の構造的課題に起因しており、整備士の同乗が義務づけられている以上、単純な代替では解決できない制度的な制約があるようです。

さらに、航空専門学校の入学者数がコロナ禍以降半減しており、特に整備士不足は全国的な課題でもあり、短期的に人材回復は容易ではないと考えられます。

このような状況を踏まえ、本町としては、自分自身の健康管理や啓発活動、高齢者の独り暮らしや要支援者に対する支援など、ご自身や家族・地域で助け合う自助共助を大切にしたいと考えます。

急病や事故等の初動への対応・対策を少しでも増やすことで、ドクターヘリやドクターカーの利用率を少しでも下げることができればと考えております。

ただ、本町は、奈良盆地のど真ん中であり、近隣の基幹となる大きな病院への移送もしやすい地理的要因もあるため、ドクターカーや救急車での利用についても効果が高いと考えられることから、ドクターカーとの相互活用についても重要視していく必要があると考えております。

最後に、ドクターヘリにおける人材や運用上の課題は、この広域連合だけの問題ではなく、全国的な課題でもあり、今後も国や県と連携した取組が重要であると考えております。

最後に、三宅町の税収増についてのご質問にお答えいたします。

三宅小学校の建て替え事業費につきましては、過疎対策事業債や地方交付税等を活用しつつ、本町が負担する財源としましては、町税を一部充当することとなります。

本町におきましては、市町村税について日頃より適正かつ公平な課税に努めるとともに、法令に基づいた滞納処分を含め、様々な手法により徴収対策を講じているところでございます。

その結果、参考ではございますが、令和6年度分の現年度分徴収率は99.5%と、奈良県内においても高い水準で推移しております。

また、本年度の決算見込額につきましても、対前年度比5.3%の税収増でございます。

今後の見通しといたしましても、高い徴収率であることに加え、高齢化の進展等により大幅な税収増加を期待することは厳しい状況ではございますが、町税や行政運営の根幹を成すものであることから、未申告者への申告勧奨の徹底による所得の的確な把握並びに航空写真を活用した未評価家屋・償却資産の把握を行い、課税漏れが生じないように努めることで、将来にわたる財政基盤の安定につなげてまいりたいと考えております。

以上で、辰巳議員の一般質問の回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 再質問、辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） ご答弁ありがとうございます。

1番目の水不足とドクターヘリに関しては、町単でどないかこないかできるという話ではなくて、今日傍聴の方も含めて今奈良県ではこういう感じの重大なことが起こっているんだよという注意喚起にもなるかなということで質問させてもらっています。

3つ目は、ちょっと僕の質問の意図とは全く違うような答えやったんで、後でまたそこは細かい部分で質問させていただきます。

まず、水不足についてなんですが、今から例年どおり降ったとしても、もう4月以降に給水制限をせなあかんとかというのがもう明らかみたいで、非常に県も困っているということなんですが、先日、2月26日の午後1時から取水制限を開始しましたというニュースが流れました。それは2月24日の会議でもう急遽決まったことらしいんですが、その後ちょっと僕のほうに住民さんから問合せが来まして、新聞の取水制限イコール断水やという感じの受け取り方をされた住民さんがたくさんいらっしゃいました。たくさんいうても、僕のところに直接声を届けてくださったのは2人なんです。

ちょっといま一度聞きたいんですが、取水制限、給水制限、時間給水、減圧給水の違いは

よっと教えてもらえますか。

○副議長（森内哲也君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 私からお答えいたします。

取水制限というのは、紀ノ川からの取水自体が10%抑えなければならない。広報の中でもそれが直接給水制限に関わるものではないということも広報しているんですが、言葉の意味ですよね、によってはそのようにお取りになられる場合もあると思います。時間制限というのは、もし給水制限になったときなんですけれども、時間的に減圧をして送ることになります。もう一つは、圧力自体を少し落として送ることになるので、通常の水量が出ないということになるんでしょうけれども、そういった対策というのが考えられるところでございます。

○副議長（森内哲也君） 辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） そうですね、取水制限は川からの水を止める、給水制限は蛇口からの水を止める、時間給水は断水の時間帯がある、減圧給水に関しては水の量を調整するという事で間違いないかと思うんですが、なかなかやっぱり住民さんとかはもう取水制限とかもそういう文言であつ断水が来るんやということで、県のほうでも各自治体に今年に関しては非常に危ういことが起こるかも分からないから住民さんへの周知を各自治体で徹底してほしいということなので、三宅町としましても広報等にこの辺の言葉の違いであるとか意味の違いとかというのを丁寧に書いた上で、住民さんが見てあつちよつとその文字を見て安心されるような施策を取っていただけたらなと思います。

これからの広報でもうそういうのは今現在考えているよ、何月号からそれはやるつもりやよというのがあるんであればちよつと教えてください。

○副議長（森内哲也君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ただいま県のホームページにも企業団のホームページにも町のホームページにも載せておりますけれども、節水の協力の呼びかけをさせていただいております。

今後なんですけれども、先ほど町長答弁ありましたように、本日、渇水対策の本部が設置されまして、1時から会議が開催されるということでございますので、本日夕方には何らかのまた情報提供があると思います。それに応じまして、町としましてできる広報活動というのは検討していきたいというふうに考えております。

○副議長（森内哲也君） 辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） ありがとうございます。

これはちょっとできる話できない話あると思うんですが、三宅町もともと給水車ありましたよね。多分今その給水車は企業団のほうに持っていつているのかな。奈良県全体で給水車がどれぐらい稼働していたりあったりするかわかりませんが、もちろんほんまにピンチなときに三宅町から差し出した給水車を三宅町優先で使わせてくれということは、そんな乱暴なことはできないですよ。

○副議長（森内哲也君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 直接磯城郡事務所のほうの業務のほうには私も携わっておりませんので何とも言えませんが、おっしゃるように、もともと三宅町が水道事業を行っているときに給水車ですね、あのとき3トン車で2トン水積めたと思うんですけども、それが1台ございました。まず、磯城郡企業団ができたときに、もちろん資産としては三宅町の資産でありますけれども、磯城郡企業団として使うと。次に、広域企業団になった場合には、三宅町の事業統合ですので、当然その車両も含めて統合されています。ですので、今知り得る範囲では磯城郡事務所のほうに2台はあるというふうにはお聞きしております。

○副議長（森内哲也君） 辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） ちょっとあまりこれで長くなってもあれなんでここぐらいで終わっておきますが、取りあえずやっぱり住民さんには今本当に水がないから奈良県ピンチなんでちょっと協力してくださいという、先ほどホームページ等ということでしたけれども、やっぱり今でも広報と紙ベースで見られている高齢の方もたくさんいらっしゃいますんで、広く町全体にそういう節水のお願いの広報が行き渡るようお願いしておきます。

その中で九州も今かなり水不足ということで、福岡県なんかは久留米市さんを中心に県全体ではなくて近隣のところだけでちょっと助け合いしようというような会議やられているみたいなんですけれども、副町長九州多分ネットワークかなりお持ちやと思うんで、もし何か情報があれば教えてほしいのと、もし情報なかったら、ちょっと三宅町にこれを落とし込んだら、より三宅町の住民さんが安全なるような施策はないか、今答えられるのであれば。

○副議長（森内哲也君） 吉弘副町長。

○副町長（吉弘拓生君） ありがとうございます。

辰巳議員のお質問にお答えをします。

福岡のほうは過去1978年それから95年に福岡大渇水というのがございまして、その教訓を

生かすということで、いち早くこの渇水対策本部というのを立ち上げております。昨年12月11日だったというふうに思いますけれども、そこから分かりやすいやっぱり取水から断水までの流れというのをしっかりと広報していくというところであつたりですとか、今実際に取水制限55%しておつたりとか減圧給水もしているところがございますけれども、そういった部分をしっかりと丁寧にお伝えをしていくというところと、併せて節水を呼びかけていただいて取り組んでいるという話は聞いてございます。

そのあたりも含めてしっかりと町民の皆様に分かりやすいメッセージのほうでお伝えできるように努力してまいりたいというふうに考えてございます。

○副議長（森内哲也君） 辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） ありがとうございます。

最後に、この件で最後に、別にこれは意見でも何でもなくもう感想なんですけど、今本当にすごく水道の水不足というのはもう奈良県全域で、奈良県以外でも叫ばれている中、せんだって企業団の会議、松本議員からうちから出てもらっていますが、何かその会議が当日になって急遽延期になったと、開催されず。その内容としては、会議の中に突然企業庁の知事が公務があるから会議ができない、今日はこれで終わりというような感じで、相当もめたって聞いてます。私らに例えたら、例えばじゃ今日本会議あるのに町長が公務あるから会議なしやと言われたら、何事かってやっぱりなりますよね。誰が聞いても、あっ公務比べた場合、そっちの公務のほう絶対大事やとなりますんで、町長にちょっとお願いしたいのは、市長会、町村長会あると思うんですが、ちょっとやっぱり今回の混乱を招いたことに対して、今後はちょっとそのようなことが絶対にならないように、もちろん市長会、町村長会もただの飲み食いするだけの親睦団体ではなくて、ちょっとそういうところでガバナンス働かすという会議やと思っていますんで、ぜひとも知事のほうには苦言じゃなしその会のほうからそういう混乱のないように申出お願いしておきます。

では、2つ目のドクターヘリについて。

これも町議会でやるような話かどうかはちょっとと思ったんですが、ご答弁の中でもよく勉強もしてもらっていてちゃんと回答いただいているなというのがありましたが、僕の中では8機中3機しか手当ができていないよというので、直近のデータでいうと今6機確保できているんで、あとは大阪と徳島県だけが確保できていないという状況です。

地理的な観点からひょっとしたら奈良、和歌山のヘリを大阪に飛ばす可能性があるんで危機は危機なんですけど、ここで僕が一番最後に町長に政治家としてどういう動きされますかと

言うたのは、先ほどの水道ではないんですが、せっかく今我々の選挙区の高市代議員が総理大臣されていますんで、やっぱり運用会社のヒラタ学園に聞くと、どうしてもその整備士不足、辞めていくのはもう仕方ないと。ただ、飛ばすときに整備士を横に乗せなアカンことが一番ネックなんですと。それをもし地上に留め置いてけるんなら、何とか工夫して今までどおりヘリは飛ばせますということなんです、それはやっぱり同乗させんとアカンというのがルールなんで、それはもう必ず同乗させないとパイロット一人では立ち行かないんですかって聞いたら、全く全部が全部そういう場合じゃないということなんで、これだけ人材不足、整備士不足が叫ばれている中、その整備士を同乗させないといけないというルール自体を法整備で何とかできないかという思いで、ちょっとこういう質問をさせていただきました。

再質問もちょっといろいろ考えていたんですが、ご答弁ちゃんとしてしっかり書いていただいていますし、問題意識も持っていただいていますんで、これ以上はもうこのドクターヘリに関してもいいと思う。もし副町長何かあれば。

○副議長（森内哲也君） 吉弘副町長。

○副町長（吉弘拓生君） 辰巳議員のご質問にお答えします。

ドクターヘリの運用に関しましては、私も以前ちょっと携わったことがありまして、整備士が同乗する基本的な理由というのは、法的な根拠実はないんですね。運用上たしかこれ厚生労働省が示したと思うんですけども、ドクターヘリの安全な運用運行のための基準というのがたしかございまして、その基準に基づいて整備士の方が同乗されているということになってございます。

なぜかと言いますと、ヘリポートから出るときに関しては基地でございまして整備士の方いらっしゃるんですが、飛んでいった先が例えば田んぼに降りたりですとかグラウンド、ここでいう県民グラウンド降りたときに、何かしらの不具合があったときにすぐ対応できなければ結局飛び立てないというふうな理由があると。ここをどういうふうにしていくのか。結局飛んでいったものの飛べなくなったでは意味がないので、運用上そういうふうにしていくというところではございますが、先ほど議員ご指摘のとおり、法整備ではございませんので、しっかりとそこカバーできる部分があるのかもしれないので、そこはしっかりと検討といいますか要望というのをさせていただきながら、適切な運用ができるように制度といいますか法律なのか様々な緩和というのを求めていきたいというふうに考えているところでございます。

○副議長（森内哲也君） 辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） ありがとうございます。非常に分かりやすかったです。

この中で整備士不足ですけれども、航空専門学校の入学者数が減っているとか半減とか全国的に課題とあるんですが、例えば日本航空高校石川とかありますけれども、もちろんあれ確かJALの傘下かANAの傘下か分かりませんが、ちょっと調べたところ、全員が全員JALとかANAに就職するとも限らないんで、できたらそういうところからでも、それは三宅町が関われる範囲・範疇の話ではないですけれども、ちょっとそういうところ県の事業に対してはこういう手立てもあるん違いますかというアドバイスとかしてもらえたらなと思います。

1点だけ、このご回答の中で大きな認識違いされているところあるんですが、地理的要因もあるためドクターカーや救急車ででの利用についても効果が高いということなんですけれども、これはもう全く認識違いで、これはほんまにドクターカーとか救急車がドクターヘリの代わりで効果があるとお考えなんでしょうか。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） こちらに関しては三宅町内という枠の中でお答えをさせていただいているところでございます。本町消防のほうにも確認しますと、ドクターヘリが着陸する本町におきましてはすぐに着陸できる場所がございますので、ドクターカーで医師がすぐに見ると、ヘリが着陸する体制が整うまでというところの時間というところあまり差異がないというところでドクターカーの運用というところも効果的であるということは消防のほうからもお聞きをしているところがございますので、奈良県全体においては効果が薄いかも分からないですけれども、本町三宅町というところの限定的なところで言いますとということで、ご認識いただけたらと思います。

○副議長（森内哲也君） 辰巳君。

○8番（辰巳光則君） 全く違います。僕はなぜこのようなことを言うたかといいましたら、ドクターカーとドクターヘリ、救急車とドクターヘリって根本的な違いがあります。今、消防に事故が起きたり何かあったときに通報がいきます。消防の本部がこの患者さんとかこのけが人に対しては、ドクターヘリがいるのか、ドクターカーがいるのか、救急車で対応できるのか、その3つの分け方です。重大なインシデントがあった場合は、ドクターヘリがいきます。その今解釈違いっていうのは、救急車は普通の救急車ですよ、ドクターカーというのは医者が乗っています。ドクターヘリというのは、もうとにかく病院ごと飛んでくるという感覚なんで、すごい重大なけが人の方とかに対してはもう絶対にドクターヘリやと、もうそ

ここで一定の処置ができるから。だから、ドクターヘリがいるんですということです。だから、ドクターヘリが必要な患者は救急車とかドクターカーでは対応できません。それはもう明らかに違います。

町長言われたように、今言われた三宅町はドクターヘリが降りるところは少ない。これは僕は何年も前から、ランデブーポイントは三宅町1か所しかない。しかも、県民グラウンドで水を散布しないといけない。本当に1分1秒争うときには、もっともっとやっぱり町内でランデブーポイントを増やさないといけないというのは議会でも何度も言うていますんで、まだ1か所しかないんで、ちょっとそこも含めて考えてもらえたらと思います。次の質問はあるので、これはここで終わっておきますんで、認識的には、先ほど副町長言うてもらったように、とにかくドクターヘリを運用できるような法整備になるのかどうか分かりませんが、ちょっと町も全力を挙げてやってもらえたらと思いますんで。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） すみません、1点だけ簡素に答えさせていただきます。

辰巳議員から以前から場所も含めてご提案をいただいているところでございます。その場所につきましては、消防等とも同時に立会いしていただきながら適切かどうかというところも調査をさせていただいているところでございますけれども、なかなかそういった適地がないというところであるので、決して何もしていないわけではなく、辰巳議員から教えていただいたというかご提案いただいた場所についてはしっかりと確認も行っているというところを併せて回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 辰巳君。

○8番（辰巳光則君） ドクターヘリの法的根拠というか、県がやっているか分かりませんが、40メートル、40メートルいるんですね、下りるに対して。ただ、それ25、25でもいけるよとかちょっと抜け道とかいろいろあるかも分かりませんので、これからも努力してしてもらえたらと思います。

最後の質問なんですが、ちょっと質問の趣旨がうまく伝わってなかったのかなと思ひまして再度ちょっと質問をさせてもらうんですが、これについても、この回答でしたら99.5%の税金は取れているから残り0.5%頑張ります、100にしますというようなご回答やったと思うんですけども、ちょっと僕が言っている質問はそもそもそういうことじゃなくて、今、三宅町の町税は大体約6億円、人口6,000人ちょっとで、田原本町が約40億円、川西町が14億4,000万円、田原本町は人口5倍としたときに6億掛ける5倍やったら30億円ですけれども、

それ以上10億円ぐらい積み上がっていると。川西町なんかも人口8,000人ぐらいで、うちとそこまで変わらないのに倍以上の税収があると。何をやるに当たっても、やっぱり税金というのが必要やということなんで、やっぱり企業誘致含めてもっと頑張っていたきたいというのが、まず一番と。

あと、田原本町なんかも西竹田皆さんご存じのように多くはコメリとかあの辺あんのもの、一番最初に将来的に学校の建て替えがあると。100億近い金があると。このままでは絶対お金が足らんからどうにかして税収上げなあかんということで、町と地元が連携してああいう開発になりました。

時間があまりないんであれですけども、もちろん農地の関係とか青色農地とかいろいろハードルが高いの分かるんですが、結構やっぱり田原本なんかはその辺今西竹田のコメリとかオークワの道渡ったところ、あそこはもともと調整区域でした。コメリとかオークワのところは準工地帯だったんで、あそこはああいうスーパーとかが建てれたんですが、もともと田原本の西竹田の辺りのあれの南側は完全調整区域やったんで、平成23年に川西市長が工業団地建てたときに県に工業団地建てたいですって許可もらいました。その時点で田原本町も西竹田の南側のところを準工にしてもらわれへんかって県に働きかけしたところ、いやそんなもん調整区域やから駄目やとけんもほろろに断られましたが、地区懇はるなりいろんなことをやって今に至っているわけですね。

もちろん三宅町の職員さんも一生懸命やってくれてはと思うんですが、ほんまに僕この何日間勉強しただけでも、抜け穴言うたら言い方悪いですけども、あっこれに引っかけれるん違うかとか、これに引っかけられるん違うかというのが非常にいろいろありました。例えば、小柳なんかでも、県がやっている奈良県重点促進区域の唐院工業団地の中に小柳引っつけて考えられへんかなとか、まあまあそれはちょっとなかなかちょっとだけ離れているんで難しいと思うんですけども、例えば地域未来投資促進法の地域経済牽引事業計画の中のと、まあまあいろいろこれやったらひよっとしたら引っかかるん違うか、これやったら引っかかるん違うかというのがちょっとこの何日か勉強しただけでも結構いろいろありましたんで、まあちょっとそこも含めてまた僕のほうからも現課のほうにはこういうのどうやろうこういうのどうやろうって言って、手を変え品を変えいろいろやっていますんで、ぜひとも企業誘致も成功させて三宅町も税収が上がってお金がないということのないようにやってもらいたいと思います。

ただ、その中で1点だけね、言われた言葉がとにかく道です。幹線道路があつたらその横

横とかには県とかが許可出しやすいということです。それでいうと、これも僕ずっと議会で言うてますけれども、大和中央道からの大和郡山川西三宅線が全くまだ開通もしていない。あれ一本開通することで計画の北側の商業地、南側の工業地という企業誘致もスムーズに行くかも分かりません。

せんだって3月4日に三宅町、昨日ですね、都市計画審議会が行われまして、僕の隣の隣に中和土木北事務所の所長さんがいてはったんで、大和中央道開通遅いやないかというのも言いにくかったんですけれども、心を鬼にして所長の前でもできるだけ早急に開通するよというのとはお述べてますので、ちょっとそこも含めてこういう税金の徴収率を上げるというの也非常に大事ですけれども、それ以外のやっぱり企業誘致という意味で今の6億を8億、10億。今回の質問で小学校の建て替えだけにコミットしてやっているのではなくって、その先を見えています。例えば川西小が工業団地で50億仮に先行投資しても、5億円で返ってきたら10年で回収できるわけですから、これだけ企業誘致がなかなか前に進まないということやったらもうアプローチ変えて、三宅町も工業団地というかそういうのに踏み切るというのも決断の時期かなと思いますんで、全町挙げてそれが税収上げられるようになりますようお願い申し上げて、これに対してもしお答えがあるんでしたらお答え願いたいです。

○副議長（森内哲也君） ちょっと時間が押していますが、何かありますか、企業誘致、工業団地というような言葉が出てきましたけれども。

○8番（辰巳光則君） なかったら別に。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ご意見ありがとうございます。

そういったところでも下水の認可区域の拡充であったりそういった準備をしながら同時並行でそういったところを迎えられるように、町としても全町挙げて取り組んでまいりたいと思いますので、今後ともよろしくお願い申し上げます。

○副議長（森内哲也君） ありがとうございます。

そうしましたら、辰巳光則君の一般質問を終わります。

◇ 梅 本 睦 男 君

○副議長（森内哲也君） 続きまして、1番議員、梅本睦男君の一般質問を許可します。

1番議員、梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） 議長のお許しが出ましたので、一般質問をさせていただきます。

少子化・高齢化時代における町の公園の利活用について。

本町の公園の中には、少子化の影響により利用が減少し、老朽化が進み管理コストだけがかかっているといった町の公園が見られます。

従来の子供向け公園としての役割だけでは十分に活用されていないのが現状です。一方で、災害への備えや高齢者の健康づくりなど地域に身近な公共空間に求められる役割は大きく変化しています。

既存の公園を平常時は健康づくりや多世代交流の場として、災害時には一時避難や防災活動の拠点として活用する複合的な利活用が必要だと考えています。

ここで質問です。

1、現状把握についてお伺いします。

町内には幾つの公園がありますか。その公園のうち老朽化が進んでいる公園はどの程度ありますか。また、それらの維持管理費は年間どの程度かかっていますか。

質問2、利活用の方向性についてお伺いします。

今後、利用頻度が低下している、また、遊具の老朽化が進んでいる公園について、防災機能を備えた公園として、健康増進のための健康器具の設置や多世代が交流できる場などへの機能転換や複合利用を検討するお考えはありますか。

質問3、地域との連携について平常時から、自治会、自主防災組織、高齢者団体と連携し、健康活動や防災訓練を行う仕組みを構築する考えはありますか。

以上で、あとは自席にて再質問させていただきます。

○副議長（森内哲也君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 梅本議員の一般質問にお答えいたします。

まず、町内の公園の数についてご回答を申し上げますと、都市計画法に基づき設置された公園が12か所、住宅開発に伴い、帰属を受けたもの、地域改善対策事業などで造成をした子どもの広場及び児童遊園が17か所、奈良県の協定の下管理をしている飛鳥川水辺公園が2か所の合計31か所となりますが、うち今年度に解体されたつながり総合センターの同一敷地内にある公園は継続して閉鎖をしているところでございます。

昭和から平成前半に設置された公園が多いため遊具等はすべからく老朽化が進んでおりますが、毎年専門業者による遊具の安全点検を行っており、その結果を踏まえ都度改善を行っております。

令和8年度当初予算として計上し、ご審議を賜ります公園費でございますが、遊具点検結

果による修繕や光熱水費等で68万9,000円、自治会への公園管理委託料、シルバー人材センターへの公園敷地管理委託料などで322万3,000円、上但馬北部児童公園及び伴堂第二児童公園改修工事で合わせて330万8,000円を見込んでおり、公園費の合計で722万円を計上しております。

本町の行政区域に対して、公園数の過多や偏在があることは、造成された当時の事業経緯を含め認識をしているところでございます。

さきに述べましたとおり、つながり総合センターを解体したことを契機として跡地利用の課題を整理していく必要性和併せ、町内の公園の集約化等の検討を進めてまいりたいと考えておりますが、今後の公園の在り方については地域住民や自治会との話合いの下、住民参加による公園活用の担い手に対し伴走支援型の再整備として考え、議員ご提案のように健康増進であったり防災利用などを含め、個々の公園の設置目的の見直し整備として捉え、全国を取組の好事例について調査・研究を進め、話合いにおける情報提供にも努めてまいりたいと考えております。

再整備には新たな財源を確保していく必要があり、公園設置目的の変更に当たっては、条例改正等の諸手続を伴うケースも想定されることから、議員各位にはご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます、梅本議員への一般質問の回答といたします。

○副議長（森内哲也君） 再質問、よろしいですか。

梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） ご回答ありがとうございます。

私はこの今公園の質問をさせていただいた経緯は、以前にありました広域の防災訓練に参加させていただいたときからでございました。そのときに、私のほうは伴堂1丁目というところですけども、京奈和自動車道という大きな道があります。その道を例えば越えてそれを防災訓練として活用して、それで本当に何かあったときにこの大きな道路の下通れるんやろうかということをやっぱり住民の皆さんもお声を上げておられました。また、あったようなところであれば、やっぱり高齢者の方やっぱりかなり遠いでございます。京奈和自動車道から東側におきましては、かなり距離もあります。本当に必要な方が防災として訓練として参加できないということが大きなデメリットかなということも考えておりました。

その中で、本当に子供を育てさせていただいていた自分らからしても、本当に公園で遊ぶ子供というのが本当に今現在少ない状態でございます。回答にもありましたように、以前に造られた公園ですので、今、子供たちがやるべきことというのは多種多様に分かれておりま

す。また、僕らの時代というのは町全体が遊び場でありましたし、全てのところで遊べたんですけれども、今いろんな形の中で環境の変化の中で子供たちも遊べる場所に関してはすごく限定されています。

だけれども、子供の遊ぶところって遊ぶ道具とか遊ぶことというのはすごくいろんな、僕らの場合やったら野球かキャッチボールかぐらいしかなかったんですけれども、今はサッカーであったり、ローラースケートであったり、キックボードであったり、本当に多種多様になっております。その中で、やはり本当に自治会の方が一生懸命に整備をされて草刈りをしていただいているところが本当に活用されているのかなということも日々考えていた中で、今回一般質問をさせてもらっています。

本当に日々そういう中で整備、美観に努めていただいていることを本当に感謝申し上げますけれども、また今回回答にもありましたように、やはり722万という金額がかかっております。そこで、ちょっと考え方と方向性をちょっと変えていただいて、長期的な計画にはなるんですけれども、本当に子供が集えるような場所また新しくちょっと考えながらやっていけたらいいなと思っております。

その中で、今回一般質問をさせていただくちょっと前に、1月19日ですか、式下中学校の探求授業というのがあったということを新聞で読みまして、そのときに子供の課題解決というところで、新聞記事ですのでどこまであれか分かりませんが、子供のほうから子供の遊び場、僕たちの遊び場がないという意見がありましたということが記事に載っていたんですけれども、もし差し支えなければ、それに対して町長が授業に参加されている写真もあったんでちょっと併せて聞きたいんですけれども、何かそれに対してご返答があったのであればちょっと差し支えなければ教えてほしいなと思います。

○副議長（森内哲也君） いいですか、森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

私が参加させてもらった第1回のところでは、町の課題であったり、今の町の現状というところを私のほうから中学生にプレゼンをさせていただくというような内容になっておりました。

また、地域おこし協力隊も三宅町を外から来た中で感じる、三宅町の今住んでみて感じることであったりいいところであったり課題というところを共有するような時間をいただいたというところが報道で載った第1弾かなというふうに思っています。

その後、何回か授業を重ねられて、子供たちの中で様々な班で町内川西小もそうですし、

三宅町のいいところであったりこういうところというところの中で遊び場をどうつくっていくかというような班もございました。全部の班クラス3クラスございましたけれども、最後の発表はそれぞれ少しずつのぞかせていただきましたけれども、子供たちなりに公園の利活用というか自分たちでどう使うかというような視点で、自分たちが主体的にこうやったらもう少し使いやすくなるんじゃないか面白くなるんじゃないかというところで様々な提案があったというふうに認識をしているところですので、そういったところ実現可能性も少ないものもこれならできそうというところもありましたので、またそういったところは引き続き子供たちともコミュニケーション取りたいというふうに考えております。

○副議長（森内哲也君） 梅本君。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

そうした子供たちの意見を今収集してというようなお答えだったと思うんですけども、今お答えの中にあつたように、公園の利活用ということも子供たちの中から聞かれて出ていたということですが、本当にそういう意味では本当に子供たちにまず今どんな公園があつたらいいのかということを実際に聞いていただいて、子供を中心に、やっぱり日常は子供中心に利活用できるような公園づくりをぜひ作成していただきたいなというふうに思っております。

また、やはり最初に言いましたように、防災訓練であったり本当に防災意識を高めていこうと思えば、本当に自治会単位で近いところで皆さんが防災訓練をできるということは本当に必要なんじゃないかなというふうに思っております。それでは一時避難をするというところで一番使いやすいのはやはり公園になるのかなというふうに考えます。その公園を結局どういうふうに活用していくかなんですけれども、今ありましたようにつながり総合センターの解体に伴って公園のほうはまだ閉鎖状態にある、また、その利活用に対してもまだ活用のめどは立てていないということなんですけれども、まずはそういう大きいところしっかりしたところというのは、そういう利活用にまずその方向性をそこに向けるということは可能でしょうか。

それとあと、京奈和自動車道からの東側、職業訓練校があるということなんですけれども、あこはまたちょっと訓練をしたり、本当の意味で活用できるかなと思つたらちょっとはたなができますんで、やはり自分たちで防災訓練ができる、本当に認識を高めるために近くの公園というのをモデル形式でもいいので1か所2か所そこから始めるというようなことはできませんでしょうか。

○副議長（森内哲也君） いいですか、森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

各自治会の取組になるかなと思いますけれども、例えば東屏風自治会ですと、自治会独自で毎年避難訓練をされています。参加されない方安全を自分は大丈夫だということで黄ハンカチかな出して様々な見守り活動を班ごとでやられたりという独自の防災の取組というところをされているというところを私も行かせていただいたり、石見自治会におきましては、防災倉庫のところで集まりながら年1回ぐらい炊き出しもあった年もありますし、また、防災倉庫に入っている機材の確認等々で皆さん体験を、例えばチェーンソーの体験であったりとか様々入れてある備品のチェックを兼ねた避難訓練をされていたりというところで、こちらも担当職員と共に担当職員も参加して行かせていただいているときもございますので、そういった自治会独自のやられているところというところは、防災の担当職員と共に連携をしながら、またそういったところで出てきた課題についてディスカッションというところを進めてまいりたいというふうに考えております。

○副議長（森内哲也君） 梅本睦男君。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

本当に大きい自治体に関してはそうやってやっているんですけども、うちのようない丁目のような小さいところ、また公園もないところに関しては、なかなかそういうことをする機会もまたありませんし、そういうところの自治体のこともちょっと考えていただきながら、行政町側が主導を切っていただいて各自治体でやっていただくということは必要なかなというふうに私のほうは考えます。

また、普通の公園、また防災倉庫のところで防災活動をするのとはまた違って、そこを防災公園として、かまどベンチやマンホールトイレとかそういうものを活用しながらやるのでは、また危機感であったり本当の意味での防災というものでは大きく変わってきますし、そういうものを今から携えることによって、本当に災害が起きたときに、そこに本当に利活用ができるということもあると思います。だから、長期的にはなるとは思いますが、本当に一つ、二つのところから、まず必要などころからそういう整備を入れた状態で計画を組んでいただきたいと思うんですけども、そういうことは前向きに考えていただくことというのは可能でしょうか。

○副議長（森内哲也君） 公園の整備に防災の視点を含めたようなことを考えてもらえたらなみたいな意見があるんだと思うんですけども。

いいですか、森田町長。

○町長（森田浩司君） おっしゃるとおり、三宅町内にも10の自治会大字がございます。それぞれの特徴があって、それぞれの課題感というところそれぞれ違うというところも認識をしているところがございますので、そういったところ各自治会においては自主防災組織が三宅町全部全自治会組織をされておりますので、そういった会議の中でも各課題を自主防災の方々にもお聞きをしながら、それぞれに合った対応というところを考えていきたいというふうに思います。

○副議長（森内哲也君） 梅本君。

○1番（梅本睦男君） ありがとうございます。

本当に統一して防災訓練ができる、また、共通して皆が集えるところがあるということが三宅町としては必要になると思います。今お話あったように30か所の公園があって、そこで活用されているところは本当に少ない状態が続いていて、草刈りとそれと整備だけがただ行われているというところも多々あります。

三宅町は町長もいつもおっしゃっているので小さい町です。その中で30か所が草刈りと空き地であるということはすごく美化にもやっぱり損なうところではあると思います。それをいかに集えるところに変えるかということは、町としても防災拠点だけではなくて集える場所を探していく、また見つけていく、そこをもし公園として利活用できないのであれば、いろんな答弁でありましたようにハードルあるのは存じておりますけれども、そこを乗り越えて違う活用の方法を考えて、小さいこの面積しかないところですから、少しでも活用ができるような土地に変えていただければなというふうに思っております。

本当に公園の中で前回私のほうが一般質問でさせていただいたクビアカツヤカミキリの件もそうですけれども、やはり同じように災害というのはいつ起きるか分かりません。また、それに対して今から備えておくことというのは本当に必要じゃないかなというふうに思っております。やはり今いろんな震災が起きたところの方のいろんなことを聞きますと、やはり防災のあれがあったからよかったよとか、ちゃんとやっとならばよかったよとかということがやっぱり多々聞かれます。やはりそのときのためにしっかりと防災また活用に関して考えていただいて行政のほうで生かしていただいて、また、町民の方が喜んでいただけるような町づくりになればいいかなと思っておりますので、どうかよろしく願いいたします。

以上で終わります。

○副議長（森内哲也君） よろしいですか。

そうしましたら、梅本睦男君の一般質問を終わります。

続きまして、いきましようか。

◇ 川 鱒 実希子 君

○副議長（森内哲也君） 続きまして、3番議員、川鱒実希子君の一般質問を許します。

3番議員、川鱒実希子君。

○3番（川鱒実希子君） 私からは、全国学力調査の結果改善のための対策をどのようになさいますかという質問です。

議論の共通認識をつくるために、初めに、学習指導要領の変遷を概観したいと思います。

学習指導要領は2000年頃を境に何を教えるかという知識を重視するコンテンツ主義から何ができるようになるか知識・技能だけではなく思考力・判断力・表現力や学びに向かう力・人間性などを重視するコンピテンシー主義に変わってきました。

コンテンツ重視からコンピテンシー重視へという流れは、日本だけではなく国際的な潮流です。それを受けて総合的な学習の時間が新設されましたが、それは自ら課題を見つけ自ら学ぶ主体的態度を身につけることを目的として導入されたものでした。それはその後の改訂にも引き継がれ、現行の学習指導要領ではさらに「探求」という言葉が付け加えられて、よりよく課題を解決し、自己の生き方を考えていくための資質・能力を育成することを目指すとされています。また、現行の学習指導要領には、主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングと言われるものの視点からの授業改善が盛り込まれています。

したがって、現在小学6年生に対して毎年実施されている全国学力調査の問題は、私たちが小学校のときに受けたような知識重視で暗記に頼るような問題はほとんど出題されません。児童の思考力（科学的・数学的リテラシーや読解力）を見る問題ばかりで、例えば算数では公式が問題文の中に提示されていますし、漢字の書き取りなどは出題されません。ところが、この全国学力調査の結果が、三宅町は3教科とも全国平均、奈良県平均よりも低いのです。国語は5ポイント、算数は9ポイント、理科は10ポイント低い。また、アンケートで「授業内容がよく分かる」と答えた児童の割合も国・県に比べて低いのです。

私はその原因の一つは、学習指導要領が2000年頃から大きく変化しているにもかかわらず、現場の教育があまりアップデートされてこなかったことにあるのではと思います。教育長がお力を入れてくださったおかげで、リーディングDXの補助金がつき、ICTの活用はかなり進んできました。ICTの活用は今後とも重要ですが、主体的・対話的で深い学びの視点

からの授業改善は喫緊の課題であると思います。

先生が一方的に講義して児童は聞くだけという授業では、児童の興味関心は目覚めませんし、主体性は生まれません。アクティブラーニングの手法を駆使して、対話・討論・発表しながら思考を他者と共に深め、メタ認知まで高めていく、そんな授業が必要です。もちろんその方向に努力している先生方もいらっしゃいます。しかし、残念ながらまだ100%には届いていないように見受けられます。

しかし、現場の先生方のご苦勞も推察できます。総合的な学習（年間70時間）のテーマ選定から授業計画の立案はそれだけで一仕事です。アクティブラーニングを取り入れた場合、それまでの授業手法とは全く異なる授業計画を立てる必要に迫られます。そのような授業を先生方が作り上げられるように環境整備が必要だと思います。

そこで教育長にお尋ねします。

1、全国学力調査の結果ですが、三宅小学校の調査結果の低さの原因はどこにあるとお考えですか。

2、その原因に対する手立てを具体的に何か検討なさっていますか。

再質問は自席で行います。

○副議長（森内哲也君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 川緒議員の一般質問にお答えいたします。

全国学力・学習状況調査の結果は、本庁の子供たちの学力定着度や学習環境を客観的に把握するための重要な指標の一つであると認識しております。

議員ご指摘のとおり、国語・算数・理科の3教科において、全国及び奈良県の平均を大きく下回る結果となったことについては、教育委員会としても重く受け止めております。

しかしながら、この結果を単なる点数の低さとしてのみ捉えるのではなく、その背景にある構造的な課題を冷静に分析し、実効性のある対策を講じることが重要であると考えております。

まず、平均点についての捉え方でございます。

統計学的な観点から申し上げますと、本町のように児童数が少ない小規模自治体においては、1学年の分母（児童数）が小さいため、数名の児童の得点状況が全体の平均値を大きく左右するという特性がございます。

そのため、単年度の平均点のみを全国平均と比較して一喜一憂することは、必ずしも正確なデータ分析とは言えない側面もございます。

ただ、三宅町では長年にわたり同様の結果が出ていることは看過できませんし、傾向として思考力を問う問題への対応に課題があるという議員のご指摘は、真摯に受け止めるべき点であると考えております。

そういった意味で、授業改善とアクティブラーニングの現状についてお答えいたします。

議員からは、学習指導要領で丁寧に示されているにもかかわらず、いまだに、知識習得重視の授業が行われているのではないかとのご懸念をいただきましたが、現在の三宅小学校の教室では大きな変革が起こっております。

この3年間、私自身も現場の授業を継続的に参観してまいりましたが、先生方は非常に熱心に授業改善に向き合っておられます。

かつてのような教員が一方的に話し、児童が暗記するという授業形態は影を潜め、現在では1人1台のデジタル学習基盤を効果的に活用しながら、児童同士が意見を交換し、共に課題を解決する主体的・対話的で深い学び、いわゆるアクティブラーニングを実装しようとする姿が日常的に見られます。

もちろん、新しい学力観に基づく授業改善は道半ばであり、全ての授業において完璧に実践できているわけではありません。

思考力を問う全国調査の問題をさらに深く分析し、子供たちが学んだ知識をどう活用するかを身につけられるよう、引き続き教員の指導力向上に向けた研修を強化してまいり所存です。

一方で、学力というものは学校教育だけで完結するものではございません。

今回の調査における児童質問紙の結果に、本町が長年抱える学力課題の本質が顕著に表れております。

具体的に、全国平均と比較した三宅小学校の数値を幾つか挙げさせていただきます。

まず、基本的な生活習慣についてです。「朝食を毎日食べている」と回答した児童は、全国平均83.3%に対し、本町は68.4%と約15ポイントの大きな開きがございます。「毎日同じ時刻に寝ている」、これは全国より7ポイント低く、「同じ時刻に起きている」も3ポイント低い状況です。

次に、家庭での学習環境についてですが、「1日に3時間以上テレビゲームやスマホゲームをしている」と回答した児童は、全国の30.3%に対し、本町は53.5%と半数を超えています。

また、「新聞を毎日読んでいる」児童は、確かに全国でも僅かですが、本町ではゼロ%と

いう結果でした。

さらに、地域との関わりについては、「地域の大人に勉強やスポーツ、体験活動に関わってもらっている」という質問に対する回答は、全国16.7%に対し、本町は7.9%と半分以下にとどまっております。

これらの数値が示すのは、子供たちの学びを支える生活基盤や知的好奇心を育む環境が、家庭や地域において十分に構築されていないという、こういう現実があります。

どれほど学校で授業改善を推進しても、基本的な生活習慣の乱れや過度な娯楽への没入、そして地域社会からの孤立という課題を抱えたままでは、教育効果を最大化することには限界がございます。

こうした背景を踏まえ、現在、教育委員会が進めている未来の学校プロジェクトは、単なる校舎の建て替え事業ではございません。その真の目的は、町の大人がもっと教育に関心を持ち、町全体で子供を育てる文化を再構築することにあります。

これまで教育イベントやフォーラムを開催してまいりましたが、残念ながら町内からの参加者は限定的であり、依然として教育は学校を任せという風潮が根強いことを痛感しております。

宿題の在り方や家庭学習との連携を含め、学校・家庭・地域が三位一体となって子供たちの学びを支える体制をつくらなければ、真の意味での学力向上は望めません。

繰り返し申し上げますが、三宅小学校の先生方は本当に一生懸命子供たちと向き合い、授業を変えようと努力されておられます。

まずは、議員の皆様におかれましても、日々奮闘する現場の先生方を温かく応援していただきたいと切に願います。

教育委員会といたしましては、今後も地道に粘り強く町の大人たちに対して、教育を学校だけに任せ切りにしないことを訴え続けてまいります。

子供たちの学力向上を学校だけの責任にするのではなく、町全体の活力、そして未来への投資として捉え直し、地域全体で子供たちを育む活動を推進してまいります。

議員各位におかれましても、この町全体で取り組む教育の実現に向け、格段のご理解とご協力を賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

○副議長（森内哲也君） 再質問よろしいですか。

川鱈実希子君。

○3番（川鱈実希子君） ご答弁ありがとうございます。

大変同感できることが多く、教育長と私とは問題意識を共有できている部分が多いなと感じながら聞きました。

私も去年、リーディングDXの公開授業見に行ったり、それから先月の小学校4年生のアカミガメの研究の発表会拝聴させていただき、教育長が現在の三宅小学校の教室では大きな変革が起こっておりますと誇りたくなる気持ちも大変よく分かっております。

しかし、釈迦に説法で申し訳ないんですけども、アクティブラーニングというのは単に子供たちが2人でペアトークをしたり、四、五人のグループをつくってディスカッションすれば、それがアクティブラーニングだと私は考えていないんですね。やはりアクティブラーニング、アクティブって活性化という意味ですけども、まず教員が子供たちにどんな問いかけをするかというのが一番の肝だと思っています。その問いかけを受けることで子供が活性化する、考えが回っていく、そういう授業がアクティブラーニングだと思っているので、真にそういうアクティブラーニングの授業というのは、なかなか本当奇跡のような教材研究に時間をつくり費やし、本当に1年の間アクティブラーニングずっとやっても、奇跡のような瞬間にしか成立しないものじゃないかなと思っています、なので、そういうのふだんに追求するという事は先生方にも相当な負担を強いることになるということはお分かっております。でも、それを追求しないと思考力は育っていかないというのが現実だと思うんですね。

そこで、その上、さらに児童質問用紙の内容にも触れていただきました。これもまさに私も問題だなと思っていたところです。基本的な生活習慣ですね。全国学力調査の上位の県というのは、やっぱり朝食を食べている率がめっちゃ高いんですよ、秋田県を筆頭に。やっぱり低い県というのは、そういう基本的な生活習慣が身につけていない。でも、それは子供だけで身につけられるものでは絶対ないわけです。それには家庭の協力が必要、親御さんの協力というか親としての自覚が必要ということになってきます。

そういう非常に問題意識はよく分かるんですが、未来の学校プロジェクトというのは単なる校舎の建て替えではなくて、町の大人の人たちにもっと教育に関心を持ってもらって、町全体で子供を育てる文化を再構築する。これも大変素晴らしいことだと思っています。でも、残念ながら、あの学校研究室の参加者がまたとても少ないんですね。本当に残念。何かせつかく教育委員会がやろうとしているのに、どうも空回りしているなという印象を受けています。

それで、何が言いたいかというと、やはりじゃどのようにして、住民さん、地域、家庭の

教育への熱意を醸成していくかというのが、まさに今教育委員会が抱えている課題だと思います。

三宅小学校のホームページ、これがまたとても素敵なんですよね。私大好きで、三宅っ子日記というのが、とても誰が書いているのか知らないけれども、いい編集なんです。子供たちの学校での学びの楽しさが伝わってくるようなホームページなんです。残念なのは、ちょっと私の勘違いだったらごめんなさい、コミュニティスクールの活動が紹介されていないように思うんですけども、そうですね。せつかくこの令和7年度からコミュニティ活動、コミュニティスクールというのが新たに始まりました。たまたま1年ほど前に、特急の電車で乗り合わせた人が生駒に住んでいる人で、その人と語り合っちゃったんですけども、その人は生駒市でコミュニティスクールの活動に参加されているそうです。それがとっても楽しいのよって言っていました。何が楽しいんですかって言ったら、自分の孫のような小学生相手に読み聞かせをしたり、あと家庭科の授業のお手伝いに行ったりしているんですけども、それがとっても楽しいんだそうです。で、何か現況の三宅小のコミュニティスクールが多分こういう機能を果たせば、私町民の方が小学校の活動に関心を持つ人はどんどん増えていくと思っています。

まず、そうですね、すみません、長々としゃべって、そのコミュニティスクールの現状とそれをどのように広報されているかお聞かせください。

○副議長（森内哲也君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

実は私自身もおっしゃるとおり問題と思っている点がそこだと思っています。この地域の課題、家庭の課題があるということは、本当にこの質問紙からもよくよく数字として表れているのですが、それを解く鍵がやっぱりコミュニティスクールだというふうに三宅小学校の場合は思っています。小さな小さな町の中で本当に学校が1つしかない、地域と学校が一緒になったらもっとすごいことが起きるだろうなということで、それはすごく思っているので、その完成形がコミュニティスクールだというふうに思っているのですが、現実のところは昨年度から始めたところで、やっと制度として運営協議会というものがきちっと出来上がって、学校長校長先生と運営協議会がしっかり話をするようにやっていって、さあ次から地域の人を巻き込んでどういったことをやっていこうかという今まさにその段階ですので、来年度からは少しずつ実装していきたいなというふうに思っています。

現在のところはこれといった大きな活動はできていませんが、今やっていることといいま

すと、月曜日の5時間目ですね、月曜日の5時間目は小学校1年生の子供たちが、学校の先生が地域の人に開放して、地域の人に子供たちを見てもらっていただくという時間をつくっています。今現在行われている実際の活動としてはそこだけです。月曜日の昼からは小学校1年生の教室に地域の方が入ってきていただいて子供たちと一緒に遊んでいただいてという活動をしています。こういうことをどんどん増やせていけたらなというふうに思っています。

ご存じのように稲刈り体験や田植体験というのもその一つだと思っていますので、こういう活動がどんどん増えていったらいいなというふうに思っています。

以上でございます。

○副議長（森内哲也君） 川鱈実希子君。

○3番（川鱈実希子君） はい、分かりました。

ぜひお手伝いに来てくださって言ったら、行くよという人はおせっかいなおばはん多いんですよ、やっぱり関西だから。そういう人はたくさんいると思うので、おじさんでもいいです、たくさんいると思うので、やっぱり呼びかけ方だと思うんですよ。なので、例えばある程度あと二、三か月以内という話ですけれどもね、そんなに先の話じゃないですよ。その間に、例えばそういう、こういうことやりたい、こういうことやりたい、こういうことやりたいというものがコンセンサスが得られたら、もうそれを広報とかで、やっぱりデジタルだとなかなかおじさんおばさんに普及していかないみたいですが、この町は。だから、やっぱり紙媒体がいいので、紙の広報でそういうのをお知らせして、ぜひ来てください、遊びに来てください、学校に来て一緒にこういうことしましょうということの呼びかけをしていただきたいと思いますが、どうですか。

○副議長（森内哲也君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 学校というのはご存じのように4月にまた組織が変わったりすることがありますので、新年度に入りましたら早々に新しい組織の中で先生方と話し合ってまず決めていきたいなというふうに思っています。

何よりもやっぱり学校が主体になってきますので、学校の先生の気持ちというのを最優先にしたいなというふうに思っていますので、4月新しい組織になった時点で先生方と話し合って今おっしゃってくださったような方向で進めていきたいなというふうに思っております。

○副議長（森内哲也君） 川鱈君。

○3番（川鱈実希子君） これで最後にしたいと思いますが、結局私の質問に対するお答えをまとめると、三宅小学校の調査結果の低さの原因はどこにあるかということで、それはやは

り学校だけの問題ではなく、家庭、地域、その三位一体での結果としてある種必然的に歴史的に必然的に形成されてきたものだというお考えだと思います。そのこと自体は全く間違いではないと思うんですけれども、そこをチェンジしていくやり方というのは、先生も今まで努力なさっているでしょうけれどもさらに努力していただきたいし、その先生たちが努力しやすいように環境整備をする教育委員会にも頑張ってくださいたいし、あと、地域と学校とのパイプ役としてのコミュニティスクールに頑張ってくださいたいし、地域の力をそこで発揮していただくということになるのかなと思いました。

それで、そうですね、だから、一方で、教育委員会今いろんなこと抱えてらして大変だなとはとても思うんですけれども、一方で、新しい学校建築という課題に対して相当なエネルギーが割かれていると思うんですよ。でも、新しい学校が仮に13年度にできてそこで新しい教育が始まるというふうには私は捉えていなくて、もう新しい教育というか既に始めていなければいけなかった教育だから、それはもう今日からでも明日からでも始めなきゃいけないものだと思っています。

だから、そのための一応令和7年度からつくったコミュニティスクールなんかも本当に大変でしょうけれども、現実的にそこに多くの人に参加できるように、車の両輪的に13年度の開校への下準備と、それから既にある学校のアップデートみたいなのをやっていただけたらと思います。最後に一言お願いします。

○副議長（森内哲也君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） ありがとうございます。

本当によくご理解いただきまして、本当に感謝申し上げます。本当に同じことを考えておりますので、言ってくださったことを参考にどんどん進めてまいりたいと思います。これからもよろしく願いいたします。

○副議長（森内哲也君） ありがとうございます。

そうしましたら、川鰭実希子君の一般質問を終わります。

ここでしばらく休憩をしたいと思います。14時30分、2時30分まで10分ほど休憩をさせていただきます。

（午後 2時20分）

○議長（瀬角清司君） 再開いたします。

（午後 2時30分）

◇ 池 田 年 夫 君

○議長（瀬角清司君） 続きまして、9番議員、池田年夫君の一般質問を許します。

9番議員、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 議長の許しがありましたので、一般質問を行います。

まず、戦争の歴史を学び教訓を現在に生かすには。

「戦争は人の心の中で生まれるものでありますから、人の心に平和のとりでを築かなければならない。」、これは1945年11月に起草された国際連合教育科学文化機関憲章、いわゆるユネスコ憲章なんですけれども、の一説です。今、各地で戦争が行われていますが、現在風に言えば、「戦争は国によって引き起こされるものであるから、国の中に地方自治という平和の砦を築かなければならない」ということではないでしょうか。

昨年の10月に誕生した高市早苗政権は、2015年の安保関連法により集団的自衛権の行使が可能になって以来、これを実質化する動きがいよいよ具体化されつつあり、社会保障費の削減、教育予算の削減等を行い、安保3文書による敵基地攻撃能力の保持、新基地建設・強化、防衛費増強、特定利用空港・港湾の指定、能動的サイバー防御法の制定、防衛整備移転三原則の緩和による軍事産業の育成、防衛装備庁による研究助成イコール軍事研究への支援拡大、経済秘密保護法による経済安全保障体制の強化など挙げれば幾らでもあります。この費用は国民・住民が汗水垂らして働いた税金であります。このように軍事化の流れが加速しています。加速する軍事化の流れをどうしたら止めることができるのでしょうか。その答えは地方自治にあるのではないのでしょうか。

地方自治とは、住民が生産と生活のための共同社会的条件を創設・維持・管理するために、社会的能力として自治体をつくり、その共同事務に参加し、主人公として統治することとされています。言い換えれば、人々の生活、生産と生活、それを支えるインフラ、そのインフラを管理する自治体の政策に参加し、住民の生産と生活を維持していくことが軍事化に対抗する強力な手段だと思えます。訪問介護の復活、学校の建て替え、水道・下水道管の取替え、生活道路の整備など地方自治体が抱える住民生活を守ることが地方自治体の最優先課題だと思えます。

これまでの政権は国債を発行し、防衛費、いわゆる軍需費の増大と大企業優遇です。財政の役割や国民の暮らしを支援し、格差を是正することです。地方自治体の交付金などを削減することにつながるのではないのでしょうか。町長の所見を求めます。

次に、防火水槽についてであります。

三宅町で1月20日に住宅火災が発生し2の方が亡くなっています。三宅町内に何箇所かの防火水槽があり、池等もありますが、火災時の消火体制についてどのようになっていますか。町長の所見を伺います。

最後に、阪神・淡路大震災の教訓についてであります。

今年の1月17日は、阪神・淡路大震災が起きて31年目になります。現在、三宅町でも自主防災会ができていますが、阪神・淡路大震災の教訓はどのように生かされているのか町長の所見を伺います。

また、小学校や中学校ではどのような避難訓練等を行っているのか、町長・教育長の所見を伺います。

一般質問はこれで終わりますが、答弁によっては自席からの再質問をさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） 池田議員の一般質問にお答えいたします。

初めに、戦争の歴史を学び教訓を現在に生かすにはについてのご質問にお答えをいたします。

私は、このご質問の趣旨を、国の安全保障政策の強化と地方自治の役割をどう考えるかと言う点にあると受け止め回答させていただきます。

まず、戦争や紛争を防ぐには「人の心に平和の理念を築くことが重要である」というユネスコ憲章の精神は、今なお重い意味を持っていると考えます。

同時に、国家として国民の生命・財産を守る責務があることも事実であり、安全保障政策は国の専管事項として国会での議論を経て決定をされます。

地方公共団体、とりわけ三宅町といたしましては、これに対し法令に基づき適切に対応する立場にあると考えております。

一方で、地方自治の本旨は、住民の福祉の増進を図ることにございます。訪問介護、学校施設の整備、水道・下水道の更新、生活道路の維持管理など、日常生活を支える基盤を確実に守ることは、地方公共団体の最優先課題でございます。

財政については、防衛費の増額と社会保障や地方財政への影響について、国において十分な説明と議論がなされるべきだと考えております。

地方交付税や補助金の在り方は、自治体運営に直結する問題であり、必要な財源が安定的に確保されるよう、全国町村会等を通じて国に対し意見を申し上げてまいります。

大きな国家戦略の是非は国政の場で判断されるべきものですが、三宅町としてできることは明確です。すなわち、私が掲げる対話による町づくりをより強く推進し、住民参加を広げ、透明性の高い行政運営を行い、庁民の皆様の暮らしの安心を一つ一つ積み重ねることに尽きると思います。地域社会の安定と信頼の基盤を強めることこそが、結果として平和を支える力になると私は信じております。

続きまして、防火水槽についてのご質問にお答えをいたします。

まず初めに、去る1月20日早朝、町内で発生した住宅火災によりお亡くなりになられたお二人に対し、謹んでご冥福をお祈り申し上げます。

本町といたしましては、火災の恐ろしさを改めて痛感するとともに、町民の皆様の生命と財産を守る防災・減災の重要性を深く再認識しております。

さて、町内の防火水槽の箇所数と消火体制についてのお尋ねですが、防火水槽は町内に56か所、消火栓については168基設置しており、現在、町内全域をカバーできている状況です。

消火体制については、火災等が発生すれば119番で通報され、奈良県広域消防組合消防本部へ入電され、各所管の消防署及び消防団に一斉指令で出勤が要請されることとなっております。

三宅町消防団においては、各団員へ直接メールで出勤指令されますが、町消防団は3分団と女性部から構成されており、消火活動については第1分団から第3分団が出勤することとなっております。

また、川西市町消防団とは双方の町で火災が発生したときには、町外であっても出勤するよう相互協力体制を取っております。

火災はいつ、どこで発生するか予測はできませんが、ハード面はもちろんのこと、ソフト面での地域の防災力の向上を両輪として、安全・安心の町づくりを今後とも進めてまいります。

続きまして、阪神・淡路大震災の教訓についてのご質問にお答えいたします。

なお、ご質問中、教訓をどのように生かされているかについての質問内容に対する回答は私から、小中学校の避難訓練等を行っているかについての質問内容に対する回答は、後ほど教育長からお答えをさせていただきます。

では初めに、阪神・淡路大震災の教訓についてですが、議員お述べのとおり、阪神・淡路大震災の発生から31年が経過しようとする中、あの日に失われた尊い命と甚大な被害の教訓は、決して風化させてはならないものです。

その後も、東日本大震災、熊本地震や能登半島地震など日本各地に地震による大きな被害が発生しており、近年では、南海トラフ地震の発生による災害対策が求められているところでございます。

このような中、本町では、昭和56年5月以前の旧耐震基準で建築された小学校、幼稚園や役場庁舎の耐震化を図ったことや、災害対策基本法に基づいた地域防災計画の見直しとともに、地震の揺れをセンサーが感知しブレーカー等を遮断し、火災を防ぐことができる感震ブレーカーを設置する補助制度の導入や、議会においても、防災関連予算のご可決を賜り、国の補助制度も活用しながら、食料品、生活用品や防災機材の整備を毎年行っているところでございます。

また、震災当時、救助された方の約8割が、家族や隣人といった共助によるものであったという事実から見ても、各町内で設立された自主防災組織は、まさにその共助を仕組化したものであり、この組織の重要性も年々高まっております。

本町においても、自主防災組織との情報共有や連携はもちろんのこと、防災意識、知識、技能を有する防災リーダーとして担っていただける防災士の資格取得についても、受講料の補助制度を設けるなど、地域の防災力を向上するための施策を実施しております。

大災害においては、行政による公助には限界があるという教訓からも、本町では、自分の町は自分で守るという意識の醸成とともに、住民自らが動ける体制づくりを今後も支援しながら、被害を最小に抑えることができる災害に強い町づくりを目指してまいります。

以上で池田議員の回答私からの回答とさせていただきます。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） 私からは、小中学校の避難訓練等の状況についてお答えいたします。

阪神・淡路大震災から31年を迎え、震災の記憶を風化させることなく、その教訓を次世代につないでいくことは、教育委員会にとっても極めて重要な責務であると認識しております。

議員ご質問の震災の教訓をいかに生かしているかという点につきましては、自らの命は自ら守る自助、そして共に助け合う共助という精神を、学校における防災教育の基本として大切にしていきたいと考えております。

式下中学校、三宅小学校における具体的な取組についてお答えいたします。

式下中学校では、毎年7月に、地震に備える訓練として、奈良県が実施する奈良シェイクアウトに合わせ、全校一斉に安全確保行動を取るための訓練を実施しております。

また、3年を1サイクルとして、地震、火災、不審者の各事案を計画的に訓練し、卒業ま

でに全ての事案を確実に経験できる体制を整えております。

これらの訓練を通じて、生徒が、自ら考え、判断し、行動する力を育成するとともに、教職員の危機管理意識の向上と学校全体の安全体制の強化を図っております。

三宅小学校では、子供の成長や理解に合わせた具体的な訓練とともに、教科等での学びを深めております。

訓練では、式下中学校と同様に、地震を想定した内容のもの、また、大規模な水害が発生した場合を想定した3階への垂直避難、そのほかにも火災訓練や不審者訓練を年間を通して実施しております。

学習面では、高学年の保健の授業において、自然災害によるけがの防止を取り上げ、近年の多様な災害事例を資料として活用し、地震だけでなく豪雨や土砂災害などから身を守るための知識を多角的に学んでおります。

阪神・淡路大震災の教訓は、日頃の訓練や授業を通じて、自らの判断基準として身につけることが重要です。

今後も、実施した訓練や学習の成果を検証し、改善を重ねることで、子供たちがどのような状況下でも落ち着いて行動できるよう、また、安全・安心な学校環境を維持できるよう、防災教育のさらなる充実に努めてまいりたいと考えております。

これで答弁を終わります。

○議長（瀬角清司君） 池田議員、再質問。

9番、池田年夫君。

○9番（池田年夫君） 私の質問に対して町長から答弁がありました。

戦争の教訓から何を学んで、地方自治としてどういうふうにしていくべきかということですが、今の高市政権の軍事化の流れを加速しているというふうに思うんですけれども、この加速を止めるにはどうしたらいいのか、その答えは地方自治からそういう国民の税金を国民の生活のために使えという住民自治の本旨から沿った意見を地方自治体から声を上げるべきではないかというふうに思うんですけれども、町長の所感はどうですか。

○議長（瀬角清司君） 森田町長。

○町長（森田浩司君） ありがとうございます。

国際情勢が複雑化する中で、国の安全保障政策に様々な議論があるものと承知をしておるところでございます。いかなる情勢下においても、住民の皆様方の生命と財産、そして平穏な暮らしを守り抜くことこそが地方自治の最大の使命であると考えております。

当町としても、今後も法令に基づき国や県と適切に連携を取りながら、対話による町づくりを推進することで、平和で豊かな住民生活の維持に全力を尽くしてまいりたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） やっぱり地方自治体から市町村長会議だとかあるいは知事会議だとかそういうところからの意見を上げて、やっぱり今の高市政権の軍事化の流れを止めていくということが必要ではないかというふうに思うんです。そういうところへ対してやっぱり自治体は小さいけれどもそういうところからそういう動きに対して警鐘を鳴らしていくことが、地方自治の務めだと思えます。そういうことを小さいところから発信をしていただきますよう、よろしく願いいたします。

次に、阪神・淡路大震災の教訓ですけれども、阪神・淡路大震災に遭われた方々も発言しておられましたけれども、防災組織ができたけれども30年以上たつとみんな高齢になって後継者がいない状態だと。ここ数年たつと防災組織がなくなるのではないかというふうに言われています。

中学生や高校生に地元の防災組織が行う訓練等に参加し防災組織を継続できるようにしていくべきではないかと思うんですけれども、そのようなことに対して町あるいは教育委員会としては、どういうふうに考えておられるのか答弁をお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 池田議員の再質問にお答えします。

議員がおっしゃるとおりでございます、特に組織の高齢化と担いか不足につきましては、本町においても避けては通れない喫緊の課題であると認識しております。

中高生は災害に単に守られるだけの対象ではなくて、共助の担い手となる力も持っておられます。防災訓練なども弱年層が進んで参加できますよう、周知や啓発に対しても自治会と連携するなど、これからは行政としてできるだけバックアップしていきたいと思えます。よろしく願いいたします。

○議長（瀬角清司君） 大泉教育長。

○教育長（大泉志保君） おっしゃるとおりでございますが、現在のところ、中学校で何か動きをつくっているかという、そうではありません。ただ、年の上の子が下の子を守るというような形は徐々に学校の中でもされておまして、今、三宅小学校も三宅幼稚園の子供たちが小学校に避難してきたときに、小学校の子供たちと一緒に避難訓練を行うというような

ことも行われております。そういったことをどんどんやっていきたいなというふうに思っております。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） やっぱり住民自体でそれぞれ自分たちの生命を守っていかなければならないというのが地方自治体の各自治会とかそういうところの役割だと思うんです。そこに住んでおる人たちが自分らの生活を守ると、生命を守るという観点で、いろんな自治体、自治会などで行う訓練などに対してやっぱりみんなが参加していく必要があるのではないかとというふうに思うんです。

次に、町の地域防災計画なんですけれども、令和元年に作成されて議員にも配付されています。作成されて7年が経過し、能登震災等もあり検討されると思いますけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 森本総務部長。

○総務部長（森本典秀君） 池田議員の再質問にお答えします。

議員御指摘のとおり、現在の地域防災計画は策定から7年が経過しておりまして、その間の社会情勢の変化や能登半島地震などの大規模災害から得られた新たな知見を計画に反映させることは非常に重要であると思っております。

今年度防災計画につきましては、ある程度の組織の改編や災害の基準などの見直しについて準備していたところでございますが、実は来年度ではございますが、国の防災力強化総合交付金というのを活用しまして、被災地のニーズを踏まえた漏れむらのない被災地被災者支援の実現に向け、災害リスク評価を通じた実効性の高い防災計画となるよう、全面的な見直しを予定しております。現在、各関係機関と協議中でございますが、のち補助制度の対象となりましたら、新年度改めてですが補正予算として上程させていただきたく、今は考えております。その際、様々なご意見を広く頂戴しまして、本町の実情に即した計画になるよう努めてまいりたいと思っております。よろしく申し上げます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 今、部長からの答弁もあつたんですけれども見直しをしていくということなんですけれども、各自治会からの自主防災会からの要望なども含めて作成していただきたいというふうに思うんです。

それで、今年の2月2日に、町のホームページに三宅町住宅耐震化緊急促進アクションプログラムというのが更新されてホームページに掲載されているんですけれども、これについ

ての経過を説明してください。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） 私からご回答申し上げます。

議員お述べの住宅耐震化緊急促進アクションプログラムとは、耐震改修促進計画に定めた目標ですね、こちらを達成するために作成する具体的な行動計画のことです。令和3年3月に改訂いたしました現行の三宅町耐震促進計画に基づき策定し、今般、ホームページ上での公開をさせていただいたところでございます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） この三宅町の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムというのをそのホームページに載せるだけじゃなしに、やっぱり議員にもペーパーならペーパーでこういうのを町として考えているということを示して、やっぱり議員の理解も得られることが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えいたします。

こちらにつきましては、令和8年3月、今月なんですけれども、改訂版の三宅町耐震改修促進計画を策定いたします。これと併せましてのお示しをする予定をしております。よろしく申し上げます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） この三宅町の住宅耐震化緊急促進アクションプログラムの中に、住宅所有者の経済的負担の軽減を図る住宅所有者への耐震化対策の周知・普及計画に努め、耐震に対する意識向上を図ることが重要ですというふうに掲載されているんですけれども、経済的負担を軽減とは具体的にどういうことをしていくのか。それで、これについては令和8年度の予算化の中に含まれているんでしょうか説明してください。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えいたします。

経済的負担ですね、既存木造住宅耐震診断事業におきまして、耐震診断を行っていただき改修が必要との判定になった方に対しまして、住宅耐震改修支援事業として最大50万円の補助金を用意しております。令和8年度におきましても2件分予算を計上しております。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 経済的援助ということで50万円です2件分ということなんですけれども、これも促進させていくためには少ない金額ではないかというふうに思うんです。もっとやっぱり早急に、南海地震なども言われているわけですから、もっと早急に対策を取って進めていくべきではないかというふうに思うんです。そういうことで、この町内の住宅等の耐震診断を受けるための経済的な援助や建て直すための支援を行うということだと思えます。

それで、早急にもっと少ない金額ではなしにもっと大幅に増やすことが必要ではないかと思うんですけれども、いかがでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ただいまご意見いただきましたけれども、現況におきまして最大50万円ということで進めたいと考えております。

○議長（瀬角清司君） 池田議員、こういう予算のことはまた予算委員会でお願ひしたいなと思うんですけれども。

9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） これの取組の内容の計画の中に財政的支援を昭和56年の5月31日以前に着工された木造住宅無料耐震化の診断で、令和8年度の目標として2戸、耐震改修工事費の一部補助を実施の令和8年度の目標というようになっています。

昭和56年5月31日以前に着工された木造住宅は町内に幾らあり、耐震診断された住宅は幾らあり、耐震工事を行ったのは何戸なんですか。

○議長（瀬角清司君） 回答、岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えいたします。

木造住宅の戸数なんですけれども、令和7年度の固定資産台帳のほうで調べておりますけれども、昭和56年以前の木造住宅は離れ等の附属屋含みますけれども1,607棟ございます。平成19年度から現在まで耐震診断、簡易耐震診断ですけれども、受けられた戸数は38戸でございます。補助事業により、その後、耐震改修工事を行われた戸数は残念ながらゼロ戸でございますけれども、耐震診断の後に建て替えをされたりリフォームをされたり除却をされて更地になったというケースは把握をしております。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） この取組の内容の中に、令和12年度までに全戸に啓発チラシ同封の納税通知書を送付というふうに記されているんですけれども、これについてはそれだけを送る

ということではなしに固定資産等の納税通知書と一緒に啓発チラシを同封するという
ことではないのでしょうか。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） ただいまのご質問につきましては、議員お述べ
のとおりでございます。奈良県建築安全課により作成されました啓発チラシにつきましては、
固定資産税の納税通知書とともに同封いたしまして送付することを検討中でございます。

以上でございます。

○議長（瀬角清司君） 9番、池田議員。

○9番（池田年夫君） 今質問したようにこういう計画がホームページにも掲載されて、議員
にも後でそういうふうに配付されると思うんですけども、住民にもホームページに掲載さ
れというだけではなしに、広報の中でもこういうことを知らせて住民の審査に対する感興を
あおることが必要ではないかと思うんですけども、それらの答弁を待つて質問を終
わります。

○議長（瀬角清司君） 岡橋公共インフラ整備推進部長。

○公共インフラ整備推進部長（岡橋正織君） お答えいたします。

議員お述べのとおり、ホームページとかそういうメディアを通じた発信も必要ですけれど
も、広報紙というのはかなり重要とっておりますので、広報も活用した周知のほうには努
めてまいりたいというふうに考えております。

○議長（瀬角清司君） ご理解いただけましたでしょうか。

ありがとうございます。

これで、9番議員、池田年夫君の一般質問を終わりたいと思います。

そうしましたら、以上で一般質問を終わります。

◎散会の宣告

○議長（瀬角清司君） これをもちまして本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日6日より23日までは特別委員会並びに各常任委員会開会のため閉会とし、3月
24日午前10時より再開し、特別委員会並びに各常任委員会に付託されました各議案について
委員長の報告を求めることにいたします。

本日はこれにて散会といたします。ご苦労さまでした。

（午後 2時59分）

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

招集の日時 令和8年3月24日火曜日午前10時00分開議

招集の場所 三宅町役場3階議会議場

出席議員名

梅本睦男	久保憲史	川鱈実希子
瀬角清司	松本健	渡辺哲久
森内哲也	辰巳光則	池田年夫

欠席議員数（0名）

地方自治法第121条の規定により説明のため出席した者の役職氏名

町長	森田浩司	副町長	吉弘拓生
教育長	大泉志保	総務部長	森本典秀
公共インフラ整備推進部長	岡橋正織	住民生活部長	宮内秀樹
健康子ども部長	植村恵美	教育委員会事務局長	出口正
会計管理者	田中修三		

本会議に職務のため出席した者の役職氏名

議会事務局長	堀川佳則	モニター室係	今中建志
モニター室係	内野孝彦		

本日の会議に付議した事件

議事日程（別紙のとおり）

本会議の会議録署名議員氏名

3番議員	川鱈実希子	5番議員	松本健
------	-------	------	-----

令和8年3月三宅町議会第1回定例会〔第3号〕

議 事 日 程

令和8年 3月24日 火曜日

午 前 10時00分 再 開

日程第1 特別委員会及び常任委員会委員長報告

(1) 予算審査特別委員会委員長報告

(2) 総務建設常任委員会委員長報告

(3) 福祉文教常任委員会委員長報告

追加日程第1 発議第1号 令和8年度三宅町一般会計予算に対する附帯決議について

◎開議の宣告

○議長（瀬角清司君） おはようございます。

定刻になりましたので、令和8年3月三宅町議会第1回定例会を再開いたします。

ただいまの出席議員数は9名で定足数に達しております。

よって、議会は成立しましたので、これより本日の会議を開きます。

（午前10時00分）

◎発言の訂正

○議長（瀬角清司君） 松本 健君。

○5番（松本 健君） 発言の訂正をお願いします。

○議長（瀬角清司君） 松本 健君より、発言の訂正の申出があります。

松本議員の発言を許します。

松本 健君。

○5番（松本 健君） 去る3月5日の本会議におきまして再質問をさせていただいた際に、選挙管理委員会の委員から職員の方に見せられたものを、私は「国の総務省からの通知」と申し上げましたが、事実を確認させていただいたところ、近隣市町村の資料であったことが判明しました。発言の訂正をさせていただきます。どうぞよろしくお願いいたします。

○議長（瀬角清司君） ただいま松本 健君より、3月5日の本会議における発言について、会議規則第64条の規定により、「国の総務省からの通知」のところを「近隣市町村の資料」と訂正する申出がありました。

お諮りします。

発言の訂正を許可することにご異議ございませんか。

（「異議なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、松本 健君からの発言の訂正の申出を許可することにいたしました。

◎議事日程の報告

○議長（瀬角清司君） 本日の議事日程は、お手元に配付してありますとおりでございます。

◎特別委員会及び常任委員会委員長報告、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 日程第1、特別委員会及び常任委員会委員長報告についてを議題とします。

去る3月5日の本会議において、予算審査特別委員会並びに各常任委員会へ付託いたしました議案等について、各委員長の報告を求めます。

まず、3月9日と11日に開催されました予算審査特別委員会の報告を求めます。

予算審査特別委員会委員長、池田年夫君。

○予算審査特別委員会委員長（池田年夫君） 去る3月3日、第1回定例会本会議において提出されました議案のうち、予算審査特別委員会に付託を受けました令和8年度三宅町一般会計予算案をはじめとする予算案5件について、慎重に審議いたしました経過並びに結果についてご報告申し上げます。

初めに、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算案は、総額51億8,200万円で、前年度と比較して6億7,425万円、15%の増加となっています。

次に、歳入予算については、寄附金をはじめとする積極的な財源の確保に努められており、主な歳入予算として、款1町税については、6億437万4,000円で前年度より2.3%の増加、款7地方消費税交付金は、1億3,380万4,000円で前年度より4.2%の増加、款10地方交付税は、23億4,389万1,000円で、地方財政計画により前年度より2億1,789万1,000円、10.2%の増加、款17寄附金は、企業版ふるさと納税の推進により5億2,200万1,000円、款18繰入金は、1億3,167万9,000円で前年度より2,856万8,000円、17.8%の減少となっております。

次に、主な歳出予算について。

款2総務費については、13億9,134万9,000円で、企業版ふるさと納税推進事業の強化などにより前年度より5億3,690万1,000円、62.8%の増加、款3民生費は、16億4,727万6,000円で、障害者自立支援事業費などの増加により前年度より1億2,993万7,000円、8.6%の増加、款8土木費は、7億2,893万9,000円で、道路改良・維持補修費などの増加により前年度より9,026万6,000円、14.1%の増加となっています。

次に、3月9日と11日の2日間に行いました予算審査の経過並びに結果についてご報告いたします。

会計課関係では、地方公会計システムについての質疑を行いました。

総務部総務課関係では、臨床心理士の必要性について、集落支援員の内容と役割について、防災用備品の配備状況と今後の整備について、つながり総合センター跡地に対する地元自治

会の要望や旧上但馬保育所跡地を含めた今後の利活用などについて質疑があり、理事者からは、石見地区の県有地に対する要望もあり、地元自治会と協議しながら、どう活用するかを総合的に考えていきたいとの回答がありました。

地域共創局関係では、普通交付税の現状と増加理由について、金利の上昇に対する予算への影響について、移動支援事業に対する集落支援員の内容について、地域プロジェクトマネージャーの現状と役割、地域おこし協力隊の現状と経費について、M i i M o 運営の現状と課題について、地域活性化企業人の役割と今後の内容について、官民連携事業の実績と今後の進め方について、企業版ふるさと納税への取組に対する内容、寄附される企業に向けたプロジェクトの魅力や事業内容の見せ方、寄附に対する手数料の財源について、三宅次世代型農業推進事業の今後の進め方について、ローカルスタートアップ事業の実施結果による事業展開などについての質疑を行いました。

質疑において、委員からは、地域プロジェクトマネージャーに対するこれまでの成果が見えておらず、現状に対して妥当な経費ではないのではないか、企業版ふるさと納税に対するプロジェクトの魅力をはっきりさせないと寄附金は増えないのではないか、企業版ふるさと納税に対する手数料の財源については、一般財源とするよりも明確な財源として示す方がよいのではないかなどの意見など、各委員より様々な意見がありました。

まちづくり推進部関係では、伴堂地区の県道交差点の交通安全対策事業の進め方について、道路舗装・補修工事の実施予定箇所について、地籍調査事業の実施予定箇所と今後の計画について、道路側溝清掃の実施内容と今後の予定について、空き家コンシェルジュに対する委託の内容や空き家の現状と今後の対応について質疑を行いました。

住民福祉部関係では、障害者自立支援事業の傾向について、孤独死関連事業の現状と対応について、住民税に対する課税対象者の現状と動向などについて質疑を行いました。

健康子ども部関係では、デイサービスセンターの浴槽改修の内容について、あざさ苑LED化の経費について、光のパレードのこれまでの状況と今後の実施内容などについて質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、未来の学校プロジェクトについて、今年度ワークショップを実施した状況や参加者の意見、その意見による学校を核としたまちづくり基本構想の進め方や式下中学校を含めた議論の進め方、基本構想のイメージとスケジュールについて、マラソン大会を実施できていない現状と今後の見通しについて、教育相談室G - l o v e の実施状況と現状について質疑を行いました。

質疑において、委員からは、未来の学校プロジェクトについて、これまで進めてきたことや意見などを取りまとめて広報誌に掲載するなど、住民の方々に知ってもらってはどうかなどの意見や、式下中学校のことも含めて基本構想ができたときには、どのような選択肢があるのかを周知してもらいたいなどの意見があり、理事者からは、教育大綱や建て替えの問題、中学校のことも併せた選択肢を川西町との協議により、引き続きワークショップや教育フォーラムを開催しながら、プロジェクトを進めていきたいとの回答がありました。

全体的な質疑において、給食費や健診費用などの無償化による受益者負担の考え方や、農業水利施設や道路舗装をはじめとするインフラ整備の今後の全体的な方向性、集落支援員による各自治会へのサポートによる事業の活性化、地域プロジェクトマネジャーの必要性とこれまでの成果と課題について質疑がありました。

また、委員からは、基金を取り崩さない予算を編成しつつ、金利の上昇による公債費の繰上償還などにより、収入と支出のバランスが保たれるような予算編成をお願いしたいとの意見がありました。

その後、議員間討議においては、M i i M o が建設されたときのコンセプトやこれまでの運営や課題などについて、各委員より様々な意見があり、今後、地域プロジェクトマネジャーに対し、地域おこし協力隊のマネジメント、M i i M o 運営の在り方と法人化など、行政として何を担ってもらうのかをはっきりする必要があるのではないか、また、地域おこし協力隊が担う役割と課題についても、協力隊が個々の能力を発揮できるよう、行政側として柔軟に対応できる内容にする必要があるのではないかなど、地域プロジェクトマネジャーの委託内容や行政が求める成果についても、各委員より様々な意見がありました。

この議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算案について、本委員会は原案を全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第2号 令和8年度三宅町国民健康保険特別会計予算案は、総額7億6,645万4,000円で、保険給付費の増加などにより、前年度と比較して5,355万8,000円の増加となっており、国民健康保険の給付費の増加理由について、特定健診の実施状況と受診率向上に向けた取組についての質疑を行い、委員からは、はがきによる健診の申込み方法に関する要望があり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第3号 令和8年度三宅町介護保険特別会計予算案は、総額9億2,489万9,000円で、介護保険給付費の増加などにより前年度と比較して3,962万円の増加となっており、介護サービス給付費の動向とサービスの内容について、地域ケア会議の進め方について、介

介護保険事業計画による各サービスの計画と実績の分析について、また、次期介護保険計画の策定に向けた内容についての質疑を行い、委員からは、介護保険計画の策定については広く住民の意見を取り入れてもらいたいとの意見があり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第4号 令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算案は、総額1億9,027万7,000円で、後期高齢者医療広域連合納付金の増加などにより前年度と比較して1,408万3,000円の増加となっており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第5号 令和8年度三宅町下水道事業会計の収益的支出と資本的支出を合わせた支出予算総額は4億2,300万円で、企業債償還金の減少などにより前年度と比較して300万円の減少となっており、水道の県広域化に伴う下水道使用料金について、ウォーターPPP導入調査業務について、公共下水道の具体的な整備内容と整備箇所について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が予算審査特別委員会に付託を受けました予算案に対する審議の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げ、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

続きまして、3月16日に開会されました総務建設常任委員会の報告を求めます。

総務建設常任委員会委員長、梅本睦男君。

○総務建設常任委員会委員長（梅本睦男君） 令和8年3月総務建設常任委員会委員長報告をさせていただきます。

去る3月5日、第1回定例会本会議において、総務建設常任委員会に付託を受けました諸議案について、16日に総務建設常任委員会を開催し、審議いたしました経過並びに結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、各部局において、主に総務部関係では、災害に強い町づくり事業について、地域未来交付金（地域防災緊急整備型）の活用による防災備品の整備費用1,827万8,000円の増額、一般会計における人件費の過不足調整による減額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、防災備品の整備に対する地域未来交付金933万円の増額、各事業費の確定に伴う地方債等の減額補正が行われています。

総務部地域共創局関係では、令和6年度物価高騰対応重点支援交付金返還金1,698万4,000円の増額、地域公共交通事業費33万5,000円の増額、公債償還基金の積立金4,824万8,000円

の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、予算調整による予備費の減額、歳入予算では、普通交付税8,456万4,000円の増額、物価高騰対応重点支援交付金2,283万円の増額、公共施設整備基金繰入金2,112万円、財政調整基金繰入金8,148万9,000円等の減額補正が行われています。

まちづくり推進部関係では、三宅1号線道路整備事業200万円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、農業水路等長寿命化・防災減災事業補助金831万円の増額、各事業費の確定に伴う国庫支出金等の減額、過疎対策事業債の増減調整が行われています。

第2表繰越明許費については、諸般の理由により令和8年度に繰り越して支出する必要がある消費喚起支援事業5,730万7,000円、災害に強い町づくり事業3,075万5,000円など繰越明許費の設定が行われています。

以上が令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。

総務部関係では、職員採用の状況と人件費の減額理由について、国の地域未来交付金の活用による防災備蓄備品の整備内容について質疑を行いました。

総務部地域共創局関係では、M i i M oにおける防災用備品の内容と音響設備の現状について、ヤマト地域連携推進協議会の解散理由について質疑を行いました。

まちづくり推進部関係では、大和平野中央プロジェクト推進事業における町道2号線と5号線の整備状況と今後の予定について、老朽危険空き家をはじめとする空き家対策の現状と今後の進め方について質疑を行いました。

この議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、本委員会は全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第9号 令和7年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算案では、収益的事業で703万8,000円の減額、資本的事業で96万1,000円の減額となっており、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定については、物価高騰や民間賃金の引上げに伴い、各委員の報酬額を見直すもので、各委員の報酬額を見直す経緯についてや今後の社会情勢による見直しの必要性についての質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例等の一部を改正する条例の制定については、令和7年8月の人事院勧告による通勤手当の改正、また、職員の給与水準を他の類

似団体との均衡を図るために給与表の改正等を行うもので、通勤手当の改正内容について、昇給停止による職員の処遇と町独自の人員体制の維持について、近隣市町村の現状と給与体系を見直す経緯について質疑を行い、管理職に対する責任の重さやモチベーションの維持などに対する意見があり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認しました。

次に、議案第12号 三宅町議会議員選挙及び三宅町長選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の改正に伴い、選挙運動の公費負担の上限額の改正を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第13号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定については、損害賠償等に係る補償基礎額を改正するもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、法律の改正に伴い、引用する条項の繰下げが生じたため、条例の改正を行うもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第20号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定については、関係法令に基づき、引き続き本計画を策定するもので、特別措置法の内容と計画の位置づけなどについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第21号 工事請負変更契約の締結について（今石井堰更新工事）は、本請負契約において、変更契約を締結するに当たり議会の議決を求めるもので、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定については、町長の給料額を15%減額措置するもので、これまでの減額措置の現状と今後の見通しについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、承認第1号 令和7年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の承認については、物価高騰対応重点支援事業の実施について、緊急の予算措置を行ったもので、学校施設へのウオータークーラー設置費用をはじめとする経費について増額補正が行われ、自治会への補助金に対する適切な行政の対応についての意見があり、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第2号 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認について

は、衆議院議員総選挙の実施について緊急に予算措置を行ったもので、759万5,000円の増額補正が行われ、補助対象の経費や選挙掲示板について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、請願第1号 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願については、奈良県が進める県有地活用事業（ヤング・イノベーション・レジデンス）に対する地域住民からの要望に関するもので、紹介議員より請願の趣旨について説明がありました。

請願の内容については、地域の住民の方々が、県有地活用事業が地域と新たな人々が共に安心して暮らし、将来にわたって誇れる町づくりへと発展することを心より願っておられる内容であります。

委員からは、地域住民の方々が今後どのようにしていくのか不安に思っておられること、意見や、奈良県や三宅町の進め方が住民に伝わっていないのではないか、また、請願の内容を受けて、紹介議員として、三宅町議会（委員会）として、請願者に対してどのように対応すべきか、今後の対応する時期など様々な意見がありました。

請願の審議においては、慎重に審議を行い、本委員会は審査の結果、全員賛成で採択すべきものと決定いたしました。

また、委員会の意見としては、請願の願意は妥当であることから、三宅町議会（委員会）としては、早期に請願の趣旨が実現されるよう三宅町長に対して請願書を送付するとともに、地方自治法第125条の規定により、処理の経過並びに結果を令和8年4月末日までに報告されるよう請求する旨の意見をつけることに決定いたしました。

以上が、総務建設常任委員会に付託を受けました補正予算案2件、議案8件、承認2件、請願1件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げて、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） 続きますので、3月17日に開会されました福祉文教常任委員会の報告を求めます。

福祉文教常任委員会委員長、久保憲史君。

○福祉文教常任委員会委員長（久保憲史君） 去る3月5日、第1回定例会本会議において、福祉文教常任委員会に付託を受けました議案について、17日に福祉文教常任委員会を開催し、審議いたしました経過及び結果について報告いたします。

まず、議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案について、各部局において、主に住民生活部関係では、障害者自立支援事業費の障害福祉サービス給付費1,448万

1,000円の増額、介護保険特別会計繰出金38万5,000円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、障害福祉サービス給付費に対する国庫支出金等の増額、実績額確定による国庫支出金等の減額補正が行われています。

健康子ども部関係では、燃料費価格高騰によるあざさ苑指定管理料336万8,000円の増額、各事業の執行見込額確定による事業費の減額、歳入予算では、保育所受託者の増加による受託負担金360万2,000円の増額、実績額確定による国庫支出金等の補正が行われています。

教育委員会事務局関係では、式下中学校組合負担金など、各事業の執行見込額確定による事業費の減額補正が行われております。

第2表繰越明許費については、諸般の理由により令和8年度に繰り越して支出する必要がある学校施設へのウォータークーラー設置費用435万6,000円など、繰越明許費の設定が行われています。

第3表債務負担行為について、燃料価格高騰によるあざさ苑指定管理料、町制50周年記念事業の三宅町史作成経費について、債務負担行為の限度額の変更が行われています。

以上が令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案であり、次のような質疑を行いました。住民福祉部関係では、障害福祉サービス費の増減理由について質疑を行いました。

健康子ども部関係では、出生者数の現状について、ひとり親支援事業費の減額理由について、保育士派遣委託料の減額理由と2歳児クラスの現状について、国庫補助金の申請内容について質疑を行いました。

教育委員会事務局関係では、地域人権学習事業委託料の減額理由について、地域おこし協力隊を雇用しなかった理由とコミュニティスクールの実施状況について、また、町制50周年記念事業の町史を作成しないこととなった経緯や、教育委員会をはじめとする各部局における各事業の優先度について質疑を行いました。

質疑においては、委員より、三宅町の記念事業の実施に対する前向きな考え方に対する意見や、職員からのボトムアップによって実施してもよいのではなどの意見、また、大きな事業や優先度の高い事業を実施することによって、記念事業を実施しなくてもよいなどの意見など、様々な意見がありました。

この議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算案については、本委員会では全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第7号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算については、実績見込額確定により、歳入において、国民健康保険税収入1,020万4,000円の増額、交通事

故等による第三者求償損害賠償金228万3,000円の増額、一般会計繰入金の減額、歳出においては、県に対する国民健康保険事業費納付金690万2,000円の増額補正が行われ、県単一化による国民健康保険税の県に対する納付金の内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第8号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算については、歳出において、保険料率の算定方法の特例に対応するための経費77万円の増額、歳入においては、歳出予算に対する国庫補助金及び一般会計繰入金の増額補正が行われ、税制改正による非課税の方への影響と暫定的な保険料算定の内容について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定については、障害者自立支援医療等実施による確認事務の追加、障害者自立支援法の廃止に伴う引用する法令の整理を行うもので、障害福祉サービス事務などについて、マイナンバーの独自利用による利用者の利便性や業務の効率化などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、関係法令の改正に伴い、国民健康保険税に子ども・子育て支援金分を新設するとともに、賦課限度額の引上げを行うもので、条例改正となる経緯や具体的な保険料の額について質疑を行い、本委員会は原案のとおり賛成多数で承認いたしました。

次に、議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定については、令和7年度税制改正による保険料段階の判定を令和8年度に限り継続するための規定を定めるもので、税制改正の影響を受けた所得に対する保険料の判定内容や条例改正となる基準と市町村独自の改正などについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第17号 三宅町乳児等通園支援事業に関する条例の制定については、令和8年4月より開始される乳児等通園支援事業を実施するために必要な事項を定めるもので、こども誰でも通園制度における定員や利用条件などの具体的な実施内容と、一時預かり保育の現状と関係性について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第18号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定について並びに議案第19号 三宅町家庭的保育事業等

の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定については、いずれも関係法令の施行に伴い条例の一部を改正するもので、保育施設や保育事業に対する双方の条例の関係性や、育士不足などに対応するための保育施設における環境整備の内容について質疑を行い、本委員会はいずれも原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第22号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定について、令和7年度末をもって現在の指定期間が終了することから、新たに指定管理者を指定するもので、指定管理料について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、議案第23号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定については、令和7年度末をもって現在の指定期間が終了することから、新たな指定管理者を指定するもので、指定期間が2年間である理由と施設の現状について質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

次に、承認第1号 令和7年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の承認については、物価高騰対応重点支援事業の実施について、緊急に予算措置を行ったもので、子育て応援手当給付事業をはじめとする経費について増額補正が行われ、物価高騰を支援する具体的な医療施設や学校などに配置するウオータースタンドなどについて質疑を行い、本委員会は原案のとおり全員賛成で承認いたしました。

以上が福祉文教常任委員会に付託を受けました補正予算案3件、議案8件、承認1件の概要であり、慎重に審議を行いましたことをご報告申し上げまして、委員長報告を終わります。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

ただいま各委員長の報告が終わりましたので、これより委員長報告に対し質疑を許します。
質疑はありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑を終わります。

これより討論を行います。

討論はありませんか。

池田議員。

○9番（池田年夫君） ただいま、予算審査特別委員会、総務建設常任委員会、福祉文教常任委員会の各委員長報告がありました。

3月議会の議案の中で、三宅町一般会計予算案、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の4特別会計、議案第15号について、反対討論を行います。

三宅町令和8年度の一般会計予算総額は51億8,200万円で、昨年度予算に比べて6億5,200万円、15%の増となっていますが、令和7年度繰越明許費7,785万3,000円を追加加算すると、52億5,985万円となります。

令和8年度三宅町一般会計予算案では、住民福祉の施策として、自治会活動の支援として400万円、子どもの医療費無料化に1,915万円、幼稚園の給食無償化に365万円、三宅小学校の給食無償化に3,250万円が新規事業として計画されていますが、歳入で、企業版ふるさと納税として4億5,000万円が計上、地域おこし協力隊のサポート事業として3,145万円が計上、地域おこし協力隊のサポート事業導入がされて数年たちますが、具体的に住民に見える事業の成果にはなっていません。また、小学校の建て替え問題についても、基本構想印刷費140万円が計上されていますが、住民や教育関係者への説明等が行われているのか不透明です。

2025年に廃止された臨時財政対策債が、今度は返済する財源として、臨時財政対策債償還基金費が今年度から計上され、三宅町の場合、令和7年6月30日現在の臨時財政対策債は10億1,656万8,000円となっており、令和7年度の償還費は724万円で、何年かかって返還されるのか不透明であります。臨時財政対策債は、政府が地方自治体に対して交付すべき額を地方自治体で借金を可としてきたもので、交付税として早急に基金として残すのではなく、地方自治体に交付すべき金額です。

三宅町の令和8年度予算案の中でも、基幹系電子計算システムとして、住民情報、税務、国民年金、福祉、国民健康保険の各事務事業における総合行政システムの運用管理に係る経費、戸籍情報システム及び戸籍の附票システムの改修業務、デジタル基盤改革支援補助金、システム標準化・共通化に関する事業などの国の方針で予算が計上され、さらにデジタル活用推進事業債687万円が計上されています。

この法律は、2022年10月に地方公共団体情報システム標準化基本方針がつくられ、2023年4月から移行支援期間として位置づけられています。2025年までに主要20種目、住民基本台帳、戸籍の附票、固定資産税、個人住民税、法人住民税、軽自動車税、印鑑登録、選挙人名簿管理、子ども・子育て支援、就学援助、児童手当、児童扶養手当、国民健康保険、国民年金、障害者福祉、後期高齢者医療、介護保険、生活保護、健康管理が組み入れられ、国による一元的なシステム仕様が義務づけられることで、これまで自治体が独自で提供してきた行政サービスが継続できなくなる懸念があります。

国民健康保険会計、後期高齢者医療会計に子ども・子育て支援金として、被保険者の保険料に上乗せして徴収することになり、住民に負担をかけることとなります。

介護保険特別会計であります。今年度予算案でも、普通徴収の方の滞納繰越分として30万9,000円を計上、介護保険料を払えない住民がいる中で、政府は利用料2割負担の対象拡大の強行、利用者の9割以上が1割負担で、居宅サービスの利用の要介護1の人が限度額まで利用した場合、負担額は月約1.7万円、要介護5では約3.6万円です。2割になれば、この場合、介護は一時的なものでなく、負担は固定的な費用として長く続きます。年金生活の中で耐え難い負担となり、利用を控えざるを得ません。三宅町も訪問介護を再開すべきであります。

下水道事業特別会計については、滞納分について記されていませんが、滞納家庭があります。これらの現象は、住民の生活が物価高や生活費収入の減少に表れています。また、ウォーターPPP導入調査業務費用として550万円を計上し、事故防止策に民間導入を導入すべきではありません。

条例議案については、議案第15号で、国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定については、先ほども指摘しましたが、子ども・子育て支援金として被保険者の保険料に上乗せして徴収することになり、住民に負担をかけることとなりますので、反対であります。

他の条例案は住民の負担を課す問題ではありませんので、令和8年度三宅町一般会計予算案、国民健康保険、介護保険、後期高齢者医療、下水道事業の特別会計予算案、議案第15号の条例案に対して反対意見を述べ、討論を終わります。

○議長（瀬角清司君） 森内議員、賛成討論、反対討論。

賛成討論で。

○7番（森内哲也君） そうしましたら、私は、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算案に賛成の立場で討論させていただきます。

まず初めに、大きな異動があった中、苦労を重ねながら新年度の予算案を作成された職員の皆様に敬意と感謝を申し上げます。

その上で、この予算案は、物価高騰、人件費の上昇、人口減少、高齢化の進行という厳しい現実の中で、住民の暮らしを支えるために必要な予算を何とか形にしようとしている予算案であると私は受け止めました。福祉、医療、子育て、教育、地域交通、社会インフラ、どれも小さな町にとっては、削ればすぐに財政的な数値は、悪化を避けて効率化できるように見えるかもしれませんが、しかし、実際には、どれも暮らしの土台そのものです。私はこの土

台を守ろうとする姿勢を評価し、本年度の予算に賛成するものであります。

特に、幼稚園の給食費の無償化だとか、健康診断に係る支援あるいはタクシーチケットの額面増額など、住民の生活に直接届く支援は大事に受け止めたいと思っております。私は、こうした支援が今後、受益者負担という言葉だけをもって簡単に切り捨てられていくことがないよう強く願います。

もちろん、制度設計や負担の公正性は必要です。しかし、町の支援というものは、単に個人が得をするか損をするかだけではかるものではないと思っております。子育て世帯が安心できること、高齢者の皆さんが移動できること、健康を守る予防が働くこと、そのこと自体が町全体の安定につながります。そこを見失ってはならないと思っております。

また、私は、令和8年度から導入される集落支援員の制度にも注目しております。これは、単なる補助制度として終わらせてはならないのではないかなと思っております。それぞれの自治会にとって本当に使える制度とは何か、どうすれば自治会活動の維持や再生につながるのか、行政はぜひ研究していただきたいと思えます。

自治会の実情は一律ではございません。担い手が不足しているところもあれば、行事の継続が難しくなっているところもありますので、だからこそ、制度を紹介するとか補助金を配るというものだけではなく、町にとっても自治会にとっても意味のある形に育てていくことを期待したいと思っております。

次に、未来の学校プロジェクトについてもちょっと触れさせていただきます。

この事業の方向性を決して否定するものではございません。むしろこれからの時代に、学校を単なる教育施設としてではなく、子供や家庭、地域をつなぐ拠点として考え直そうという試みには、大いに期待をさせていただいております。人口減少社会の中で、私たちが自分たちの教育の在り方を主体的に考えようとする態度は応援させていただきます。

しかし、同時に、ここには極めて大きな論点を含む事業であるとも思っております。学校を大事にすることと学校に全てを背負わせることは違うと考えております。学校は大切です、学校を核にという言葉が強くなり過ぎますと、学校さえ整えば町がよくなるのかというような話に傾く危険もあるかなと思っております。

三宅町の未来は、地域の居場所、福祉、交通、インフラ、住民同士の関係、自由に語り合える空気、そうしたものが重なって初めて、町の未来が形づくられます。

だからこそ、財政面でも冷静さが必要だと思っております。基本構想は入口にすぎず、将来は建設費、維持管理費、公共施設の再配置、他施設との関係や人口減少下の中での持続可

能性という極めて重い問題につながっていくと思っております。

私は、未来の学校プロジェクトを進めるのであれば、理念だけではなく、総事業費や維持費、柔軟性、将来の教育再編にも耐え得る設計思想まで含めて、町民に開かれた形で進めていってほしいと考えております。

したがって、私はこの事業については、期待を持って応援するとともに、住民さんとの対話を本物にして、外部人材の知見も使わせていただきながら、最終的には三宅町自身の思想として構想を練り上げることを強く求めたいと思います。

次に、地域おこし協力隊などの関連事業について申し上げます。

私は、この分野については、基本的に前向きに評価したい、そう思っております。人口減少が進む町にとって、建物や制度だけでなく、人に投資することは非常に重要だと思っております。地域おこし協力隊は、外から来た人材の力を借りる制度であると同時に、町の中に新しい視点や関係性を持ち込む制度でもあります。地域の課題を地域の中で見ていると、見えなくなることもあります。だからこそ、外からの視点が入る意味は大きい、そう思っております。

私は、三宅町がこの分野に一定の予算を投じることを、前向きな姿勢として受け止めております。若者の居場所づくりや地域との接続、活動支援といった分野で、協力隊が行政の手の届きにくい部分を丁寧に支えていっていただくことは大きな可能性がある、そんなふうに思っています。

小さな自治体だからこそ、人と人との距離が近く、挑戦が町全体に波及しやすい。私は、地域おこし協力隊の皆さんにはぜひ、三宅町の中で委縮せず、現場で見えたこと、感じたことを率直に出していただきたいと思っておりますし、行政にもそれを受け止める度量を持つてほしいと思っています。この挑戦を応援したいと思っております。

さらに、私、予算案に計上された、のった事業だけでなく、実施されなかった事業についても一言申し上げます。

例えば町民マラソン大会であったり、先ほど報告に出ました町制50周年記念の記念品の作成であったり、一般の住民の視点に立った小商いを狙った企業の応援、かつてスタートアップというようなことも言われたような事業の取組についてです。こうした事業、本当にやめてしまったてよいものだったのか、継続の必要性はなかったのか、あるいはなぜ実施できなくなったのかなど、その振り返りを私は求めたいと思っております。

事業を評価するときに、採算や実施件数だけでは見えないものがあるというふうに考えて

おります。これらの事業、いろんな事業、住民同士のつながりをつくるものなのか、今あるつながりを維持したり強くしたりするものなのか。この視点は。成果が数字に表れにくいけれども、これからの町づくりにおいては最も重要な視点の一つだと私は考えております。

人と人とのつながりが弱くなれば、自治会も子育ても防災も福祉も教育も、全てがじわじわと弱っていきます。見えにくいからこそ、行政はこの視点を落としてはならない。新年度の事業を進めるに当たっても、この視点を持ち続けていただきたいと思っております。

私はこの予算案について、評価すべき点を評価し、併せて必要な注文を、繰り返すになると思いますが、申し上げたいと思います。

住民支援を受益者負担の一言で後退させないでください。未来の学校プロジェクトは理念先行で進めず、財政面も含めて町民に開かれた形で進めてください。集落支援員や地域おこし協力隊の制度を、町の内部に力が残る形で生かしてください。そして、事業の評価に当たっては、住民同士のつながりをつくるのか、維持するのか強くするのか、そういう視点は決して失わないでください。

以上を申し添えて、議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算案に賛成いたしたいと思っております。

○議長（瀬角清司君） ほかに討論ありませんか。

反対討論、松本議員。

○5番（松本 健君） 議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてに関して、反対の立場で討論させていただきます。

この中にいろいろ項目がありますが、一つ、子ども・子育て支援のための税率、税率という保険料アップの部分がございます。これは皆様ご存じのとおり、国が決めたから、それが地方に下りてきて、こうやるんだというような形になっておりますが、そもそも国と地方は対等であり、この三宅町議会、三宅町の行政というのも、地方政府であると私は考えております。

現実には、子ども・子育ての関連の費用を税じゃなくて、こういう保険料から回すということに対しては、世の中にもいろんな、えっ、こんなの本当にやっていいのというふうな考えもあったでしょうし、現在いろいろ、ここに上がってきている議員の皆さんにしてみても、本来はおかしいことなんじゃないのかな、でも国が決めたことだからというので、賛成という立場が多いと思っております。

ここで原点に立ち戻って、国と地方は対等、地方は地方政府の立場で、この条例に関して

どうするかという立場で、私は一議員として、この条例に反対したいと思います。これは、行政職員の皆様にご苦勞をおかけするというようなつもりでやっているわけではなくて、国と地方は対等という立場を貫くという意思表示であるということだけ、ここで発言させていただきたいと思いました。

以上です。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員、賛成討論で。

○1番（梅本睦男君） 私は議案に対して、賛成の立場から討論させていただきます。

まず、学校の建て替えについてです。

学校は、子供たちが学ぶ場所であると同時に、地域にとっても大切な拠点であります。地域事業や交流の場、さらには災害時には避難所としての役割を担うなど、住民生活に深く関わる施設です。だからこそ、学校の建て替えは、教育環境の整備だけではなく、三宅町の将来にも関わる重要な取組と考えます。

○議長（瀬角清司君） 梅本議員、マイクもうちょっとこっち。

○1番（梅本睦男君） また、地域おこし協力隊の活用についても、地域の新しい担い手として、新しい視点や力をもたらす大切な制度であり、地域の活性化につながる可能性を持った取組であると思います。しかしながら、これらの取組は、結果や成果だけで評価されるものではなく、そこに至るまでの過程が大変重要であると考えます。

学校の建て替えについても、計画の段階から、住民や保護者に対して丁寧に途中経過を共有し、地域と共に進めていく姿勢が必要であると考えます。同様に、地域おこし協力隊の活動についても、その成果は数字だけで評価されるものではなく、地域の方々との関係づくりや活動の積み重ねの中で生まれてくるものだと考えます。

だからこそ、活動の結果だけではなく、どのような取組を行い、どのような課題に向き合っているのかを、三宅町の住民と共有していくことが重要であります。そうした積み重ねが地域の理解と協力を生み、結果として三宅町の活性化につながっていくものと思います。

行政と住民、そして議会が情報を共有しながら取組を進めていくことが、結果として、よりよい地域づくりにつながるものと期待いたします。結果だけでなく、その過程を大切にし、住民と共に歩む行政が進められることを期待し、本議案に賛成します。

以上です。

○議長（瀬角清司君） ほかに討論ありませんか。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 討論なしと認めます。

討論を終わります。

お諮りします。

議案第1号 令和8年度三宅町一般会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第2号 令和8年度三宅町国民健康保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第3号 令和8年度三宅町介護保険特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第4号 令和8年度三宅町後期高齢者医療特別会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第5号 令和8年度三宅町下水道事業会計予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第6号 令和7年度三宅町一般会計第7回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第7号 令和7年度三宅町国民健康保険特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第8号 令和7年度三宅町介護保険特別会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第9号 令和7年度三宅町下水道事業会計第4回補正予算についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（瀬角清司君） 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第10号 特別職の職員で非常勤のものの報酬及び費用弁償に関する条例の一部を改正

する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第11号 一般職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定をいたしました。

お諮りします。

議案第12号 三宅町議会議員及び三宅町長の選挙における選挙運動の公費負担に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第13号 三宅町消防団員等公務災害補償条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第14号 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第15号 三宅町国民健康保険税条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第16号 三宅町介護保険条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第17号 三宅町乳児等通園支援事業に関する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第18号 三宅町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営の基準に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第19号 三宅町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第20号 三宅町過疎地域持続的発展計画の策定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第21号 工事請負変更契約の締結について(今石井堰更新工事)を採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

議案第22号 三宅町体育館、奈良県三宅健民運動場、三宅町中央公園及び運動施設の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

議案第23号については、9番、池田年夫議員に直接の利害関係にある議案であると認められますので、地方自治法第117条の規定により退場を求めます。

(9番 池田年夫君退場)

○議長(瀬角清司君) お諮りします。

議案第23号 三宅町立東屏風体育館の指定管理者の指定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

退場しておられます池田年夫議員に入場していただきます。

(9番 池田年夫君入場)

○議長(瀬角清司君) お諮りします。

議案第24号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

承認第1号 令和7年度三宅町一般会計第5回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

承認第2号 令和7年度三宅町一般会計第6回補正予算の専決処分の承認についてを採決いたします。

本件は、委員長の報告のとおり承認することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

お諮りします。

請願第1号 三宅町石見地区における県有地活用事業に関する請願についてを採決いたし

ます。

本件に対する委員長報告は採択です。

本件は、委員長の報告のとおり採択することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長(瀬角清司君) 起立全員と認めます。

よって、本件は委員長の報告のとおり採択することに決定いたしました。

◎動議の提出

(「議長」と呼ぶ者あり)

○議長(瀬角清司君) 辰巳議員。

○8番(辰巳光則君) 動議を提出させていただきます。

動議の内容は、令和8年度三宅町一般会計予算に対する附帯決議について、緊急を要するものと思われま。直ちに日程に追加し、議題とすることを望みます。

○議長(瀬角清司君) 提出者以外に2名の賛成者は挙手をお願いします。

(賛成者挙手)

○議長(瀬角清司君) ただいま辰巳光則議員から、令和8年度三宅町一般会計予算に対する附帯決議についてを日程に追加し、議題とすることの動議が提出されました。

この動議は2名以上の賛成者がありますので、成立いたします。

休憩いたします。

(午前11時17分)

○議長(瀬角清司君) 再開いたします。

(午前11時19分)

◎日程の追加

○議長(瀬角清司君) この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることについて採決いたします。

この採決は起立によって行います。

この動議を日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに賛成諸君の方は起立をお願いします。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立全員です。

よって、この動議は日程に追加し、追加日程第1として議題とすることに可決されました。

◎発議第1号の上程、説明、質疑、討論、採決

○議長（瀬角清司君） 追加日程第1、発議第1号 令和8年度三宅町一般会計予算に対する
附帯決議についてを議題とします。

議案の朗読を省略し、提出者の辰巳光則君より提案理由の説明を求めます。

辰巳光則君。

○8番（辰巳光則君） それでは、附帯決議の提案説明をさせていただきます。

発議第1号 令和8年度三宅町一般会計予算に対する附帯決議について、提案理由を説明させていただきます。

先ほど可決されました令和8年度三宅町一般会計予算のうち、地域おこし協力隊サポート事業についてです。

地域おこし協力隊の活動内容がよく分からないという住民さんからの意見が数多く寄せられてきます。我々議会としましても、地域おこし協力隊の方々が町のために日々努力していただいていることは理解していますが、より多くの住民さんに地域おこし協力隊の方々の活動を広く発信され、ご理解いただくことを願っております。

そのためには、今まで以上に町から住民さんへの発信が大切だと考え、提出させていただくものであります。議員各位のご賛同をよろしくお願い申し上げます。

○議長（瀬角清司君） ただいま説明が終わりましたので、質疑に入ります。

なお、質疑は会議規則第55条の規定により、同一議員には2回までといたします。

質疑はございませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 質疑なしと認めます。

質疑は終わります。

これより討論を行います。

討論ございませんか。

渡辺議員。

○6番（渡辺哲久君） 反対討論を行います。

このテーマについては、1時間を超える議員間討論で論議を重ねました。それでもなお納得できない点が2点あり、反対します。

1点目は、地域おこし協力隊の活動について、様々課題は抱えながら頑張っておられると思いますが、附帯決議として上げるほど重要な課題が今現状あるというふうに私は認識していません。これが第1点です。

第2点は、この附帯決議の内容に関わる点です。

もともと地域おこし協力隊というのは、外部から何かその人の志を持って応募していただき、行政サイドの三宅町の今後の町づくりにとって必要な課題、それを突き合わせながら協力して、今までの町が持っていなかった力を借りて一緒に実現していくという、そういう活動だと思っただけです。だから、なかなか決められた期限、3年という上限があるわけですが、決められた期限で本当に成果が出るかどうかというのは、やってみないと分からない。そこに対して、あまり性急に成果を求めるとするのは、この活動に対するあまり応援にはならないんじゃないかなというふうに考えています。

今日、附帯決議の文面については、そういう論議を重ねて、非常にその点プレッシャーにならないように、双方の立場を踏まえた気を遣った文面にはなっているんですが、その点は、熟議を重ねた論議を十分反映してくださっているとは思っていますが、しかしやっぱり、それでもなお、附帯決議として出されて求められるということが、担当の職員や、あるいは現場の地域おこし協力隊の皆さんに、プレッシャーに感じる点がどうしても生まれるんじゃないかと。

今それほど、一旦足を止めてでも見直すべき状況にあるというふうに私は感じていませんので、第1点で述べたように、この時点で附帯決議、これだけ配慮した内容ではありますが、やはりプレッシャーになるんじゃないかということを危惧します。

以上2点で、この決議に反対します。

○議長（瀬角清司君） ほかに討論ございませんか。賛成でも反対でも。

（「なし」と呼ぶ者あり）

○議長（瀬角清司君） 討論なしと認めます。

討論は終結いたします。

お諮りします。

発議第1号 令和8年度三宅町一般会計予算に対する附帯決議について採決いたします。

本件は、原案のとおり可決することに賛成諸君の起立を求めます。

(賛成者起立)

○議長（瀬角清司君） 起立多数と認めます。

よって、本件は可決することに決定いたしました。

◎閉会中の継続審査について

○議長（瀬角清司君） お諮りします。

閉会中の継続審査について、当面する諸問題につきましても、各委員会の議会閉会中においても、引き続き調査並びに審査の必要がありますので、地方自治法第109条第8項の規定に基づき、議会閉会中においても継続して調査並びに審査していただきたいと思ひます。これにご異議ございませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

○議長（瀬角清司君） 異議なしと認めます。

よって、議会閉会中の各委員会で、継続して調査並びに審査していただきたいと思ひます。

◎町長挨拶

○議長（瀬角清司君） 以上で、本定例会に提出されました案件は全て議了いたしました。

閉会に当たり、森田町長より挨拶を受けることにいたします。

森田町長。

○町長（森田浩司君） 議長のお許しをいただきましたので、令和8年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

議員各位におかれましては、本定例会に上程しました令和8年度三宅町一般会計予算をはじめとする当初予算5件、令和7年度の補正予算4件、条例の制定及び改正11件、計画の策定1件、請負契約の変更1件、指定管理者の指定2件、承認2件、同意3件の重要案件について慎重ご審議いただき、全議案ご可決、ご承認を賜りましたこと、厚く御礼申し上げます。

本定例会会期中、一般質問、予算審査特別委員会並びに各常任委員会にてご審議いただいた課題等につきましては、貴重なご意見とし、真摯に受け止め、今後の町政に生かしてまいりたいと考えております。

さて、令和8年度一般会計当初予算は、三宅ビジョンである「自分らしくハッピーにスモール（住もうる）タウン三宅町」を実現するための予算として、昨年度より6億7,425万円増の51億8,200万円の計上となりました。また、教育長の人事案につきましては、全員一致

でご同意いただきましたこと、この場をお借りして、重ねて御礼申し上げたいと思います。

これからも、再任されました大泉教育長率いる教育委員会と密に連携し、学校を核としたまちづくりを目指す未来の学校プロジェクト事業を力強く推進してまいりたいと考えております。

また、対話を通じて挑戦と失敗を恐れない文化を醸成し、誰もが自分らしく幸せに暮らせる町を実現するため、まちの共創者として、吉弘副町長並びに職員全員と一丸となって邁進する所存でございます。

新年度におきましても、実感できる豊かさとは何か、いわゆるウェルビーイング政策を推進するとともに、その前提となる町民ニーズに対応した事業執行を行うべく、その原点に立ち返り、10年、20年、30年後の未来のために今私たちができることを確認し、果たすべき役割や使命を一人一人がしっかりと考え、行政運営に当たってまいります。今後も、議員皆様のご理解、ご協力を賜りますようお願い申し上げます。

結びに、全国各地から桜の開花宣言の便りが届く季節となり、日増しに暖かさを感じる季節となりました。議員皆様におかれましては、新年度にかけて公私何かとお忙しい時期とは存じますが、くれぐれも健康にご留意され、ますますのご活躍を祈念申し上げますとともに、より一層のご支援を賜りますようお願いを申し上げ、令和8年3月三宅町議会第1回定例会の閉会に当たりましてのご挨拶とさせていただきます。ありがとうございました。

○議長（瀬角清司君） ありがとうございます。

◎閉会の宣告

○議長（瀬角清司君） 以上で、令和8年3月三宅町議会第1回定例会を閉会いたします。

議員各位におかれましては、慎重なる審議をいただきまして、誠にありがとうございました。お疲れさまでした。

（午前11時30分）

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和 年 月 日

議 長

署 名 議 員

署 名 議 員